

門真市一般廃棄物処理基本計画
(素案)

平成22年1月

門真市

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 計画の性格と位置付け	1
第3章 計画目標年度	2

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ減量化及び処理の現状と基本的課題	5
第1節 門真市の概要	5
第2節 ごみ処理システムの現状	6
(1) ごみ処理システムの概要	6
(2) 収集・運搬の現状	7
(3) 適正処理が困難な物への対応	9
(4) 焼却・破砕処理施設等の現状	9
(5) 最終処分の現状と動向	12
第3節 ごみ排出量の動向とごみ減量可能性	13
(1) ごみ排出量の動向	13
(2) 家庭系ごみの減量可能性	13
(3) 事業系ごみの減量可能性	16
第4節 ごみ減量化の現状	20
(1) 市民・事業者・門真市のごみ減量化の取り組みの現状	20
(2) 1人1日当たりの資源化量の現状	20
第5節 ごみ処理費用の現状	23
(1) ごみ処理費用の現状	23
(2) ごみ処理手数料	25
第6節 ごみ処理・減量化に係る体制	26
第7節 ごみ処理基本計画の進捗状況と計画改定に向けた課題	28
(1) 計画フレームの予測と実績	28
(2) 計画改定に向けた課題	30
第2章 ごみゼロ社会を目指すための基本構想	34
第1節 計画策定に当たっての基本姿勢	34
第2節 基本理念	35
第3節 基本方向	35
(1) 4つの基本方向	36
(2) 計画推進のために	37

第3章	ごみ処理基本計画の基本フレーム	38
第1節	人口やごみ排出量の動向	38
(1)	家庭系ごみ	38
(2)	事業系ごみ	39
第2節	ごみ減量の可能性	40
(1)	家庭系ごみ	40
(2)	事業系ごみ	42
第3節	減量目標と計画の基本フレーム	44
(1)	計画目標年度	44
(2)	将来人口	44
(3)	減量目標設定の考え方	44
(4)	ごみ減量目標と計画の基本フレーム	45
第4章	基本計画	49
第1節	市民の3R行動をみんなで支える仕組みの確立	49
(1)	市民・事業者・門真市の三者協働の体制づくり	49
(2)	レジ袋削減等の三者協働による具体的な取り組みの展開	50
(3)	地域におけるごみ減量の担い手づくりとリサイクル活動の活性化	50
(4)	市民との意見交換会の開催	50
(5)	店頭回収・拠点回収の拡充	50
(6)	分別収集の拡充	50
(7)	分別排出ルール周知徹底	51
(8)	ごみ減量に取り組む地域団体や市民活動グループへの支援の充実	51
(9)	大規模住宅団地等へのリサイクル促進指導の充実	52
(10)	再生品の使用拡大等リサイクルシステムの安定化	52
第2節	排出者責任の浸透と事業者の自主的ごみ減量の取り組みを促進	53
(1)	排出者責任の浸透と自己管理意識の定着	53
(2)	分別排出の徹底とごみ減量の推進	54
(3)	搬入検査の強化	55
(4)	生ごみ等有機資源のリサイクルの促進	55
(5)	ごみ減量へインセンティブが働く収集システムの検討	56
(6)	公共施設における率先行動の充実	56
第3節	環境を守る主体的行動実践者の育成	56
(1)	環境を守る主体的行動の活動拠点の機能強化	57
(2)	環境にやさしい生活の定着	58
(3)	環境に配慮した事業活動の浸透	59

第4節 低炭素社会に即した資源の循環システムの構築	59
（1）低炭素社会実現のためのごみ処理システムの運営	60
（2）資源化の推進と適正処理に適した分別収集体制の確立	60
（3）市民ニーズに対応した収集サービスの実施	60
（4）収集作業・施設の維持管理の安全対策の確保	60
（5）収集車両の環境負荷の低減	60
（6）既存焼却施設の長寿命化と、次期焼却施設の整備に向けた準備	60
（7）既存施設の維持管理の徹底と処理事業の効率化	61
（8）最終処分場の安定的確保	61
（9）適正処理が困難物への対応強化	62
（10）在宅医療廃棄物等の新しい廃棄物問題に対する処理ルールの検討	62
（11）廃棄物処理に関する総合的震災対策の充実	62
（12）きれいで潤いのあるまちづくりの推進	62
第5章 計画推進のために	63
（1）ごみ処理基本計画の進行管理	63
（2）計画推進体制の確立	63
（3）広域的連携の強化	63
（4）ごみ減量化・適正処理に関する情報収集・提供の充実	63
（5）ごみ処理費用負担の適正化のあり方の検討	64
（6）国・府への要請	64
第6章 主要事業の実施プログラム	65
（1）小規模事業所向けごみ減量化モデル事業	65
（2）既存焼却施設の長寿命化と、次期焼却施設の整備	65
（3）環境を守る主体的行動の活動拠点の機能強化	66
第3部 生活排水処理基本計画	
第1章 生活排水処理の現状と課題	67
第1節 生活排水処理の現状	67
（1）生活排水処理システムの概要	67
（2）生活排水の処理方式別動向	68
（3）し尿・浄化槽汚泥の収集状況	69
（4）し尿処理手数料	70
（5）処理施設の状況	70
（6）汚泥処分の状況	72
（7）公共下水道整備の進捗状況	72

(8) 守口市のし尿等の受入状況	73
(9) 生活雑排水対策の状況	74
(10) 生活排水処理（し尿等の処理）に係る体制	74
第 2 節 生活排水処理における基本的課題	75
第 2 章 生活排水処理基本計画の基本フレーム	77
第 1 節 計画目標年度	77
第 2 節 人口フレームの設定	77
第 3 節 処理方式別人口、し尿等処理量の予測	77
(1) 予測の方法	77
(2) 処理方式別人口の予測	78
(3) し尿等処理量の予測	78
第 3 章 生活排水処理基本計画	81
(1) 収集・運搬計画	81
(2) 処理計画	81
(3) 最終処分計画	81
(4) 浄化槽対策計画	81
(5) 生活雑排水対策計画	81
資料編	
資料 1 諮問	83
資料 2 計画の策定経過	84
(1) 門真市廃棄物減量等推進審議会開催状況	84
(2) 門真市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	85
資料 3 門真市ごみワークショップにおける検討結果	86
資料 4 ごみ処理基本計画の基本フレーム設定に関する資料	88
資料 5 減量目標・計画収集量・処理量等の基本フレーム	93

第 1 部 総 論

第1章 計画策定の趣旨

現行の門真市一般廃棄物処理基本計画は平成11年6月に改定し、改定後ほぼ10年が経過しました。今日、社会全体では、循環型社会構築に向けた法制度等の基盤が着実に整備される一方、地球温暖化現象が顕在化し、地球温暖化防止が世界共通の課題となってきました。

また門真市では、門真市第5次総合計画が策定され（平成22年3月策定）、総合計画に定められた一般廃棄物部門の施策を実現する役割を持つとともに、循環型社会の構築、地球温暖化防止に貢献する計画の策定が求められています。

このような状況の中で、公衆衛生の確保、循環型社会の構築、低炭素社会の実現にも配慮して、門真市一般廃棄物処理基本計画の見直しを行いました。

第2章 計画の性格と位置付け

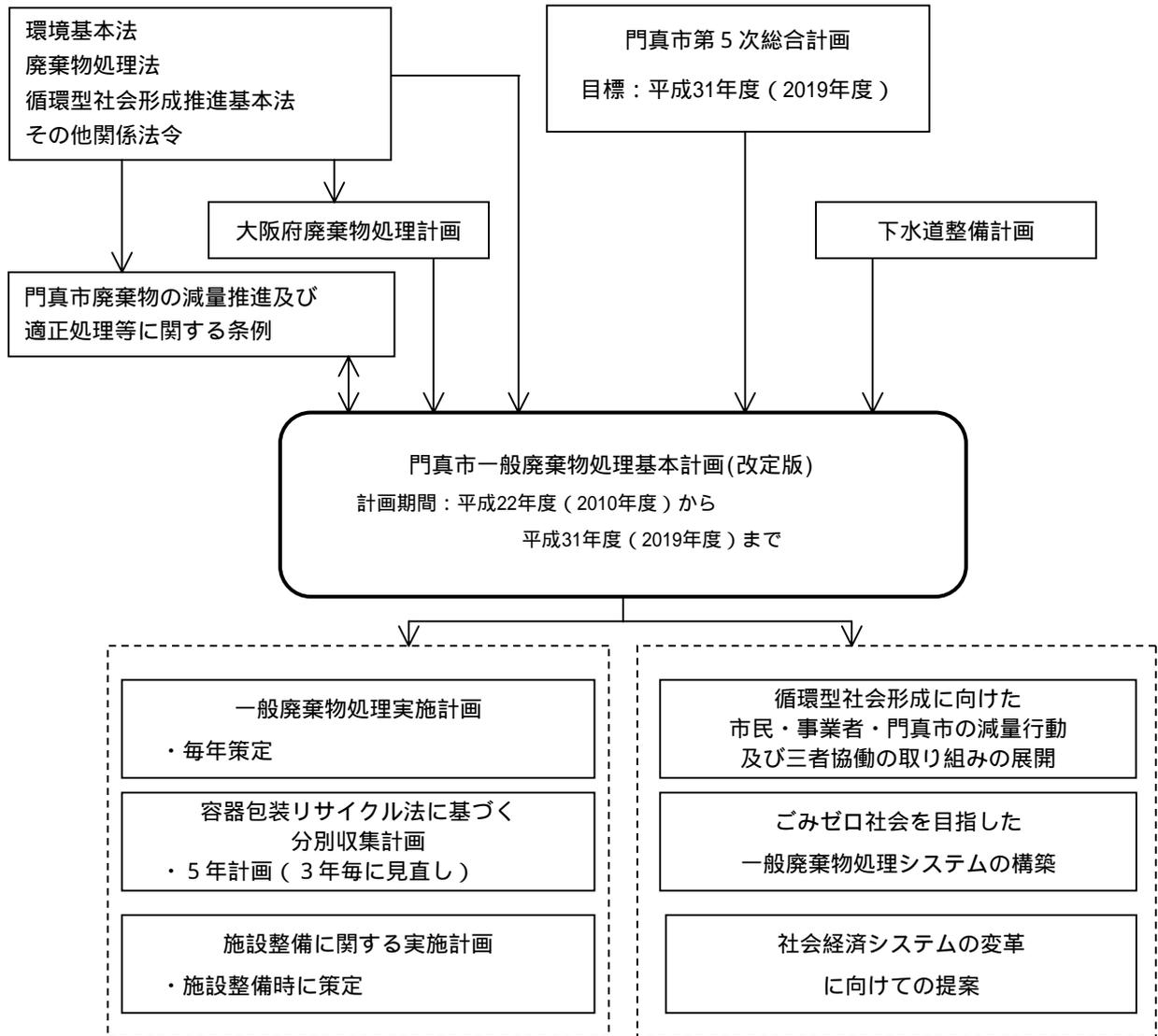
・本計画は、上位計画である「門真市第5次総合計画」（平成22年3月策定）の一般廃棄物部門の基本的施策を定めた計画であるとともに、廃棄物処理法や循環型社会形成推進基本法との整合性を保ちつつ、今後のリサイクル・ごみ処理に関して、ごみゼロ社会を目指し、一般廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進といった排出管理から、ごみやし尿等の収集・運搬、処理、処分までの一般廃棄物処理行政全般に係る基本方向を定めたものです。

・本計画は、一般廃棄物処理実施計画、一般廃棄物処理施設整備計画の策定時の基本指針であるとともに、国・府や近隣市と広域的事業を実施する場合の指針となるものです。

・本計画は、「門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例」と相互に補完しあいながら、今後、一般廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、適正な処理を実現していくものです。さらに、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、家電リサイクル法等との整合性を図っています。

・本計画に基づき、市民・事業者・門真市の三者協働によるごみ減量化・リサイクルの展開、ごみゼロ社会を目指した一般廃棄物処理システムの構築、さらに、本市だけでは実現できない社会経済システムの改革に向けた種々の提案を外に向けて発信していく指針となるものです。

図 1 - 1 計画の性格と位置付け



第 3 章 計画目標年度

平成22年度（2010年度）を初年度とし、10年後の平成31年度（2019年度）を最終目標年度とします。平成26年度（2014年度）を中間目標年度としますが、計画期間内でも、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合など、必要に応じて計画を見直します。

図 1 - 2 計画の目標年度

平成22年度 (2010) 初年度	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014) 中間目標	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019) 最終目標
← 前期 →					← 後期 →				

<参考> 門真市第5次総合計画概要（一般廃棄物処理基本計画の策定に関する抜粋）

基本構想

策定年月：平成22年3月

計画期間：平成22年度（2010年度）～平成31年度（2019年度）

将来像：『人・まち“元気”体感都市 門真』

基本理念： 人がまちを育み、まちが人を育む元気なまち

みんなが活躍しているまち

未来の発展につながるまち

基本目標： みんなの協働でつくる地域力のあるまち

将来を担う子供が育つ教育力のあるまち

安全・安心して快適に暮らせる明るいまち

いきいきと人が輝く文化薫るまち

健やかな笑顔あふれる支え合いのまち

環境と調和し、産業が支える活力のあるまち

目標人口：125,000人（平成31年度末）

基本計画

基本目標 - 3 安全・安心して快適に暮らせる明るいまち

ごみ・し尿処理の適切な処理と施設管理

ごみ処理施設については、循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出抑制や3Rを進めます。また、市民と連携し地区別減量化目標の設定を行い、ごみ減量化とともに、危険ごみ・有害ごみなどの適正処理を進め、施設の爆発・火災事故などの防止に努めます。

産業廃棄物については、適正に処理されるよう、府に指導の強化を要請します。

し尿処理施設については、し尿処理量の減少、浄化槽汚泥の適正な処理や浄化汚泥の焼却処理を実施し、施設の適正管理・運営に努めます。

基本目標 - 6 環境と調和し、産業が支える活力のあるまち

循環型社会の形成

門真市立リサイクルプラザを拠点として、市民活動と連携しごみの減量化やリサイクルの啓発に努めるとともに、省資源・省エネルギー化を進めます。また、生ごみ処理器助成金や再生資源集団回収事業などのリサイクル運動を進め、循環型社会の形成に努めます。

環境教育の充実

環境教育の支援をはじめとして市民活動団体などと協働し、市民や企業を対象とした講演会の開催、児童・生徒を対象としたリサイクル施設見学を行うことにより、環境保全意識の高揚を図ります。

環境美化意識の高揚

市域の美しいまちづくりを進めるため、「門真市美しいまちづくり条例」に基づき、まちの環境美化を促進するとともに、環境美化に対する意識の高揚を図ります。

美しいまちづくり活動の促進

地域清掃活動、違法屋外広告物撤去活動をはじめとする環境美化活動や薬剤散布、害虫の発生源の除去など地域の浄化活動を進めます。

第 2 部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ減量化及び処理の現状と基本的課題

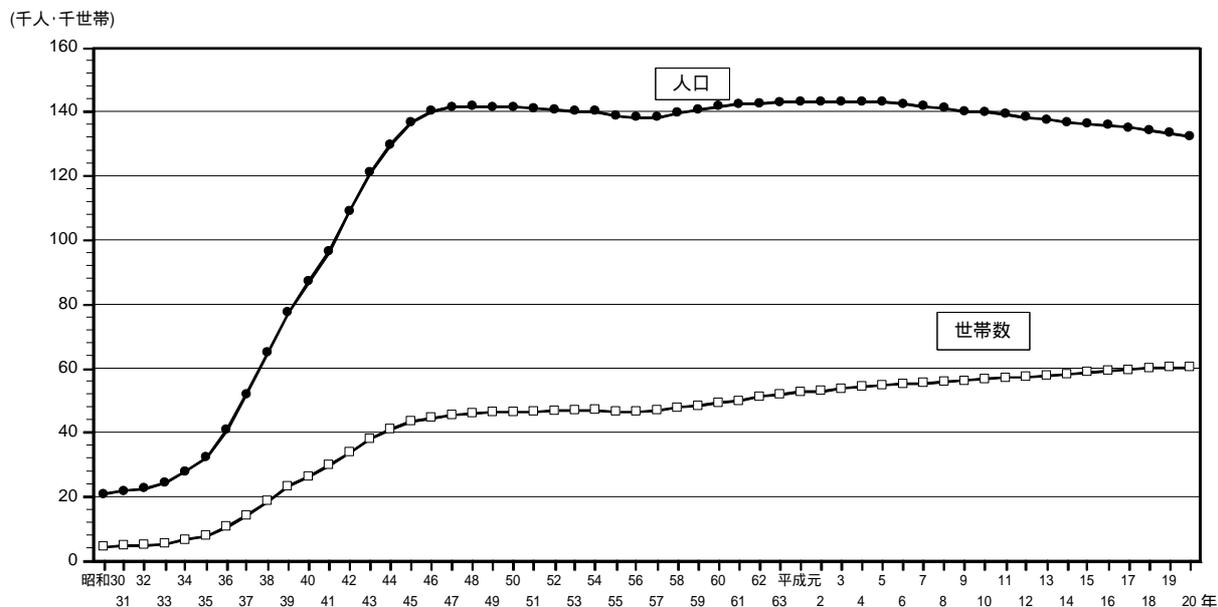
第1節 門真市の概要

門真市の人口は、平成4年をピークにその後減少傾向を示し、平成20年で約133千人です。一方、世帯数は微増傾向であり、平成20年で約61千世帯です。

門真市の人口は、長期的には微減を続けると予想されます。一方、第二京阪道路の整備の推進に合わせ、門真南駅周辺で新たな市街地形成が進められつつあり、新規居住が見込まれることから、若い世代が住んでみたいと思うような子育て支援体制や子どもの教育環境の整備、魅力ある住宅地づくりを進め、人口増加に取り組むことが課題です。

市内の産業は、大手家電メーカー等の大規模工場が立地していることを受け、その協力会社の電気機械器具製造業等々の製造業が中心となっています。

図1-1 人口・世帯数の推移



(出典) 門真市統計書から10月1日人口、世帯数

表 1 - 1 門真市の産業の現状（平成18年）

（単位：人、人／千人）

業種等	大阪市を除く大阪府		門真市	
	従業者数 り従業者数	人口千人当 り従業者数	従業者数 り従業者数	人口千人当 り従業者数
農林漁業	1,138	0	42	0
鉱業	195	0	0	0
建設業	118,105	19	3,479	27
製造業	459,414	74	22,701	174
電気・ガス業等	9,553	2	97	1
情報通信業	16,225	3	718	5
運輸業	143,145	23	6,284	48
卸売・小売業	480,862	78	11,036	84
金融・保険業	37,953	6	820	6
不動産業	43,551	7	1,120	9
飲食店、宿泊業	173,867	28	5,134	39
医療、福祉	277,672	45	4,615	35
教育、学習支援業	141,627	23	1,793	14
複合サービス事業	19,412	3	415	3
サービス業	260,116	42	6,073	46
公務	50,775	8	1,452	11
全産業合計	2,233,610	361	65,779	502
製造業における従業者数30人以下 の事業所の割合	91.0%		90.0%	
製造業における1事業所 当たりの従業者数	14.8人/事業所		24.3人/事業所	

出典：従業者数は平成18年「事業所・企業統計調査報告」、人口は「大阪府統計年鑑」より平成18年10月1日の人口。

第2節 ごみ処理システムの現状

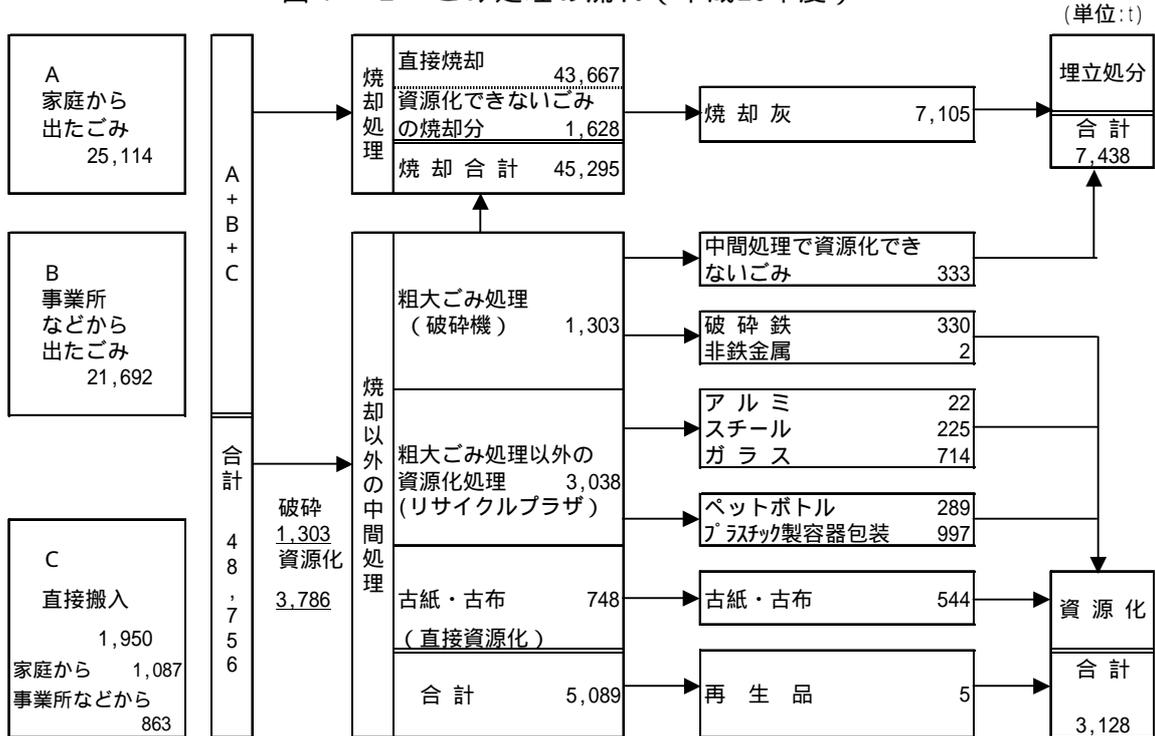
（1）ごみ処理システムの概要

平成20年4月から粗大ごみの有料化とともに、収集区分を7種9分別に変更しています。また、現在直営で実施している家庭系ごみの収集については、順次委託収集に変更しつつあります。

家庭系ごみ及び事業系ごみのうち、可燃ごみは門真市環境センターの焼却施設で焼却処理、粗大ごみは粗大ごみ処理施設で破碎処理しています。資源ごみは、リサイクルプラザにおいて、選別後、資源化しています。ペットボトル、プラスチック製容器包装は、リサイクルプラザで異物を除去後、圧縮・保管し指定法人等に引き渡しています。

焼却灰等は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス最終処分場）で埋立処分しています。

図 1 - 2 ごみ処理の流れ（平成20年度）



(2) 収集・運搬の現状

1) ごみ収集区分と収集体制の現状

家庭系ごみは7種9分別を導入しており、家庭系ごみは直営及び一部委託で収集しています。一方、事業系ごみは基本的には許可業者が収集しています。

表 1 - 2 ごみの収集区分と収集体制（平成20年度）

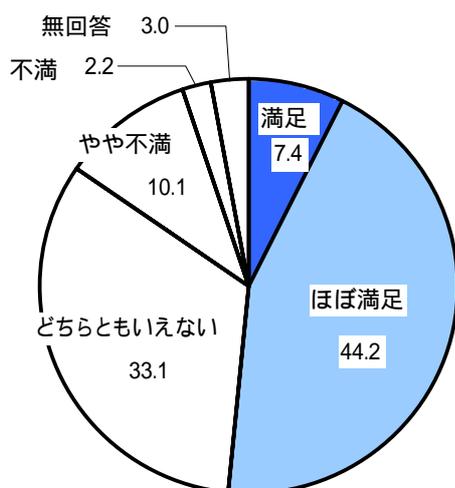
収集区分		収集主体	収集回数	収集方法	
ごみ	家庭系ごみ	直営 (一部委託)	普通ごみ	週2回	ステーション・戸別
			プラスチック製容器包装	週1回	
			びん・缶類		
			小型ごみ	月1回	
			ペットボトル		
			古紙・古布		
			粗大ごみ	原則戸別	
			臨時もしくは多量に排出される一般廃棄物	申し込みの都度	
	事業系ごみ	許可業者	随時		
一般持込ごみ	家庭系ごみ	市民・事業者が自ら搬入する			
	事業系ごみ				
犬・猫等の死体	処理の申し込みがあったもの	市民が自ら搬入する			
	不明のもの	直営	通報の都度		

一〔市民アンケートに見る現行分別収集方式に対する評価〕

平成20年10月に実施した市民アンケートにおける現行分別収集方式に対する評価は「満足」「ほぼ満足」を合わせて、5割の人が、満足と評価していました。「やや不満」「不満」は、合わせて約1割にとどまっていた。

分別区分や収集回数については、ペットボトルを週1回収集すべきという意見が多く見られました。

現行分別収集方式に対する評価



現行分別収集方式の改善希望の内容

増やすべき、または減らすべき分別区分

意見	分別区分	件数
増やすべき	有害・危険ごみ（電池・蛍光灯）	10件
	びん・缶類の別収集	2件
	その他（プラスチック製品、リサイクルできる金属類、生ごみ、消火器等）	6件
統合すべき	びん・缶類とペットボトル	33件
	ペットボトルとプラスチック製容器包装	3件
	プラスチック製容器包装と普通ごみ	3件
	プラスチック製容器包装と小型ごみ	3件
	その他（資源ごみ一括、びん・缶類、ペットボトルのふたと資源ごみ、ペットボトル等）	10件

収集回数を増やすべき、または減らすべき分別区分

分別区分	現在の収集回数	増やすべき		減らすべき	
		件数（件）	望ましい収集回数	件数（件）	望ましい収集回数
普通ごみ	週2回	6件	週3回	2件	週1回
プラ製容器包装	週1回	33件	週2回	4件	月2回
びん・缶類	週1回	1件	-	55件	月2回
古紙・古布	月1回	34件	月2回	0件	-
小型ごみ	月1回	5件	月2回	0件	-
ペットボトル	月1回	115件	月2回	1件	-

2) 収集車両台数・職員数の現状

ごみ収集のための車両台数及び職員数は、表1-3に示すとおりです。

表1-3 収集車両台数及び職員数(平成21年4月1日現在)

車種等		普通ごみ 収集用 (分別ごみ併用)	分別ごみ 収集用	臨時	計	
車両 台数	クカー車	2 t	6		6	
	パッカー車	2 t	9	8	1	18
	ダンプ車	0.35 t	3	1	1	5
		2 t		2	1	3
	計		18	11	3	32
収集職員数		収集第1係35名、収集第2係34名、臨時収集4名				

(3) 適正処理が困難な物への対応

感染性一般廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(厚生省平成4年8月策定)に基づき、平成6年3月には医師会と協議の上、その取り扱いを以下のように取りまとめ、処理ルールを確立させました。

感染性廃棄物の取り扱い

1. 門真市が処理できる廃棄物

医療行為に伴って発生する廃棄物

医療関係機関内部で滅菌処理を行ったもの

回収ボックスに入れて院外に排出

収集方法：一般廃棄物収集・運搬業者(許可業者)に医療機関が収集を依頼

処分方法：門真市環境センターで処分

2. 門真市が処理できない廃棄物(特別管理産業廃棄物)

感染性廃棄物で医療関係機関内部処理できない廃棄物

処理方法：特別管理産業廃棄物処理業者に委託

(4) 焼却・破碎処理施設等の現状

1) 焼却処理施設の概要

門真市の焼却処理施設は第4号炉と第5号炉の2炉があり、第4号炉は平成12~14年度にかけて、ダイオキシン類恒久対策を実施しています。また、不燃物処理・資源化施設が老朽化していたことから、平成14年3月に、新たな不燃物処理・資源化施設

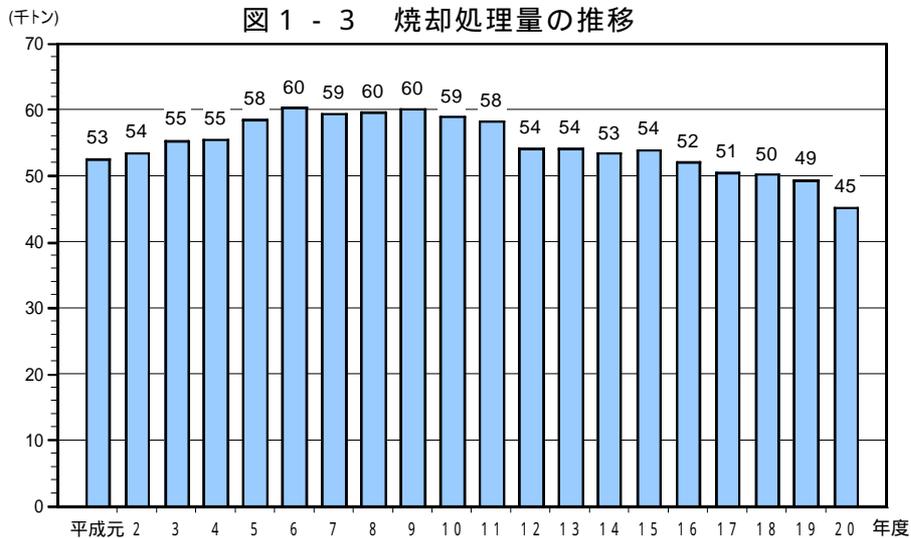
として、リサイクルプラザを整備しました。

表 1 - 4 門真市環境センターの概要

名 称	門真市環境センター												
所在地	門真市深田町19番5号												
敷地面積	約20,800 m ² (都市計画決定面積)												
建物面積	4,736 m ²												
焼却処理施設	<p>第4号炉</p> <p>炉形式 全連続燃焼式ストーカ炉</p> <p>処理能力 144 t /24h</p> <p>竣工 平成元年3月</p> <p>改造工事 平成12～14年度 (ダイオキシン改造後 処理能力120 t /24H)</p>												
	<p>第5号炉</p> <p>炉形式 全連続燃焼式ストーカ炉</p> <p>処理能力 156 t /24h</p> <p>竣工 平成8年3月</p>												
	<p>飛灰処理</p> <p>処理方式 重金属固定剤添加混練法</p> <p>竣工 平成8年3月</p>												
	<p>排水処理施設</p> <p>処理方式 凝集沈殿・キレート吸着法</p> <p>処理水量 37.8m³/24h</p> <p>竣工 平成8年3月</p>												
破碎処理施設	<p>粗大ごみ処理施設</p> <p>処理方式 衝撃剪断併用縦軸回転式破碎機</p> <p>処理能力 30 t /5h</p> <p>竣工 平成元年3月</p>												
	<p>裁断機</p> <p>処理能力 1 t /1h</p> <p>竣工 平成4年3月</p>												
リサイクルプラザ	<p>建物面積 2,664 m² 建物構造等 地上5階地下1階</p> <p>竣工 平成14年3月</p> <p>(プラント部門)</p> <p>処理能力 40 t /5 h</p> <p>設備内容</p> <table border="0"> <tr> <td>びん・缶処理設備</td> <td>15.9 t /5h</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル処理設備</td> <td>1.3 t /5h</td> </tr> <tr> <td>プラスチックボトル処理設備</td> <td>1.8 t /5h</td> </tr> <tr> <td>その他プラスチック製容器包装処理設備</td> <td>8.8 t /5h</td> </tr> <tr> <td>小型複合処理設備</td> <td>2.4 t /5h</td> </tr> <tr> <td>古紙・古布処理設備</td> <td>9.8 t /5h</td> </tr> </table>	びん・缶処理設備	15.9 t /5h	ペットボトル処理設備	1.3 t /5h	プラスチックボトル処理設備	1.8 t /5h	その他プラスチック製容器包装処理設備	8.8 t /5h	小型複合処理設備	2.4 t /5h	古紙・古布処理設備	9.8 t /5h
	びん・缶処理設備	15.9 t /5h											
ペットボトル処理設備	1.3 t /5h												
プラスチックボトル処理設備	1.8 t /5h												
その他プラスチック製容器包装処理設備	8.8 t /5h												
小型複合処理設備	2.4 t /5h												
古紙・古布処理設備	9.8 t /5h												
	<p>(プラザ部門)</p> <p>ア 事業活動</p> <p>リサイクルに係る情報の収集、提供及び啓発</p> <p>リサイクルに係る講座、研修会等の開催</p> <p>不用品の再生並びに再生品の展示及び提供</p> <p>プラザの施設、器具、備品等の提供</p> <p>その他プラザの設置目的を達成するために必要な事業</p> <p>イ 施設内容</p> <p>エントランスホール/事務室/イベント広場/展示ホール/リサイクル工房/資料室/マルチホール・会議室</p>												

2) 焼却処理量の動向

焼却処理量は平成6年度頃まで増加傾向を示していましたが、その後、ごみ減量やリサイクルが浸透してきたことや景気の低迷も影響し、焼却量は減少を続けています。平成20年度の焼却量は約45千トンであり、焼却量が最も多かった平成6年と比較すると、約25%減少しています。

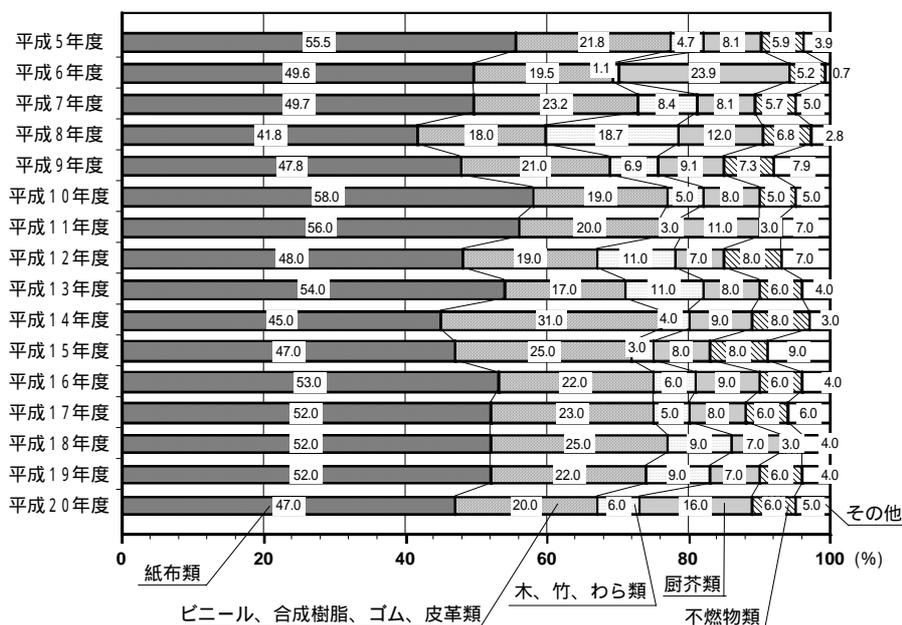


3) 焼却対象ごみ質の動向

焼却対象ごみのごみ質（乾重量比）は、紙・布類が5割程度、ビニール・合成樹脂等が2割程度を占め、空きびん・缶等の不燃物類の割合は1割弱でした。

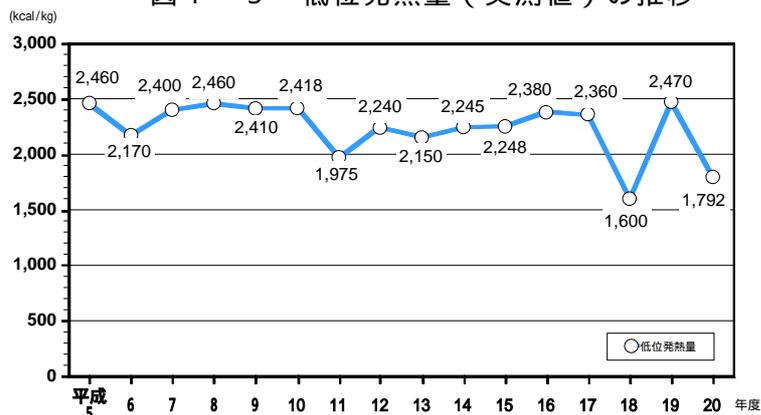
低位発熱量は、近年変動が大きいものの、異常に低い値を除くと最近の発熱量は他都市とほぼ同程度の値です（大阪府の平成15年度から19年度の5年間の市部平均約2,370kcal/kg 「大阪府の一般廃棄物」）。

図1-4 焼却対象ごみ質の推移（乾重量比）



（出典）大阪府の一般廃棄物（ただし、平成20年度は本市の測定値）

図 1 - 5 低位発熱量（実測値）の推移



（出典）大阪府の一般廃棄物（ただし、平成20年度は本市の測定値）

（ 5 ）最終処分現状と動向

最終処分は、平成4年度から大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス最終処分場）へ搬入しています。

現在、最終処分をしているのは、焼却灰及び環境センターに搬入されたごみの中の資源選別残渣であり、平成20年度では約7千tとなっています。最終処分量の推移は、平成12年度に不燃物の直接埋立を中止したため、それ以降減少しつつあります。

最近3年間の焼却灰発生率の平均は、約16%です。なお、平成12年度からダイオキシン類対策のため資源化不適物となった焼き缶のリサイクルを中止しています。

図 1 - 6 最終処分量（焼却灰及び資源選別残渣）の推移

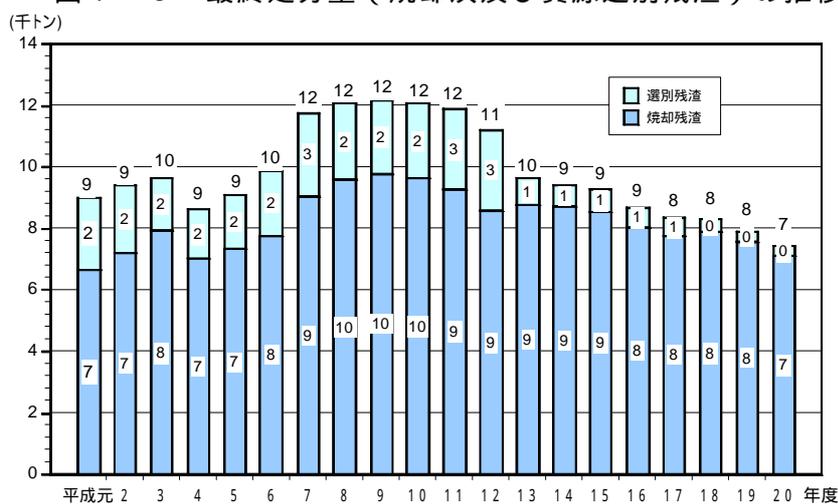


表 1 - 5 最近3年間の焼却灰発生率

種類	平成18年度	平成19年度	平成20年度	3年間平均
焼却処理量	50,141 t	49,376 t	45,295 t	-
焼却灰発生量	7,874 t	7,564 t	7,105 t	-
焼却灰発生率	15.7%	15.3%	15.7%	15.6%

第3節 ごみ排出量の動向とごみ減量可能性

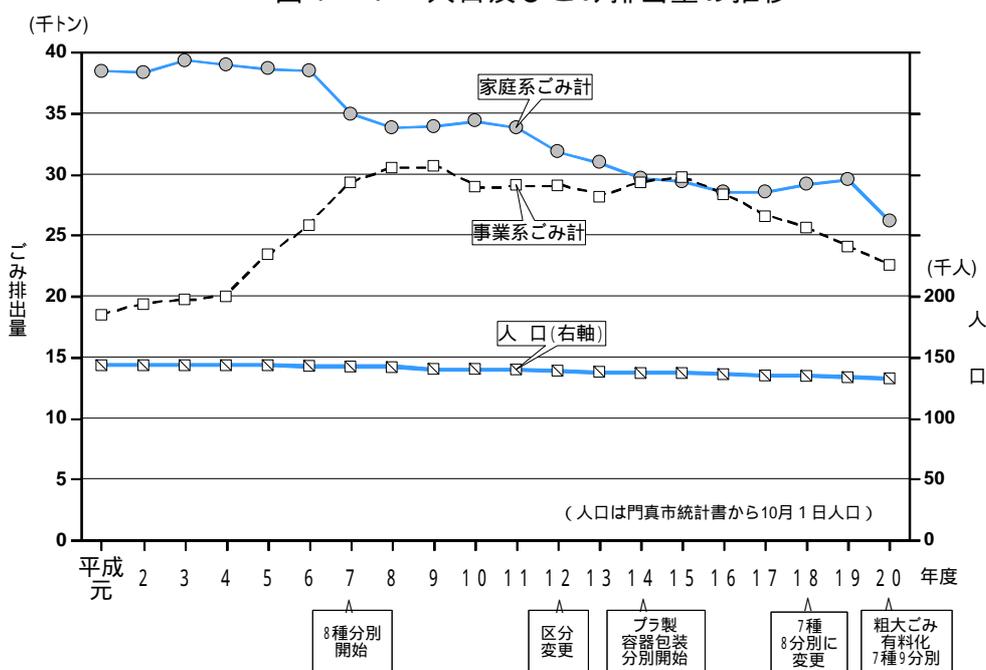
(1) ごみ排出量の動向

門真市の人口は、昭和52年度以降、約14万人でほぼ横ばいで推移していましたが、最近では約13万人前半となっています。

家庭系ごみは、8種分別収集を開始した平成7年度以降、分別収集の拡充や市民のごみ減量の取り組みが進んだことにより、ごみ排出量が減少しています。なお、平成19年度は、翌年度に粗大ごみの有料化を控えていたことから、一時的に粗大ごみの排出が増加しましたが、平成20年度に粗大ごみ収集を有料化したことにより、粗大ごみ収集量は約3千1百tから約8百t（小型ごみも含みます）へ激減しています。

一方、事業系ごみは、平成9年度まで増加を続け、その後、平成15年度まではほぼ横ばいでした。しかし、平成15年度以降は企業の自主的なごみ減量活動の浸透や、景気の低迷等により、減少傾向にあります。

図1-7 人口及びごみ排出量の推移



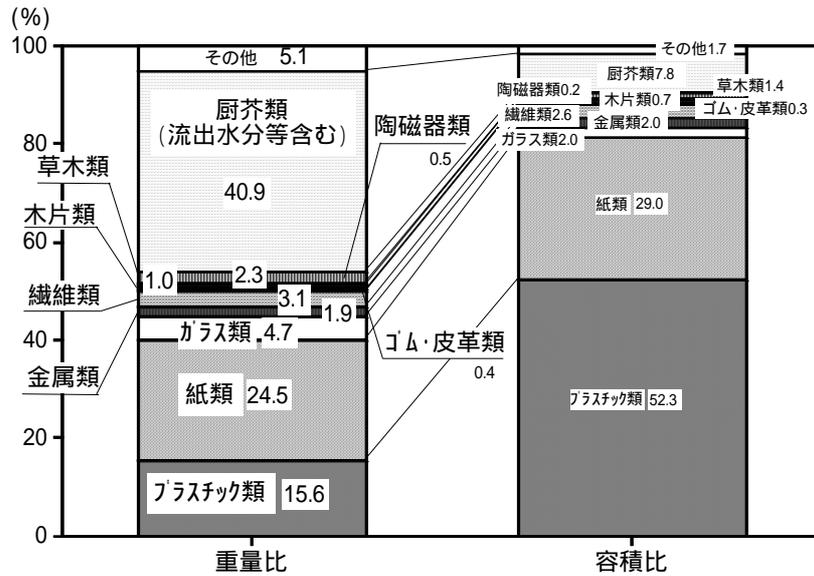
(2) 家庭系ごみの減量可能性

平成20年9月に実施した家庭ごみ質実態調査の結果から、家庭系ごみの減量可能性について、以下に整理しました。

1) 家庭系ごみの現状

家庭から発生している7種9分別のごみのうち、粗大ごみを除く6種8分別合計のごみ質は、重量比では厨芥類約41%、紙類約25%、プラスチック類約16%であり、この3成分で約8割を占めています。金属類やガラス類は各々数%程度です。一方、容積比では、ボリュームがかさばる容器・包装材が多く含まれるプラスチック類、紙類の割合が高まり、それぞれ約52%、約29%と、両者で約8割を占めています。

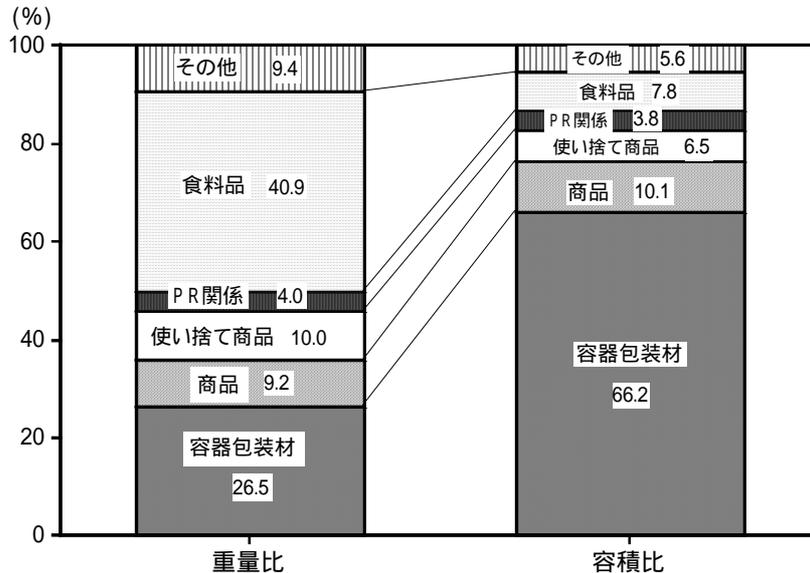
図 1 - 8 家庭系ごみの成分別ごみ質の実態（6種8分別合計）



(出典) 平成20年度家庭ごみ質実態調査

用途別に見た家庭系ごみのごみ質では、プラスチック製容器包装やびん・缶、紙製容器包装等の容器包装材は、重量比ではごみ全体の約27%に対し、容積比では約66%に達しています。

図 1 - 9 家庭系ごみの用途別ごみ質の実態（6種8分別合計）



(出典) 平成20年度家庭ごみ質実態調査

2) 家庭系ごみの資源化による減量可能性

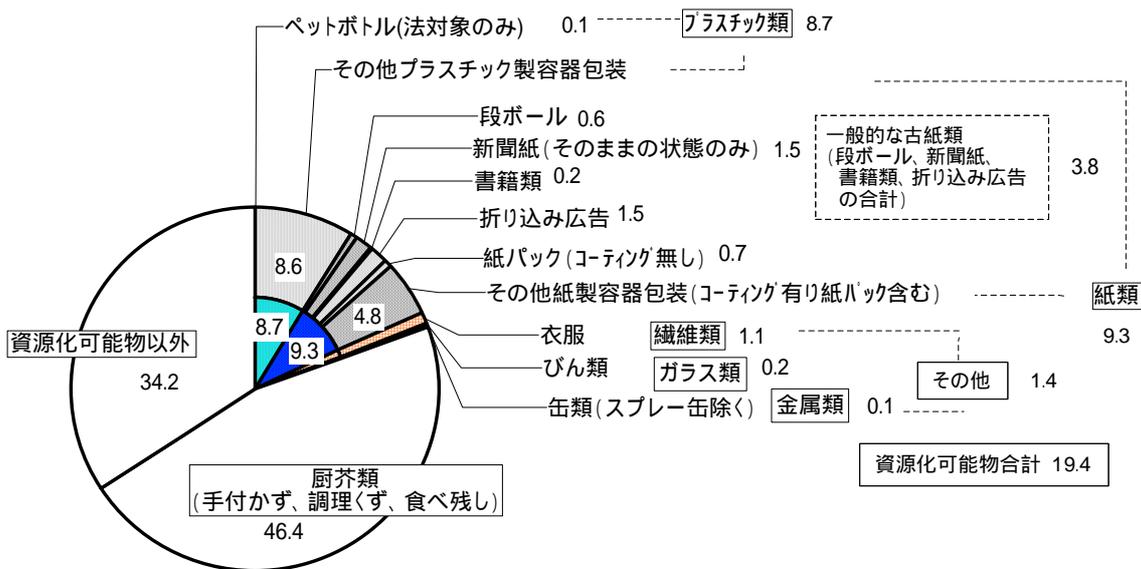
家庭ごみ質実態調査における調査対象ごみのうち、資源化している「プラスチック製容器包装」「びん・缶類」「古紙・古布」「ペットボトル」の分別収集区分を除く、「普通ごみ」「小型ごみ」に含まれる資源化可能物の割合では、紙類の資源化可能物（新聞

紙、書籍類、折り込み広告、紙パック(コーティング無し)、段ボール、その他紙製容器包装)が約9%、プラスチック類の資源化可能物(容器包装リサイクル法対象のペットボトル、その他プラスチック製容器包装)約9%、古布類(衣類)、びん類及び金属類(飲料缶、缶詰、小缶・缶箱)の資源化可能物が合わせて約1%で、資源化可能物が合計で約19%含まれていました。

今後は、資源化可能物のうち、ごみとして処理している「普通ごみ」「小型ごみ」中の量の多いプラスチック製容器包装やその他紙製容器の資源化をさらに一層進める必要があります。

また、厨芥類は約46%含まれています。都市部では堆肥化の推進は困難と思われませんが、厨芥類を堆肥化、バイオガス化(厨芥類をメタン発酵させて可燃性ガスを取得)等により資源化すればかなりの焼却処理量が削減できます。このため、厨芥類の資源化方策について、今後検討していくことが重要です。

図1-10 資源ごみを除く、家庭系ごみ中の資源化可能物の割合(重量比)



(出典)平成20年度家庭ごみ質実態調査

3) 家庭系ごみの発生抑制による減量の可能性

家庭ごみ質実態調査結果から発生抑制の可能性のある品目を抽出して整理した結果、使い捨て商品等の購入自粛、過度のPRの受取拒否、無駄のない計画的な食生活など、市民が環境にやさしい行動の実践を徹底することにより、約2割のごみを減量することが可能です。

表 1 - 6 家庭系ごみの発生抑制の可能性（6種8分別合計）

発生抑制の具体的な行動	対象品目	ごみ中の割合（％）	
使い捨て商品等の購入自粛 （エコ商品を選んで買う）	飲料水容器 （使い捨て容器入りの飲料水）	ペットボトル	1.13
		プラボトル	0.04
		紙パック	0.89
		びん	2.29
		缶	0.36
	小計		4.71
	使い捨て商品 （使い捨てライター、ティッシュペーパー、 ペーパータオル、使い捨てカイロ等）	プラスチック製	0.17
		紙製	4.76
		金属製	0.10
	小計		5.03
過度のPRの受取拒否	PR関係(ギフトメール、折り込み広告等)	4.00	
無駄のない計画的な食生活	手を付けていない食料品	5.72	
合計		19.46	

（出典）平成20年度家庭ごみ質実態調査

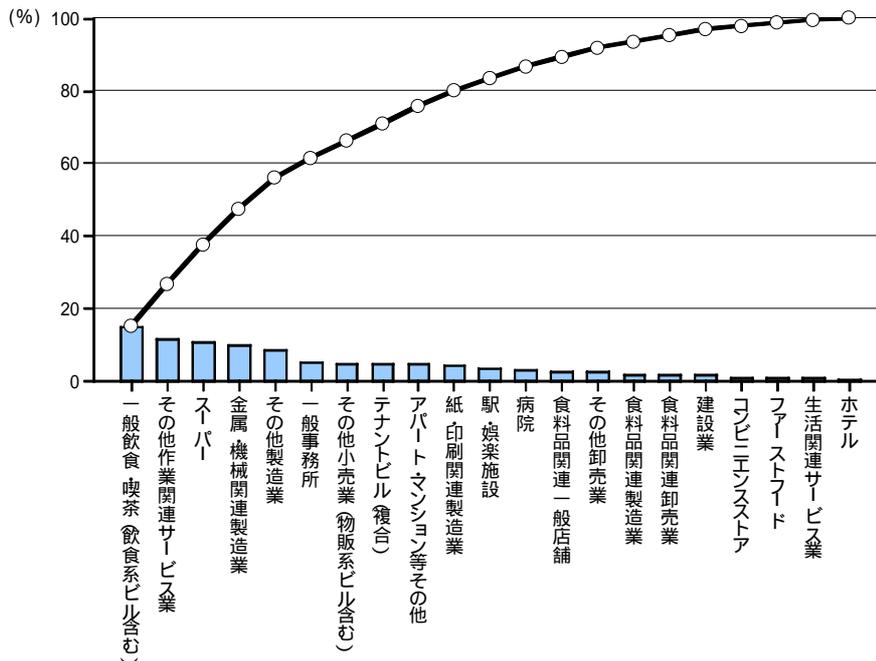
（3）事業系ごみの減量可能性

平成16年2月に実施した事業系ごみ組成調査結果を中心に、事業系ごみの減量可能性について以下に整理しました。

1）許可業者収集ごみの実態

許可業者収集量全体のほぼ6割を、「一般飲食・喫茶」「その他作業関連サービス業（ガソリンスタンド、運送業、倉庫業等）」「スーパー」「金属・機械関連製造業」「その他製造業」の5業種で占めています。さらに、「一般事務所」「その他小売業」「テナントビル」「アパート・マンション等その他」「紙・印刷関連製造業」の5業種を加えると、ほぼ8割に達します。

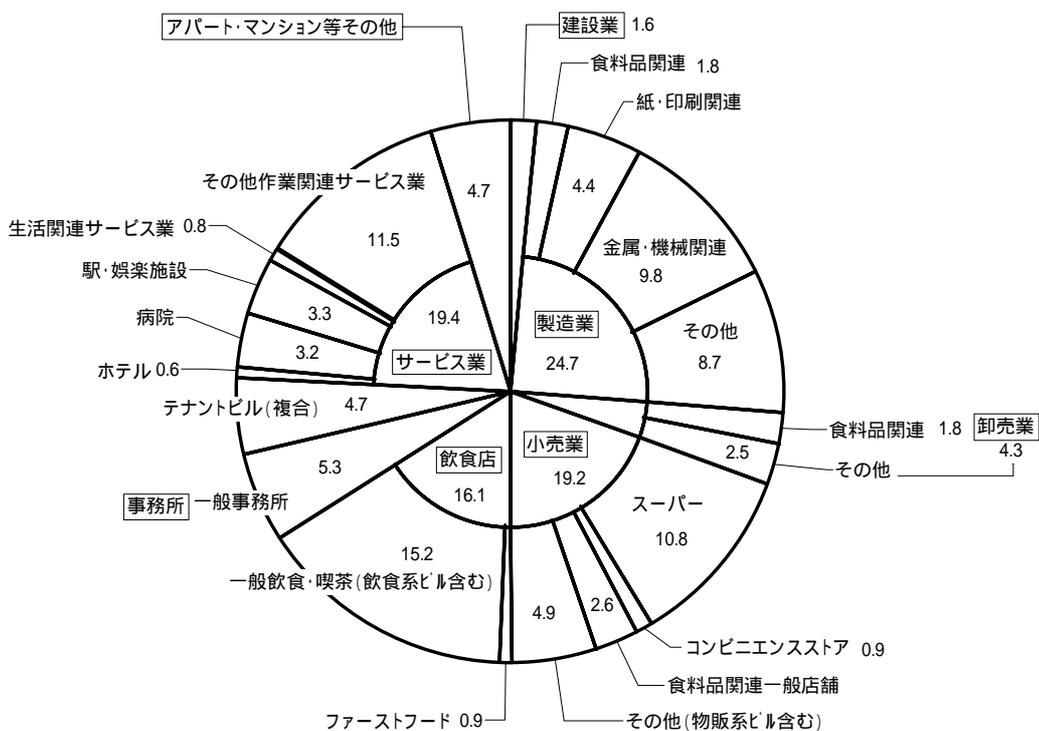
図 1 - 11 業種別排出割合と累積曲線



（出典）「事業系ごみ排出実態調査報告書」(H16.3)

個々の業種を「製造業」「小売業」「飲食店」「事務所」「サービス業」などの業種大分類で集約し、業種別の排出割合を求めた結果、許可業者収集量全体の中で最も大きな割合を占めていたのは「製造業」であり、事業系ごみ中の約25%を占めていました。

図 1 - 12 許可業者に排出している事業所の業種別ごみ排出割合



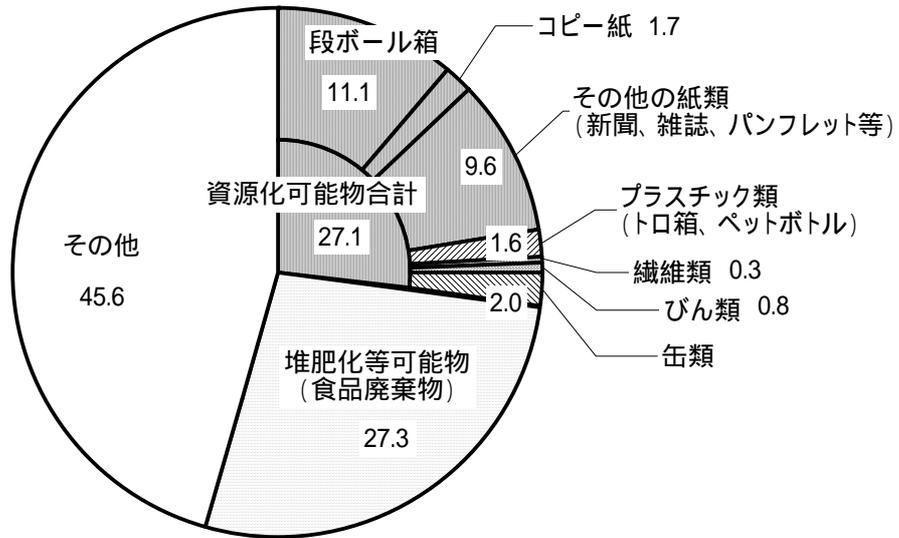
(出典)「事業系ごみ排出実態調査報告書」(H16.3)

2) 事業系ごみの現状

事業系ごみの業種全体平均のごみ質は、重量比で、紙類が約41%と最も大きな割合を占め、次いで厨芥類が約27%、プラスチック類が約15%となっています。

個々の成分の詳細を見ると、紙類では段ボール等が、厨芥類では加工原料くず・製品くず、プラスチック類では梱包用のプラ袋・シート等が多く排出されており、製造業の多い門真市の特質を反映したごみ質となっています。

図 1 - 14 事業系ごみ（全業種平均）中の資源化可能物の割合（重量比）

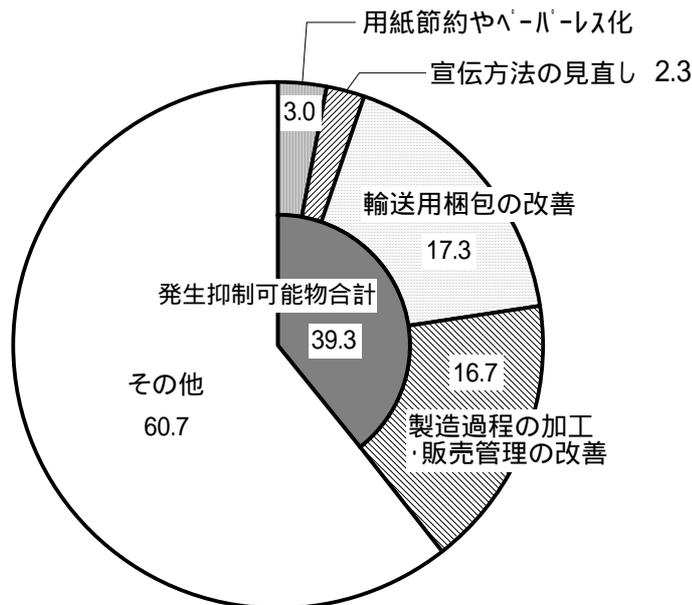


(出典)「事業系ごみ排出実態調査報告書」(H16.3)

4) 事業系ごみの発生抑制による減量の可能性

原料・材料の入荷用の包装材をコンテナ等の再使用型の容器に転換（輸送用梱包の改善）、製造過程の加工や販売管理の改善により原料・材料の廃棄を少なくするなどの方法で、全業種平均の事業系ごみの約39%が発生抑制により減量が可能です。

図 1 - 15 事業系ごみの発生抑制の可能性（重量比）



(出典)「事業系ごみ排出実態調査報告書」(H16.3)

第4節 ごみ減量化の現状

(1) 市民・事業者・門真市のごみ減量化の取り組みの現状

現在、市内で展開されている市民・事業者・門真市のごみ減量化の取り組みを以下に整理しました。ごみ減量化のための多様な取り組みが行われています。

表1-7 市民・事業者・門真市によるごみ減量化の取り組み

区分	事業名	事業内容
キャンペーン・イベント等	マイバック キャンペーン	レジ袋削減運動として、エコ・ショップ加盟店で、マイバック配布とアンケート調査を実施
出版物による啓発	環境学習ごみ啓発冊子の作成(小学生向き)	環境センターの焼却施設・リサイクルプラザの役割等の学習用として配布
	ごみ啓発用リーフレット作成	ごみ減量のための手引き書として作成し、啓発活動時に配布
環境学習の推進	環境学習推進事業	環境学習の推進及びリサイクルプラザ等の見学に係る事業 リサイクルプラザ (H16～20の5年間の施設利用者数合計) 工房受講 24,903人 講演会・セミナー等 7,931人 フリーマーケット・見学者 76,437人 <hr/> 合 計 109,271人 焼却施設 (H18～20の5年間の施設利用者数合計) 3,367人
	環境美化・減量化・リサイクルポスター展	環境学習推進事業のフォローアップとしてポスター等の作品展
	リサイクルプラザ事業運営業務	循環型社会の実現に向けた情報・活動の拠点として、資料室やリサイクルの実践の場としての「リサイクルプラザ」における再資源化活動の啓発事業
リサイクルの推進	再生資源集団回収奨励金制度	再生資源集団回収の普及促進を図るため回収団体に対する奨励金
	生ごみ処理機器の購入助成金制度	ごみ減量意識の向上を図るため、生ごみ処理機器を購入した家庭に対する助成金
その他	美しい街づくりに係る活動支援	定期的に清掃活動を行う地域ボランティア団体に対し、清掃用具等の支援

(2) 1人1日当たりの資源化量の現状

1) 門真市の現状

本市が把握している平成20年度実績の資源化量をネット資源化量で整理し、市民1人1日当たりの資源化量に換算しました。家庭系ごみの市民1人1日当たりの資源化量は約140gです。一方、事業系ごみについては、市民1人1日当たり約2gです。

表 1 - 8 1人1日当たりの資源化量（平成20年度実績）

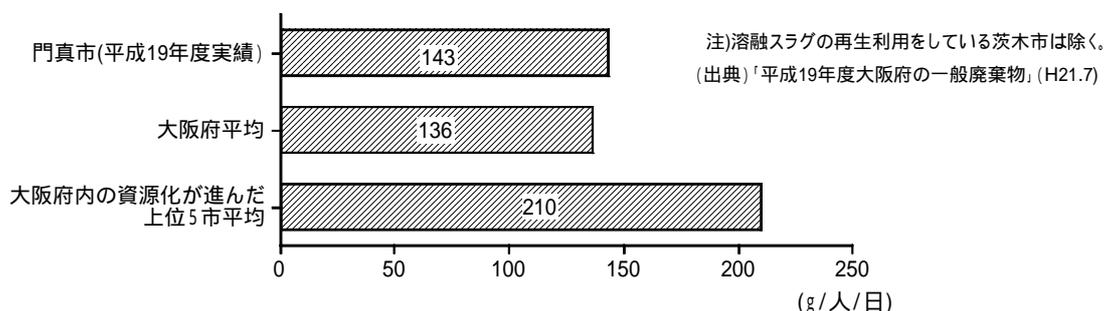
品目		資源化実績		
		資源化量 (t/年)	市民1人当たり (g/人/日)	
家庭系 ごみ	集団回収	古紙類	3,572	74
		紙パック	2	0
		古布	191	4
		廃食用油	5	0
	小計		3,770	78
	分別収集	びん・缶類	792	16
		ペットボトル	248	5
		古紙・古布	484	10
		プラ製容器包装	997	21
	小計		2,521	52
	直接搬入	びん・缶類	117	2
		ペットボトル	8	0
		古紙・古布	55	1
小計		180	3	
処理後資源回収	破碎後金属回収	316	7	
計		6,787	140	
事業系 ごみ	許可業者 分別収集	びん・缶類	68	1
		ペットボトル	33	1
		古紙・古布	5	0
	計		106	2
資源化量合計（ネット資源化量）			6,898	143

注1)直接搬入量と破碎後金属回収量は家庭系ごみと想定しました。市民1人1日当たりの資源化量を算定する人口は132,532人（平成20年10月1日人口）です。
 2)四捨五入の関係で、家庭系ごみと事業系ごみの和は合計と一致しません。

2) 他都市との比較

本市の資源化量を大阪府内の他都市の平均と比較してみると、本市の資源化量は府内平均を上回りますが、府内上位の5市平均の資源化実績と比較すると少なく、なお一層のごみ減量化・リサイクルの取り組みが必要です。

図 1 - 16 門真市と他都市の家庭系ごみ1人1日当たりの資源化量の比較



3) 資源化物の分別協力状況

家庭系ごみ組成調査結果と、集団回収、分別収集等による資源化量の実績から、市民の資源化物の分別収集等への分別協力率()を算定しました。

新聞、雑誌、段ボール、ペットボトル、缶、びんは分別協力率が8割以上と高いですが、紙パック、紙製容器包装、プラスチック製容器包装類は低い状況です。

一方、分別収集区分の異物混入の割合は、プラスチック製容器包装が重量比で約22%(プラスチック製容器包装排出用のごみ袋を除く)、びん・缶で約9%でした。とりわけ、プラスチック製容器包装の異物混入率は高く、再度、市民へ排出ルール遵守協力の呼びかけが必要となっています。

表1-9 資源化物の分別協力率

品目	資源化の実績(t)				1人1日当たりの資源化量実績(g)	普通+小型ごみへの排出状況(H20)		分別等協力率	
	集団回収H20	分別収集H20資源化ベース	その他(直搬等)H20	合計		ごみ中の割合	1人1日当たり排出量(g)		
紙類	新聞紙・折込広告	2,586	87	0	2,673	55.3	3.03%	13.3	80.6%
	雑誌・書籍	592	22	0	614	12.7	0.20%	0.9	93.4%
	段ボール	394	109	55	558	11.5	0.65%	2.8	80.4%
	小計	3,572	218	55	3,845	79.5	3.88%	17.0	82.4%
	紙パック	2	22	0	24	0.5	0.68%	3.0	14.3%
	その他の紙製容器包装	0	87	0	87	1.8	4.77%	20.9	7.9%
計		3,574	327	55	3,956	81.8	-	40.9	66.7%
プラスチック類	ペットボトル	0	248	8	256	5.3	0.12%	0.5	91.4%
	その他のプラスチック製容器包装(発泡トレイ、アルミ蒸着袋含む)	0	997	0	997	20.6	8.62%	28.3	42.1%
計		0	1,245	8	1,253	25.9	-	28.8	47.3%
布類	古布	191	157	0	348	7.2	1.10%	4.8	60.0%
金属類	缶	0	171	58	229	4.7	0.10%	0.4	92.2%
ガラス類	びん	0	621	59	680	14.1	0.23%	1.0	93.4%
生ごみ	コンポスト	0	0	146	146	3.0	46.63%	204.0	1.4%
合計		3,765	2,521	326	6,612	136.7	-	279.9	32.8%

家庭から出る資源化物の総排出量のうち、何割が分別収集や集団回収に排出され資源化されているかを示す割合です。

表 1 - 10 分別収集への異物混入率

【プラスチック製容器包装】

品目			組成割合	
			重量 %	容積 %
プラスチック製容器包装	容器類	ボトル	8.9	5.6
		カップ、パック、トレイ、チューブ	37.8	68.7
	小計	46.7	74.3	
	包装類	手提げ袋	4.9	4.2
		その他の袋、シート、フィルム	19.8	12.4
	小計	24.7	16.6	
その他(ふた、緩衝材)	5.0	2.1		
合計		76.4	93.0	
異物	プラスチック類	ペットボトル	1.7	1.1
		容器包装類似物(サービスの袋等)	0.9	0.4
		その他(ごみ袋除く)	4.0	1.3
	小計	6.6	2.8	
	紙類	3.8	1.5	
	ガラス類	0.6	0.0	
	金属類	1.0	0.4	
	厨芥類	5.7	0.2	
	その他	4.2	0.4	
合計		21.9	5.3	
排出容器(ごみ袋)		1.7	1.7	
総合計		100.0	100.0	

【びん・缶類】

品目			組成割合	
			重量 %	容積 %
びん・缶	びん類	リターナブル	7.6	3.2
		ワンウェイ(化粧品びん除く)	69.5	48.5
	小計	77.1	51.7	
	缶類	アルミ	0.3	1.3
		スチール(スプレー缶除く)	12.0	28.4
小計	12.3	29.7		
合計		89.4	81.4	
異物	プラスチック類	ペットボトル	0.0	0.0
		その他(ごみ袋、ごみ入り手提げ袋除く)	1.0	1.9
	小計	1.0	1.9	
	紙類	0.1	0.0	
	ガラス類	1.6	0.8	
	金属類	3.9	4.9	
	厨芥類	1.1	0.3	
その他	1.6	0.9		
合計		9.3	8.8	
排出容器(ごみ袋、ごみ入り手提げ袋)		1.3	9.8	
総合計		100.0	100.0	

(出典) 平成20年度家庭ごみ質実態調査結果

第 5 節 ごみ処理費用の現状

(1) ごみ処理費用の現状

平成20年度のごみ処理費用(清掃総務関係費及びごみ処理関係費)は約20億円で、一般会計に占める割合は約4.5%を示しています。

ごみ 1 t 当たりの収集費用は約31千円、処分費用は約25千円でした。また、市民 1 人当たりの収集費用は約 6 千円、処分費用は約 9 千円でした。分別収集区分数や収集方式(直営、委託等)、収集量の違いにより処理費用は異なるため、単純には比較できませんが、ごみ 1 t 当たりの処理費用は大阪府内の平均よりもやや高い一方(表 1 - 11)、市民 1 人当たりのごみ処理費用は、大阪府内の平均よりもやや低くなっています(図 1 - 18)。

平成12年度以降のごみ処理費用の推移を見ると、ダイオキシン対策工事が行われた平成13、14年度を除き、収集費用と処理費用の合計で、約20億円程度で横ばいの傾向です。ただし、ごみ量が減少傾向にあることから、ごみ 1 t 当たりの処分費用については、やや増加傾向にあります(図 1 - 19)。

図 1 - 17 ごみ処理費用の一般会計に占める割合

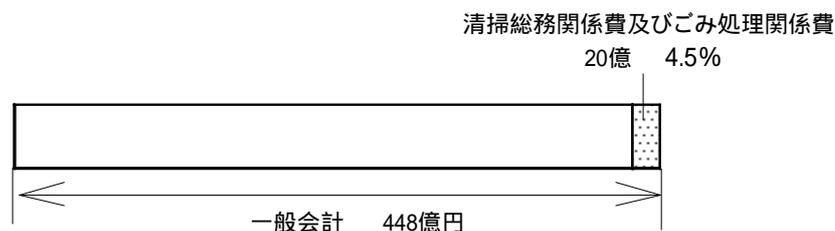
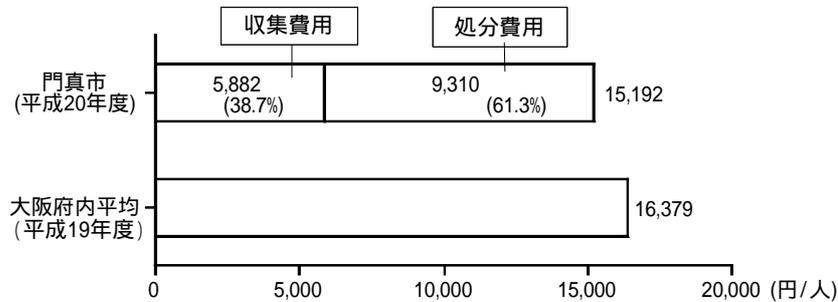


表 1 - 11 ごみ 1 t 当たりの処理費用

都市名等	収集費用	処分費用	全体
門真市 (平成20年度)	30,929円/t (家庭系ごみ収集量 1 t 当たり)	25,217円/t (環境センターごみ 処理量 1 t 当たり)	41,148円/t (環境センターごみ 処理量 1 t 当たり)
大阪府内平均 (平成19年度)	-	-	38,231円/t (建設改良費含む廃棄物 処理事業費 ÷ 府内ごみ 総排出量)

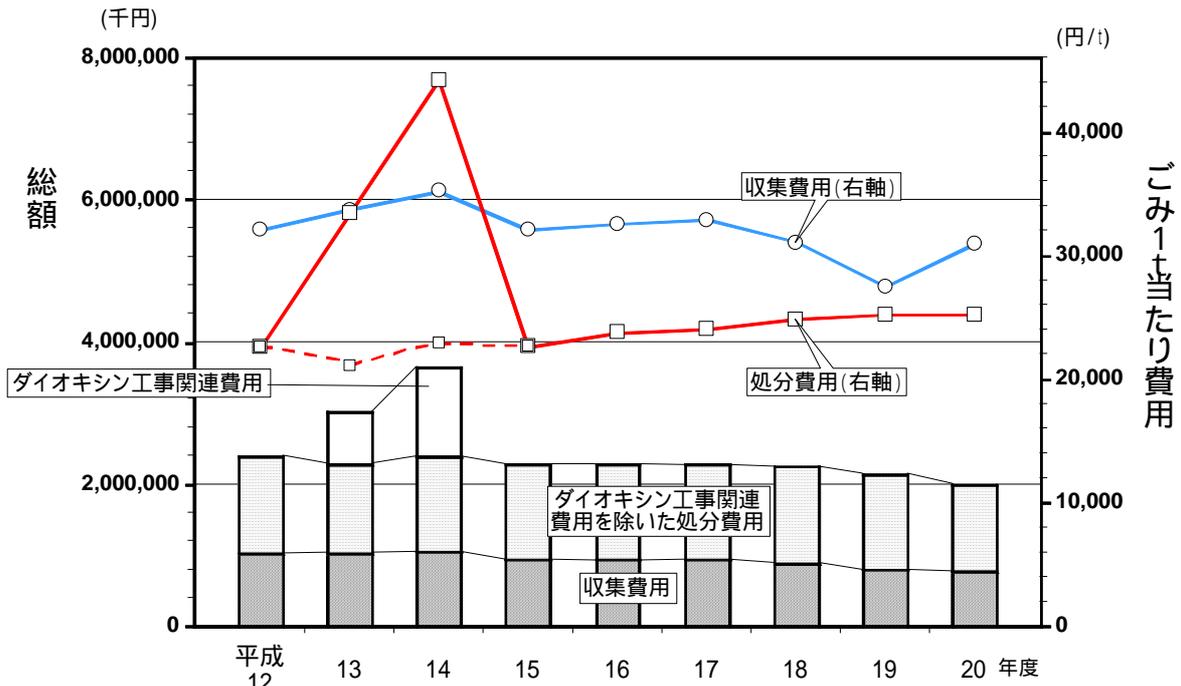
(出典) 大阪府内平均は平成19年度大阪府の一般廃棄物。

図 1 - 18 市民 1 人当たりのごみ処理費用



(出典) 大阪府内平均は平成19年度大阪府一般廃棄物から。
(大阪府内平均は建設改良費含む廃棄物処理事業費)

図 1 - 19 ごみ処理費用の推移



注) 平成13年度, 14年度の処分費用には、ダイオキシン工事関連費用が含まれている。
このため、ダイオキシン工事関連費用を除いた 1 t 当たり単価を点線で示した。

(2) ごみ処理手数料

条例に定めるごみ処理手数料は以下のとおりです。

なお、許可業者が搬入する事業系ごみについては減免しています(表1-14)。

《ごみ処理手数料》 (平成21年4月1日現在)	
一般廃棄物(し尿、犬・猫等の死体、粗大ごみ、特定家庭用機器廃棄物を除く)	
【手数料】	
市が収集・運搬・処分するもの	
一般家庭	
定時：排出量が常時1日平均10kg以上	100円/10kg(10kg未満は無料)
臨時：臨時で申込みのあったもの	3,000円/1m ³
一般家庭以外	(許可業者に処理を依頼)
処分のみを市がするもの	
環境センターに搬入するもの	85円/10kg
粗大ごみ	
市が収集・運搬・処分するもの(一般家庭に限定)	
定時：1回に排出する粗大ごみが5点以内	1点につき1,500円を超えない範囲で規則に定めた手数料
臨時：臨時で申込みのあったもの又は1回に排出する粗大ごみが5点を超えるもの	1点につき2,250円を超えない範囲で規則に定めた手数料
特定家庭用機器廃棄物	
(下記手数料にはリサイクル料金を含まない)	
市が収集・運搬するもの	1台につき3,500円
市が指定引き取り場所へ運搬する物	
環境センターに搬入するもの	1台につき1,800円

表1-12 周辺都市の事業系ごみ搬入手数料

(平成21年4月現在)

都市名	事業系ごみ搬入手数料	
	一般事業所の搬入	許可業者
門真市	85円/10kg	40円/10kg
枚方市	(搬入を認めず)	60円/10kg
守口市	90円/10kg	40円/10kg
寝屋川市	(搬入を認めず)	60円/10kg
交野市	60円/10kg	60円/10kg
大阪市	58円/10kg	58円/10kg

第6節 ごみ処理・減量化に係る体制

環境センターの現在の組織構成を以下に示します。また、浄化センターを除く環境事業部各課の事務分掌を整理（表1-13）しています。

図1-20 環境センターの組織構成

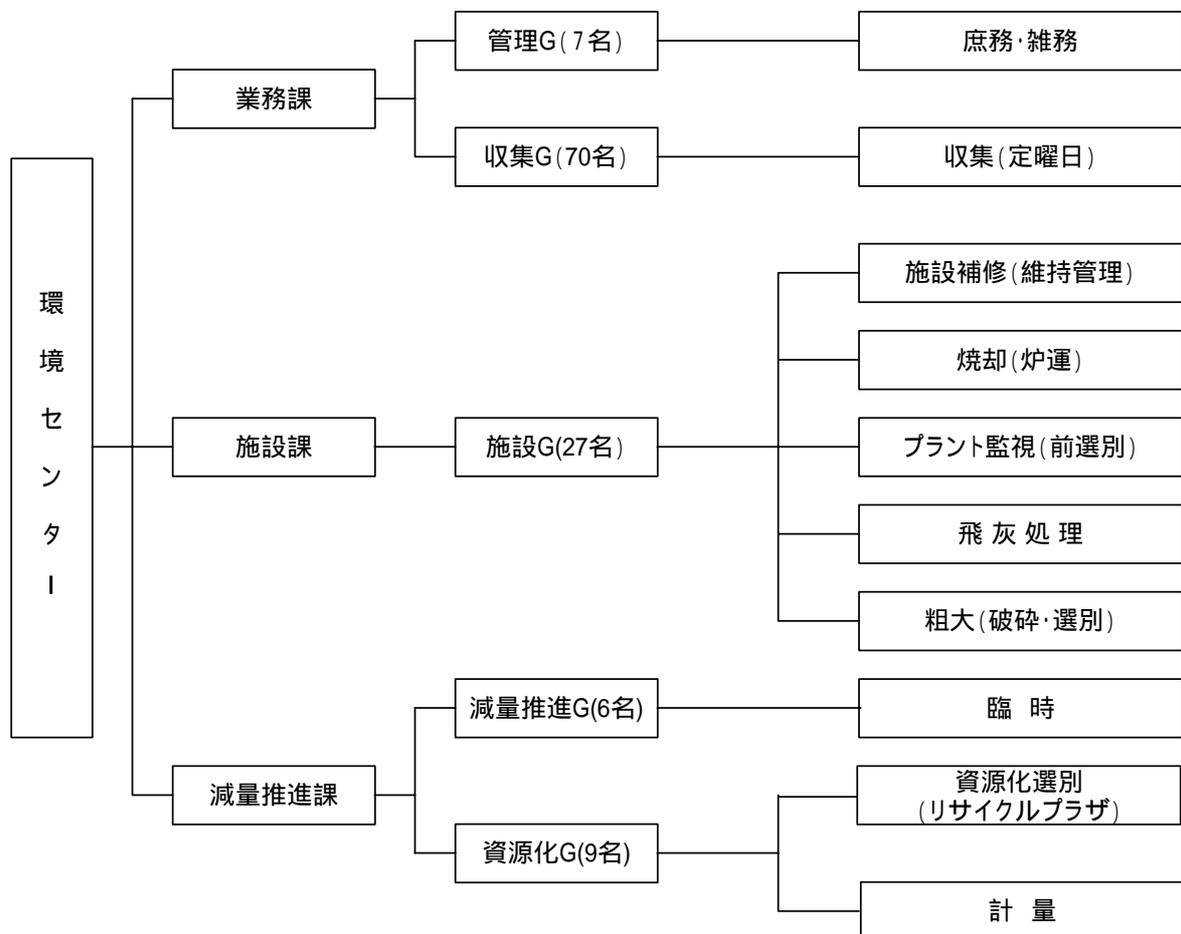


表 1 - 13 環境事業部（浄化センターを除く）の各課の主な業務内容

部・課名		主な業務内容
環境事業部	環境総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 清掃業務の将来計画及び調整に関する事。 (2) 大阪湾広域廃棄物処分場に関する事。 (3) 一般廃棄物処理業の許可に関する事。 (4) 環境センター及び浄化センターの職員の安全衛生に関する事。 (5) 部の庶務に関する事。
	環境対策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境保全に係る企画並びに知識の普及及び啓発に関する事。 (2) 環境美化の推進に関する事。 (3) 生活環境調停委員会に関する事。 (4) 公害関係法令に基づく諸届出事務及び指導に関する事。 (5) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の公害防止に関する事。 (6) 野生動植物及び特定外来生物に関する事。 (7) 狂犬病予防に伴う飼犬の登録等に関する事。 (8) ねずみ族及び害虫駆除に関する事。 (9) 感染症予防に伴う消毒作業に関する事。
	減量推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物の排出の抑制及び再生利用等に関する事。 (2) 資源有効利用の推進に係る企画及び調整に関する事。 (3) 環境問題に係る資源保護の啓発並びに市民活動の支援、指導及び連絡調整に関する事。 (4) リサイクルプラザの維持管理に関する事。 (5) リサイクルプラザ内啓発施設の運営に関する事。 (6) リサイクルプラザ内資源化施設の操業及び運転に係る各種調査及び計測に関する事。 (7) 不燃物及び資源化残さの処理に関する事。 (8) センターの一般廃棄物の搬入搬出に係る計量及び統計に関する事。 (9) 臨時ごみの収集運搬及びさわやか訪問収集に関する事。
	業務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) ごみの収集運搬に関する事。 (2) ごみの分別収集に係る指導啓発に関する事。 (3) 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事。 (4) 粗大ごみ処理券の販売に関する事。 (5) 粗大ごみ処理券委託販売に関する事。 (6) 開発行為に伴うごみ集積所の設置に係る事前協議に関する事。 (7) 不法投棄の防止及び指導に関する事。 (8) 犬猫死体の処理に関する事。 (9) 業務課管理棟の維持管理に関する事。
	施設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) センター（他課に属するものを除く）の維持管理に関する事。 (2) ごみ処理施設の運転に関する事。 (3) 焼却残さの処分に関する事。 (4) ごみ処理施設の公害の防止に関する事。 (5) 一般廃棄物処理許可業者の指導監督並びに一般持ち込みごみの分別指導に関する事。

第7節 ごみ処理基本計画の進捗状況と計画改定に向けた課題

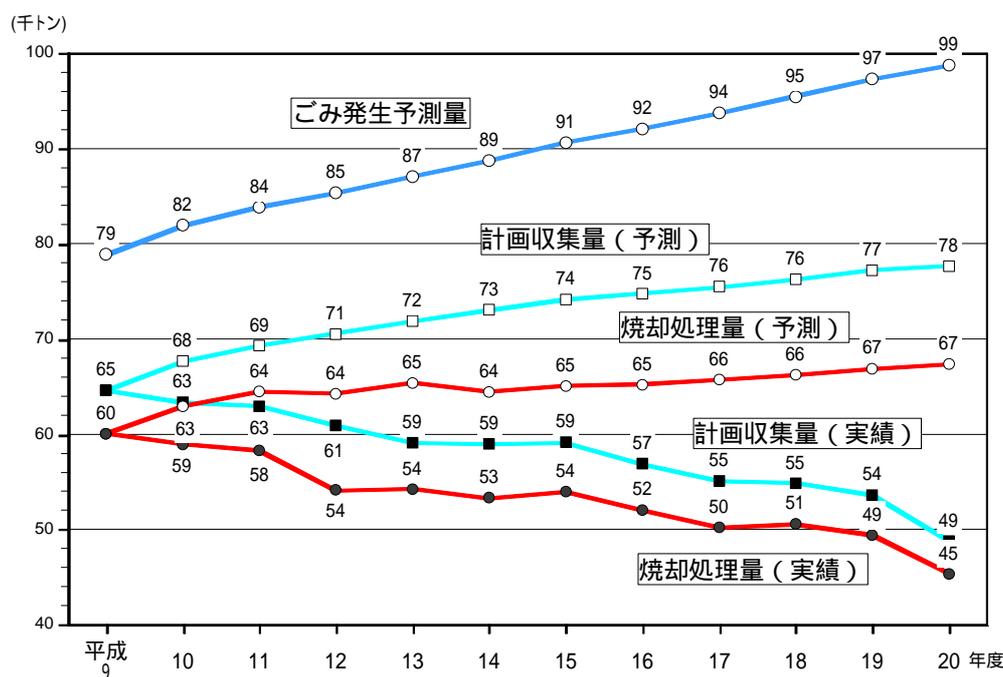
本節では、現行のごみ処理基本計画の進捗状況と、ごみ処理基本計画見直しにおける課題について整理します。

(1) 計画フレームの予測と実績

現行計画の策定時は、家庭系ごみ排出量は平成7年度の8種分別導入もあって横ばいで推移していましたが、事業系ごみは急増していました。このことから、将来のごみ発生量は、家庭系ごみが微増、事業系ごみは急増すると想定したことから、家庭系ごみと事業系ごみを合わせた本市の計画収集量（許可業者収集量も含む）は、ごみの減量に努めても、さらに増加すると予測しました。

しかし、その後の人口の停滞（平成20年で約14万人の予測に対して実績は約13万人）や、景気低迷等による事業系ごみの大幅な減少もあり、計画収集量、焼却処理量とも実績（それぞれ約49千t、約45千t）は予測（それぞれ約78千t、約67千t）を大きく下回っています。

図1-21 計画フレームの予測と実績



減量目標等における目標と実績の比較では、ごみ発生量、計画収集量は、上述したように目標を大きく下回っており、ごみ減量の推進が図られた結果となっています。

しかし、減量目標値（資源化目標値等）は、古紙、アルミ缶の抜き取りによる影響も若干考えられますが、平成20年度の家庭系や事業系を合わせた減量目標値約29千tに対して実績は約20千tで、約9千t目標を下回っています。ただし、ごみ発生量が減少しており減量目標率は目標29%に対して31%と達成しています。

表 1 - 14 現行計画の減量目標等と実績との比較

項目	平成 9年度 (実績)	平成20年度		備考(目標と実績の比較)など
		(目標)	(実績)	
人口	138,953	141,825	132,532	
ごみ発生量 (ごみ排出量 + 既存資源化量)	78,869	98,770	65,972	景気後退による自然減的要素も含まれるが、結果として発生量が予測値を下回っている。
-1 家庭系ごみ	37,700	39,944	30,117	
-1 事業系ごみ	41,169	58,826	35,855	
排出抑制目標値 (ごみとなる前の資源化)	14,259	21,148	17,216	左記の数値に発生抑制量を加えた数値がH20の実績となるが、発生抑制量の把握はできていない。
-1 家庭系ごみ 《市民一人一日当たりg》	3,759 74	4,788 92	3,916 81	
-2 事業系ごみ 《市民一人一日当たりg》	10,500 207	16,360 316	13,300 275	
計画収集量(= -)	64,610	77,622	48,756	景気後退による自然減的要素も含まれるが、結果として計画処理量が予測値を下回っている。
家庭系ごみ	33,941	35,156	26,201	
事業系ごみ	30,669	42,466	22,555	
ごみとなった後の資源化目標値 (分別収集 ただし、ネット資源化量)	2,380	6,948	2,807	古紙、アルミ缶の抜き取りもあり、実際の資源化量は左欄の値よりも大きいと思われる。
焼却処理量 《日処理量 t/日》	60,061 165	67,355 184.5	45,295 124.1	
施設による資源化目標値 (破砕後金属回収)	716	785	321	リサイクル品5tも含む。
最終処分量	12,146	14,433	7,438	
減量目標値(+ +)	17,355	28,913	20,344	
-1 家庭系ごみ(-1+) 《市民一人一日当たりg》	6,139 121	11,700 226	6,617 137	
-2 事業系ごみ(-2) 《市民一人一日当たりg》	10,500 207	16,360 316	13,406 277	
-3 施設による資源化()	716	853	321	
減量目標率(÷)	22.0%	29.3%	30.8%	
家庭系ごみ(-1÷ -1)	16.3%	29.3%	22.0%	
事業系ごみ(-2÷ -2)	25.5%	27.8%	37.4%	
施設による資源化(-3÷)	0.9%	0.9%	0.5%	

(2) 計画改定に向けた課題

1) 一層のごみ減量の推進(特に事業系ごみの減量推進)

ごみ発生量は微減傾向が続いていますが、平成19年度の市民1人1日当たりの焼却処理量は1,013g/人/日で、府内では43市町村中12番目に多く、なお一層のごみ減量に努める必要があります。特に、事業系ごみの排出量は府内で8番目に多く、事業系ごみの減量に一層力を注ぐ必要があります。

図1-22 府内市町村の焼却処理量(平成19年度)

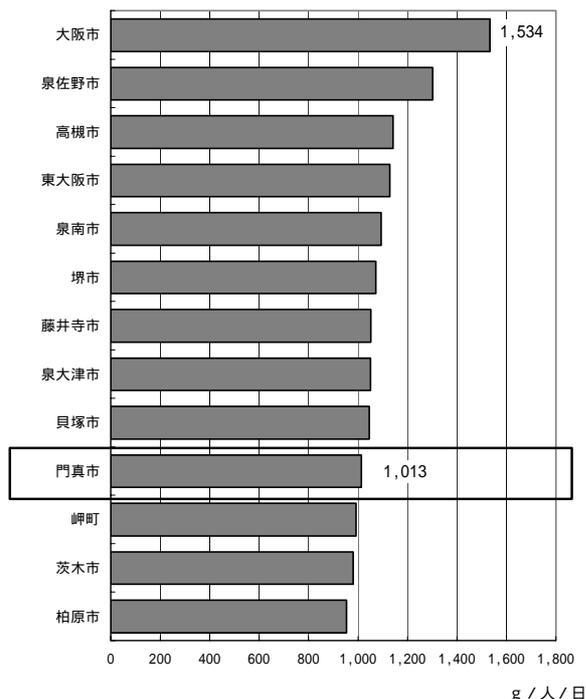


表1-15 門真市のごみ排出量(平成19年度)

ごみ種	市民1人1日 当たりの排出量	府内の順位 (多い順)
家庭系ごみ	605g	28番目
事業系ごみ	492g	8番目
合計	1,097g	12番目

(出典)「平成19年度大阪府の一般廃棄物」(大阪府)

注) 門真市のデータも上記の出典から引用しています。

2) 分別収集の拡充と見直し

市民へのアンケート調査では、現在の分別収集に対して概ね「満足」しているという結果でした(8ページ「現行分別収集方式に対する評価」参照)。ただし、分別に関する要望として、「有害・危険ごみ」収集の実施や「ペットボトル」の収集回数の増加等があげられていました。

平成21年7~8月に実施した市民ワークショップでも、「ペットボトル」の収集回数を増やして欲しいという意見が出されていました。

さらに、本市でも、スプレー缶の爆発など、事故に繋がる可能性のある事象が起きていることから、有害・危険ごみに対する対策を検討する必要があります。

今後は、こうした市民の意見を踏まえた上で、分別収集の拡充に向けた見直しを図る必要があります。

3) 分別排出ルールの徹底によるプラスチック製容器包装の品質の向上

プラスチック製容器包装はリサイクルプラザで選別・保管後に、(財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡してリサイクルを行っています。しかし、表1-16に示すよ

うに品質に対する評価がDランクが多く、さらに品質が低下した場合は（財）日本容器包装リサイクル協会が受け取りを拒否をする可能性もあります。このため、洗って出す、汚れたプラスチック製容器包装は普通ごみに出すなどの分別排出ルールを市民に再度啓発し、品質の向上に努める必要があります。

表 1 - 16 プラスチック製容器包装の品質評価ランク（平成20年度）

	汚れ・破袋度評価			容器包装比率評価（％）								禁忌品評価		評価ランク				かさ比重
	汚れ評価点	破袋度評価点	合計点	プラスチック製容器包装	汚れの付着率	指定収集袋	PET区分の容器	他素材容器包装	容器包装以外のプラ	事業系廃棄物、その他	異物合計	医療廃棄物の有無	危険品の有無	汚れ・破袋度評価ランク	容器包装比率評価ランク	汚れ・破袋度、容器包装比率	禁忌品判定ランク	
門真市	0	5	5	89.08	6.77	0.00	0.15	2.00	0.62	1.38	10.92	無	有	D	B	D	D	0.21
北河内4市リサイクル施設組合	3	5	8	94.07	4.81	0.00	0.48	0.32	0.16	0.16	5.93	無	無	A	A	A	A	0.25

（出典）（財）日本容器包装リサイクル協会ホームページ

4) 発生抑制の推進

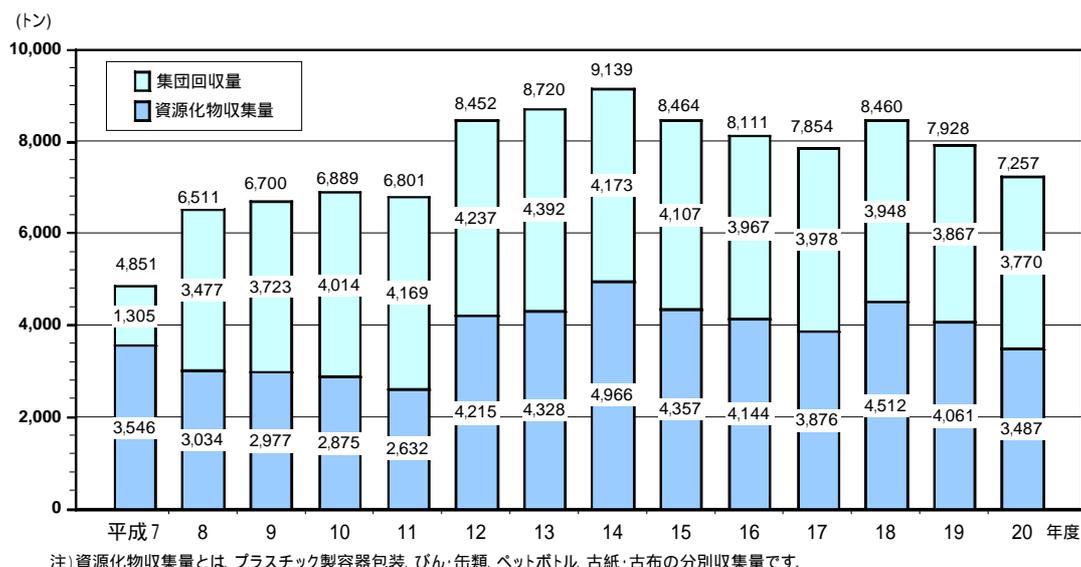
家庭ごみ質実態調査結果から、発生抑制の可能性のある品目を抽出して整理したところ、発生抑制により減量可能な物が約2割含まれていました（16ページ 表1-6参照）。使い捨て容器に入った商品や、使い捨て商品等の購入自粛、過度のPRの受取拒否、無駄のない計画的な食生活など環境にやさしい行動の実践を進めるとともに、レジ袋の削減や量り売りの浸透を進め、環境に配慮した販売形式の普及に取り組むことが必要です。

5) 集団回収等の地域リサイクル活動の活性化や資源化物収集量の向上

本市の市民1人1日当たりの資源化量（ネット資源化量）は143gであり、大阪府内平均を上回っています。しかし、近年は集団回収量、資源化物収集量（プラスチック製容器包装、びん・缶類、ペットボトル、古紙・古布）とも、その量は伸び悩んでおり、集団回収の活性化や、資源化物分別排出への協力の向上に取り組む必要があります。

なお、子ども会役員の担い手がなく、集団回収の継続が困難になっている地域もみられることから、集団回収の世話役となる人材の育成や、子ども会等が主体となった集団回収に対する支援の充実等が必要です。

図 1 - 23 集団回収量、資源化物収集量の推移



6) 経済的インセンティブによるごみ減量方策の導入の検討

既に見たように(11～13ページ参照)、本市のごみ排出量や焼却処理量は減少傾向を示していますが、さらに一層のごみ減量が求められていることから、ごみの有料化など経済的インセンティブによるごみ減量方策の導入についても、検討する必要があります。

なお、ごみの有料化については、ごみ減量の観点だけでなく、受益者負担、負担の公平化等、様々な観点から検討を行います。

7) 市民・事業者・門真市の三者協働による3Rの推進

ごみの発生抑制には、計画的に買い物をして無駄な食料品を捨てないようにするなど、市民だけで取り組める行動もありますが、レジ袋の削減やリターナブルびんの普及等のように、関係者間の協働が必要であったり、関係者が協働することでより効果的に実施できる取り組みも多数あります。

本市では、これまでも「マイバッグキャンペーン」など三者協働によるごみ減量に取り組んできましたが、さらなるごみの発生抑制、再使用、再利用の3Rを推進するため、市民・事業者・門真市の協働によるごみ減量の取り組みを行う必要があります。

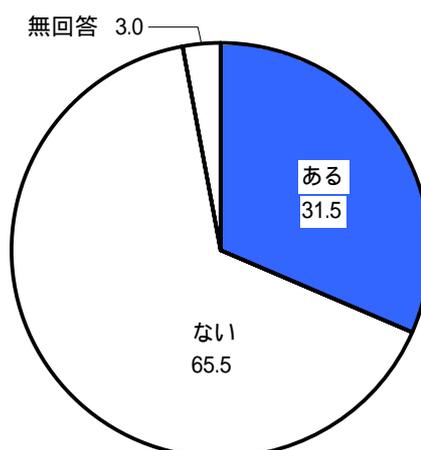
8) リサイクルプラザのさらなる活用

リサイクルプラザは、資源ごみの処理施設とごみ減量・リサイクルの啓発・普及を目的とした複合施設です。しかし、リサイクルプラザを訪れたことがある人は3割程度であり、行ったことのない市民が過半数を占めています。

門真市立リサイクルプラザには、ごみに関する資料等を集めた資料室があるほか、リサイクル工房、展示スペースなど様々な機能を持っており、適切に活用することで、市民啓発や、市民によるごみ減量活動の支援を効果的に行うことが可能です。

そのためにも、まずはリサイクルプラザで行われているイベント等に関する情報提供の充実等を進め、市民にリサイクルプラザを訪れる機会を増やしてもらうとともに、発生抑制や再使用等のごみ減量に関する情報提供やリサイクルに関する体験学習などの環境教育を積極的に実施するなど、リサイクルプラザの活用を進めることが必要です。

図 1 - 24 リサイクルプラザに行ったことがあるか



(出典)平成20年度市民アンケート調査

9) 門真市環境センターの施設更新の検討

現在の焼却等の処理施設の竣工は、第4号炉が平成元年3月、第5号炉が平成8年3月、粗大ごみ処理施設：平成元年3月です。一般的に、焼却施設の耐用年数は大規模な補修を行った場合でも30年間程度ですが、本計画の目標年度である平成32年度には、第4号炉が稼働後概ね30年をむかえます。

ここで、焼却施設建設には、環境影響評価の実施、建設地周辺住民との合意形成、解体・建設等に長期間を要するため(5~10年間程度)、本計画の計画期間の後半には、施設の内容・規模、整備の手法、周辺都市との広域処理等についても検討を始める必要があります。

さらに、焼却施設の建設には、多額の費用を要すること(現状と同規模の300t/日であれば、4,900万円/tの実勢施設整備単価(H15~19の平均)を乗じて、約150億円)、また、新たな建て替えのための用地確保も困難を極めることが予想されることから、早い段階から焼却施設の建設を重点課題として位置付け、環境事業部局、企画部局、財政部局等の関係者間で検討していく必要があります。

第2章 ごみゼロ社会を目指すための基本構想

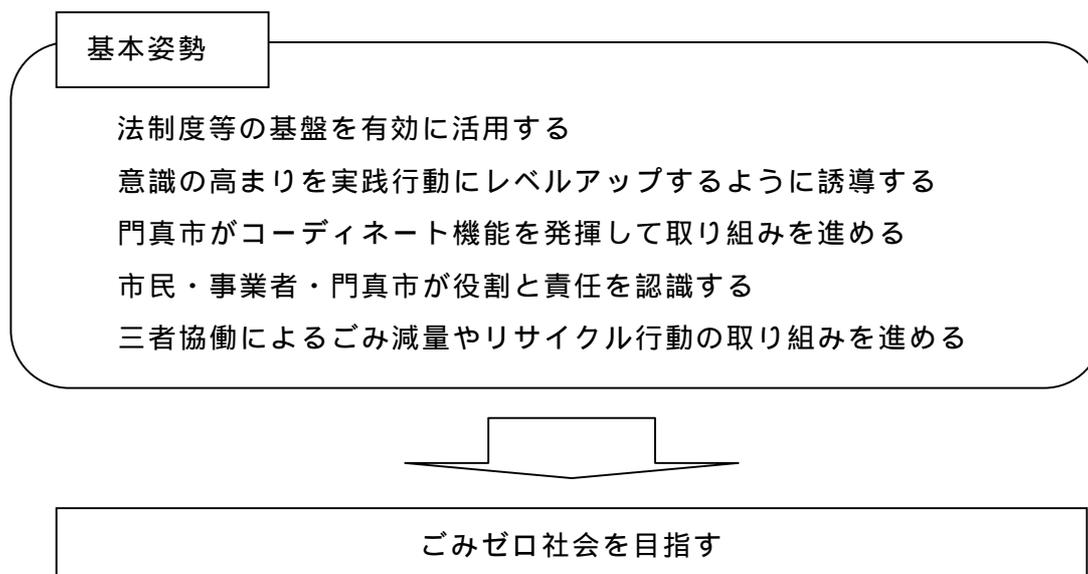
第1節 計画策定に当たっての基本姿勢

現行基本計画を策定した平成11年6月以降、平成12年には発生抑制を最優先とした循環型社会形成推進基本法が制定されるとともに、平成12年以降、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の品目別リサイクル法が完全施行され、ごみ減量やリサイクルの推進に向けた基盤の整備が進められました。

一方、近年「3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの再生利用））」や「もったいない」という言葉は広く市民に定着し、また、事業者では、環境マネジメントシステム、CSR（企業の社会的責任）という言葉が浸透してきました。社会全体では、地球温暖化現象の顕在化やCOP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議 京都会議）の第1約束期間が平成20年からスタートし、新たな温室効果ガスの削減目標の設定に向けて議論が進められつつあります。

このような状況の中で、本市では、整備されつつある循環型社会の形成やリサイクルの推進に関する基盤を有効に活用し、市民や事業者のごみ減量や資源の有効利用に関する意識の高まりを実践行動にレベルアップできるように誘導することが重要であり、本市はコーディネート機能を発揮して、市民や事業者をごみ減量やリサイクル行動の輪の中に誘い、お互いの役割と責任を認識して三者協働により取り組んでいくことが重要です。

図3-1 計画策定に当たっての基本姿勢



第2節 基本理念

物を大切に作る心や協働する力を育み、 ごみゼロ社会を目指す

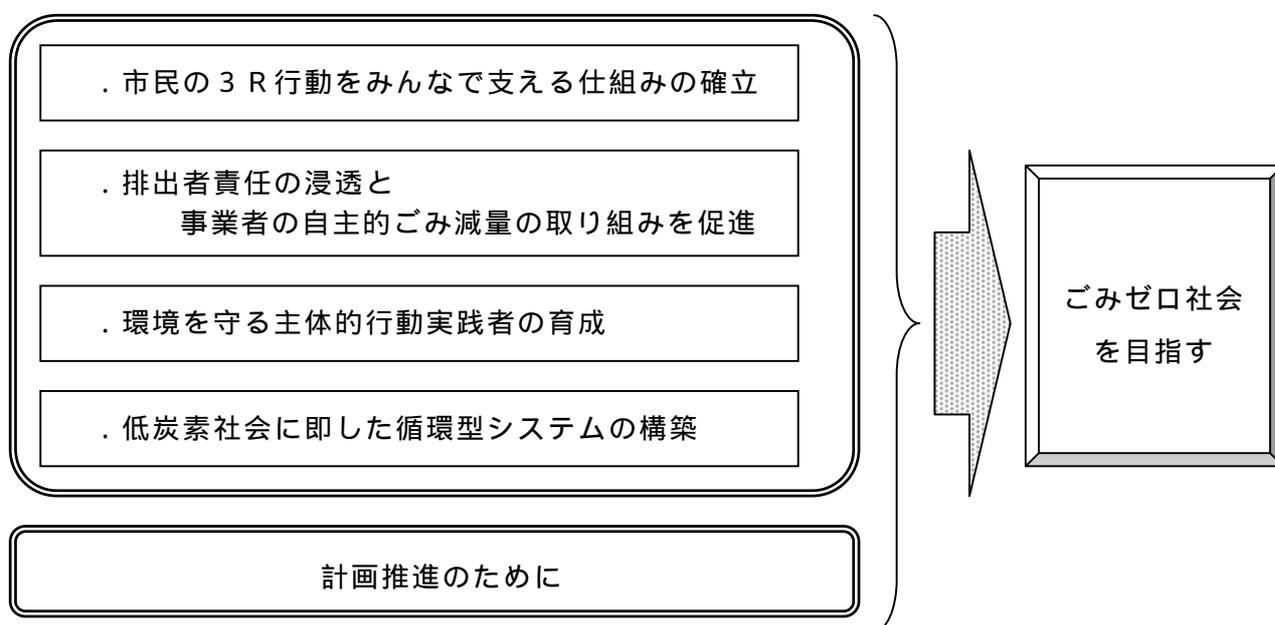
ごみゼロ社会を構築する源は、無駄な物は買わない、物を長く使う、繰り返して使う、分けて出すなど、物を大切に作る心です。しかし、物を大切に作る心だけでは、ごみを減らすことは難しく、量り売り等の発生抑制の仕組みの浸透、不要物の循環利用の仕組みづくりの拡充なども同時に必要です。この仕組みづくりを推進するためには、市民・事業者・門真市は、それぞれの役割と責任を認識し、一緒に連携・協力して取り組む必要があり、いわば、三者の協働する力（協働責任意識の構築と実践する力）が必要です。

このため、情報提供の充実、環境教育・学習の充実等を進め、物を大切に作る心を育むとともに、本市が関係者間をコーディネートして各種のモデル的協働事業を実施するなどにより市民・事業者・門真市の協働する力を育て、ごみゼロ社会を目指していきます。

第3節 基本方向

ごみゼロ社会を目指すため4つの基本方向を定めます。また、合わせて計画推進のための取り組みを行っていきます。

図3-2 ごみゼロ社会を目指すための基本方向



(1) 4 つの基本方向

．市民の 3 R 行動をみんなで支える仕組みの確立

市民・事業者・門真市の三者が連携して 3 R 行動（マイバッグ持参運動、環境に配慮した店舗拡大、古紙のまちかど回収拠点の整備等）に取り組めるよう、門真市がコーディネート機能を発揮して、関係者間の連携・協力を図っていくとともに、公民協働を進めていきます。

家庭の環境に配慮した行動、地域の自主的なごみ減量活動を支援するために、情報提供、環境教育の充実、活動拠点の拡充、助成の充実等を図っていきます。

．排出者責任の浸透と事業者の自主的ごみ減量の取り組みを促進

ごみ減量手引き作成、事業所研修の実施、商工会議所との連携強化等により、事業系ごみの処理責任は排出者であることを浸透し、自己管理の意識の啓発を図ります。

事業所の規模、また、紙類や厨芥類等排出されるごみの内容など、事業所の特性に応じたごみ減量の取り組みを、ごみ減量手引き作成、先進事業所との意見交換会の実施等により促進します。

．環境を守る主体的行動実践者の育成

小学校や市内事業所と連携して、環境教育を充実するとともに、リサイクルプラザを核とした市民への情報提供、ごみ問題等に関する学習・研修機能を強化し、環境を守り、ごみの減量に、主体的に取り組む市民を育成します。

事業者に対しても情報提供を行い、また、関係者の相互交流の場を提供するなどにより、大規模事業所だけでなく小規模事業所についても自主的にごみ減量活動等に取り組む事業者を拡大します。

．低炭素社会に即した循環型システムの構築

3 R 行動の浸透と合わせて分別収集を拡充し、ごみ減量を推進し、環境負荷の少ない循環型社会形成を目指します。

収集車両等を計画的に低環境負荷型に切り替えます。

現在の焼却施設等の長寿命化を図るとともに、次期焼却施設の整備に向けて、周辺都市との連帯による広域処理も含めて、慎重に検討し、準備を進めます。循環型社会の構築、低炭素社会の実現、処理事業の効率化、市民へのサービス内容の充実、新たな情報媒体の活用等、時代の流れに応じた処理システムを構築します。

(2) 計画推進のために

環境マネジメントシステムの考え方に基づき本計画の進行管理を行うとともに、ごみゼロ社会の構築に向けて、計画推進体制の確立を図ります。

家庭系ごみのごみ処理費用負担のあり方について引き続き検討していきます。また、事業系ごみについては、処理原価に見合った適正な料金の設定に向けて、手数料の見直しを定期的に変更してまいります。

災害時やごみ処理施設の故障時等の相互支援協定に加え、レジ袋削減対策の推進、新しい処理技術や制度の研究等のため、周辺都市との広域的連携の強化に努めます。

広域的最終処分場の確保を国・府へ要請してまいります。また、拡大生産者責任の確立等の新たな社会経済システムの構築を国・府へ要請してまいります。

第3章 ごみ処理基本計画の基本フレーム

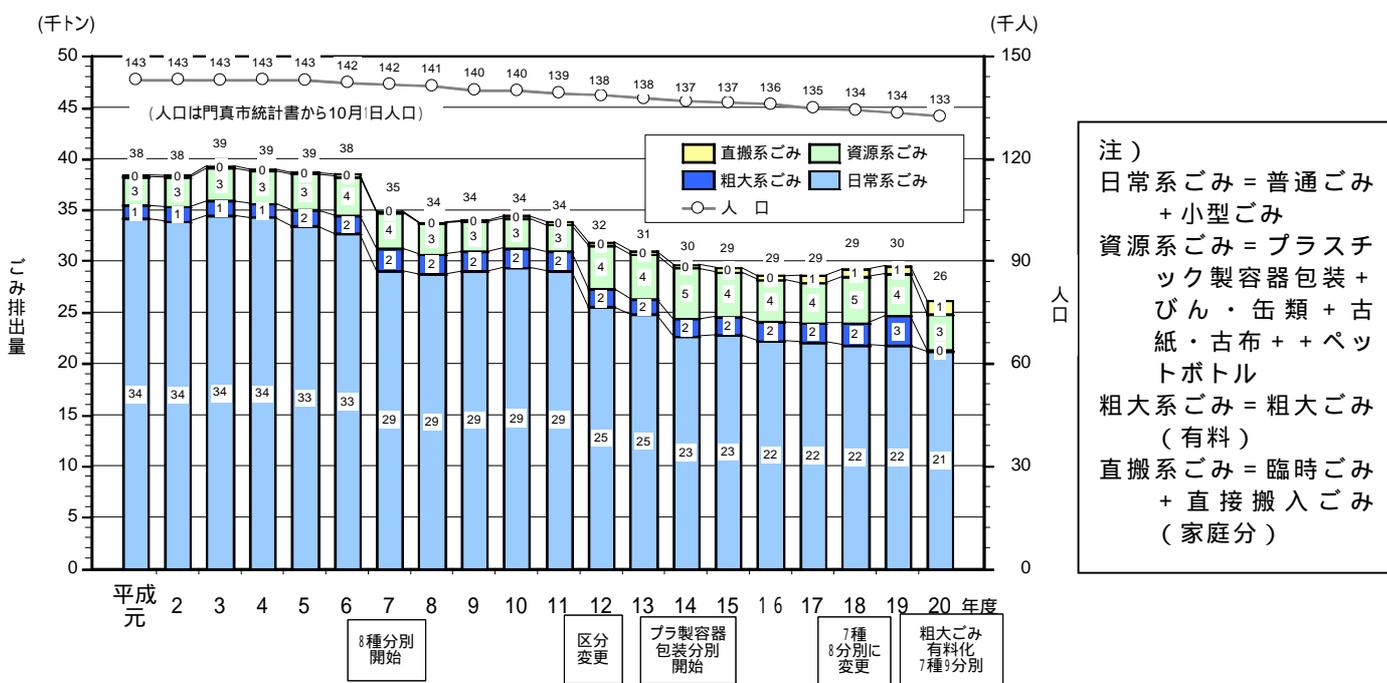
第1節 人口やごみ排出量の動向

将来の目標フレームを設定する前に、最近の人口やごみ排出量の動向を最初に整理しました。

(1) 家庭系ごみ

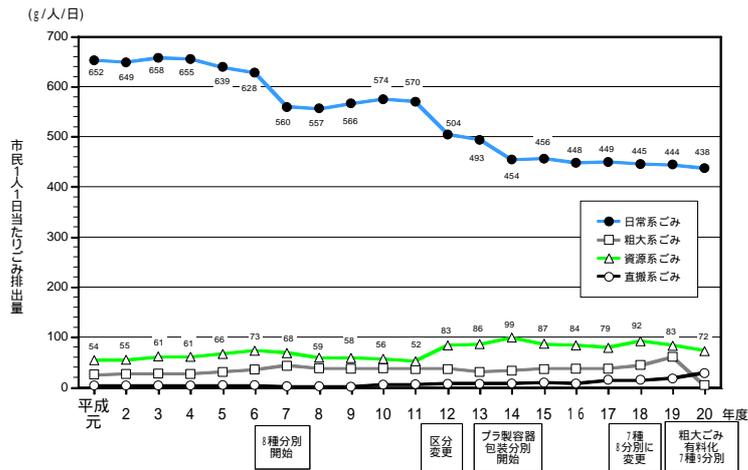
人口は微減傾向を示しています。家庭系ごみは、平成7年度以降、分別収集の順次拡充、市民のごみ減量に対する意識の向上、景気の低迷などもあり、排出量は減少しています。平成19年度には、翌年の粗大ごみの有料化の影響で一時的に粗大ごみが増加していますが、平成20年4月の有料化導入により粗大ごみは激減しています。

図3-1 家庭系ごみ量及び人口の推移



日常系ごみの市民1人1日当たりの排出量の推移では、分別区分の見直し毎に、大きく減少していますが、プラスチック製容器包装の収集を開始した平成14年度以降は緩やかな減少傾向となっています。

図3 - 2 市民1人1日当たりの家庭系ごみ量の推移



(2) 事業系ごみ

事業系ごみ量の推移は平成9年度までは急激に増加してきましたが、それ以降、しばらく横ばいで推移し、平成15年度からは景気の低迷、企業の自主的なごみ減量活動の浸透もあり減少傾向が続いています。

図3 - 3 事業系ごみ量の推移

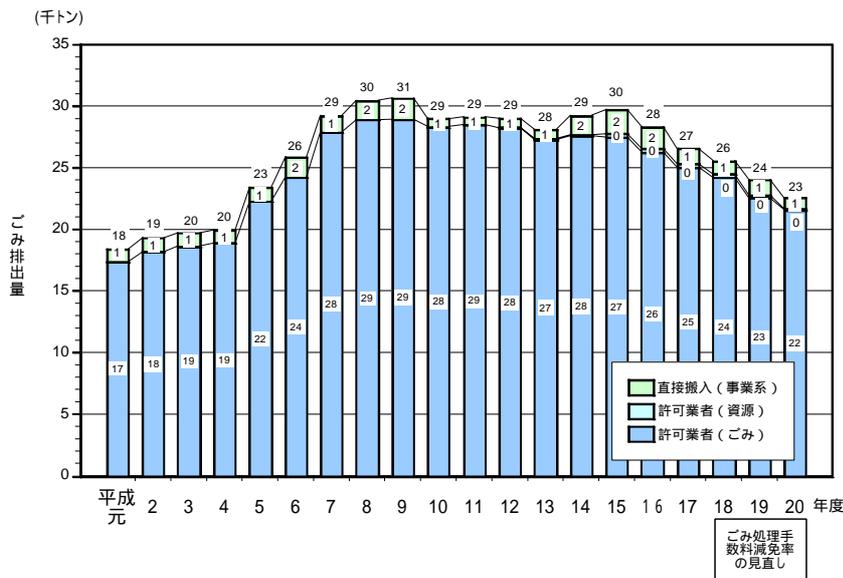
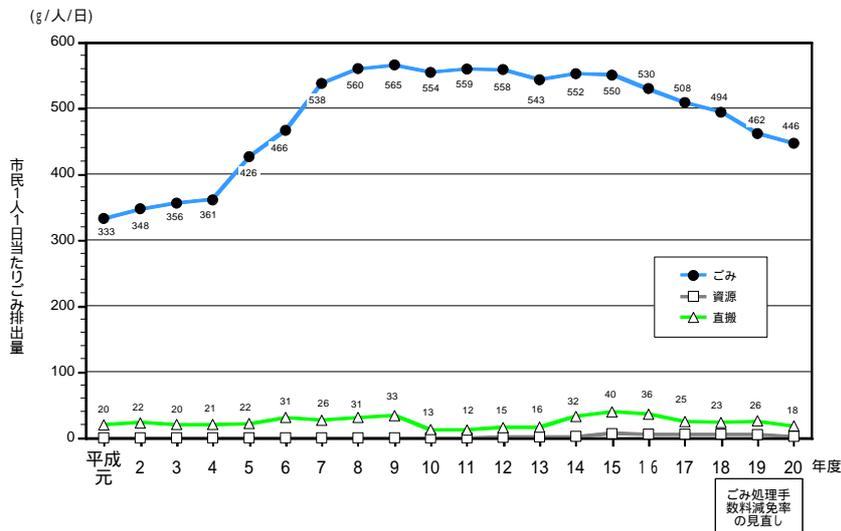


図3 - 4 市民1人1日当たりの事業系ごみ量の推移



第2節 ごみ減量の可能性

減量目標を設定するにあたり、現在の市民や事業者のごみ減量の取組状況を整理しました。

(1) 家庭系ごみ

1) 資源ごみ等の分別協力率

分別排出をきちんとすれば資源化できるものが、集団回収、分別収集、門真市環境センター回収ボックス等の資源化ルートに出されているのか、ごみ(普通ごみや小型ごみ)に出されているかを、資源化実績量やごみ組成調査結果を用いて分別協力率として整理しました。

新聞紙等の古紙、ペットボトル、缶やびんの分別協力率(家庭から排出された資源が資源化ルートに出されている割合)は80~95%であり高い割合を示していますが、紙パック、その他紙製容器包装(小箱、包装紙等)、プラスチック製容器包装はまだ分別協力率が低いのが現状です。また、生ごみ処理機等の普及もそれほど進んでいません。

また、プラスチック製容器包装の周辺都市の分別収集量を整理していますが、本市の収集量は周辺都市に比べて少ない状況にあります。

したがって、減量施策を推進することによりこれらの資源ごみ等の収集量(回収量)を今後増やすことが可能と考えます。

表3-1 資源ごみ等の分別協力率

品目	資源化の実績(t)				1人1日当たりの資源化量実績(g)	普通+小型ごみへの排出状況(H20)		分別等協力率	
	集団回収H20	分別収集H20資源化ベース	その他(直搬等)H20	合計		ごみ中の割合	1人1日当たり排出量(g)		
紙類	新聞紙・折込広告	2,586	87	0	2,673	55.3	3.03%	13.3	80.6%
	雑誌・書籍	592	22	0	614	12.7	0.20%	0.9	93.4%
	段ボール	394	109	55	558	11.5	0.65%	2.8	80.4%
	小計	3,572	218	55	3,845	79.5	3.88%	17.0	82.4%
	紙パック	2	22	0	24	0.5	0.68%	3.0	14.3%
計	0	87	0	87	1.8	4.77%	20.9	7.9%	
計	3,574	327	55	3,956	81.8	-	40.9	66.7%	
プラスチック類	ペットボトル	0	248	8	256	5.3	0.12%	0.5	91.4%
	その他のプラスチック製容器包装(発泡トレイ、アルミ蒸着袋含む)	0	997	0	997	20.6	8.62%	28.3	42.1%
計	0	1,245	8	1,253	25.9	-	28.8	47.3%	
布類	古布	191	157	0	348	7.2	1.10%	4.8	60.0%
金属類	缶	0	171	58	229	4.7	0.10%	0.4	92.2%
ガラス類	びん	0	621	59	680	14.1	0.23%	1.0	93.4%
生ごみ	コンポスト	0	0	146	146	3.0	46.63%	204.0	1.4%
合計		3,765	2,521	326	6,612	136.7	-	279.9	32.8%

3) 家庭系ごみの発生抑制の可能性

家庭系ごみの組成調査から発生抑制が可能な品目を抽出すると、全体の2割程度が、買わない、もらわない、無駄にしない等で発生抑制行動の浸透で減量が可能な物です。

表3-3 家庭系ごみ全体中に占める発生抑制可能な物の割合

発生抑制の具体的な行動	対象品目	ごみ中の割合(%)	
使い捨て商品等の購入自粛 (エコ商品を選んで買う)	飲料水容器 (使い捨て容器入りの飲料水)	ペットボトル	1.13
		プラボトル	0.04
		紙パック	0.89
		びん	2.29
		缶	0.36
	小計		4.71
	使い捨て商品 (使い捨てライター、ティッシュペーパー、 ペーパータオル、使い捨てカイロ等)	プラスチック製	0.17
		紙製	4.76
		金属製	0.10
	小計		5.03
過度のPRの受取拒否	PR関係(ダイレクトメール、折り込み広告等)	4.00	
無駄のない計画的な食生活	手を付けていない食料品	5.72	
合計		19.46	

(出典)平成20年度家庭ごみ質実態調査

(2) 事業系ごみ

1) 事業所の資源化の取り組み状況

平成15年度の調査では、大きな規模の事業所では古紙を中心にリサイクルに取り組み、リサイクル率が高いものの、小さな規模の事業所では、リサイクル率は低いのが実態でした。

表3-4 事業所規模別品目別リサイクル率

事業所規模	リサイクル率	リサイクルされている品目別内訳(重量割合)							合計
		古紙類	びん	缶	びん・缶 混合	ペット ボトル	食品 残渣	その他	
従業者数 30人未満	22.0%	37.7%	40.5%	9.7%	2.6%	4.2%	0.9%	4.5%	100.0%
従業者数 30人以上	38.4%	85.4%	8.2%	4.6%	0.1%	0.8%	0.7%	0.2%	100.0%
公共施設	22.8%	51.0%	5.2%	2.4%	34.5%	4.3%	1.2%	1.5%	100.0%
市内事業所 全体	30.5%	69.1%	18.7%	6.2%	1.6%	2.0%	0.8%	1.6%	100.0%

(出典)「事業系ごみ排出実態調査」(H16.3)

<参考>ごみ排出量の多さ別
事業所の割合(平成20年度)

排出量の区分	ごみ排出量 割合	事業所数 割合
ごみ量月5t未満 の排出事業所	65.9%	96.2%
ごみ量月5t以上 の排出事業所	34.1%	3.8% (82社)
合計	100.0%	100.0%

(出典)許可業者得意先名簿の整理から

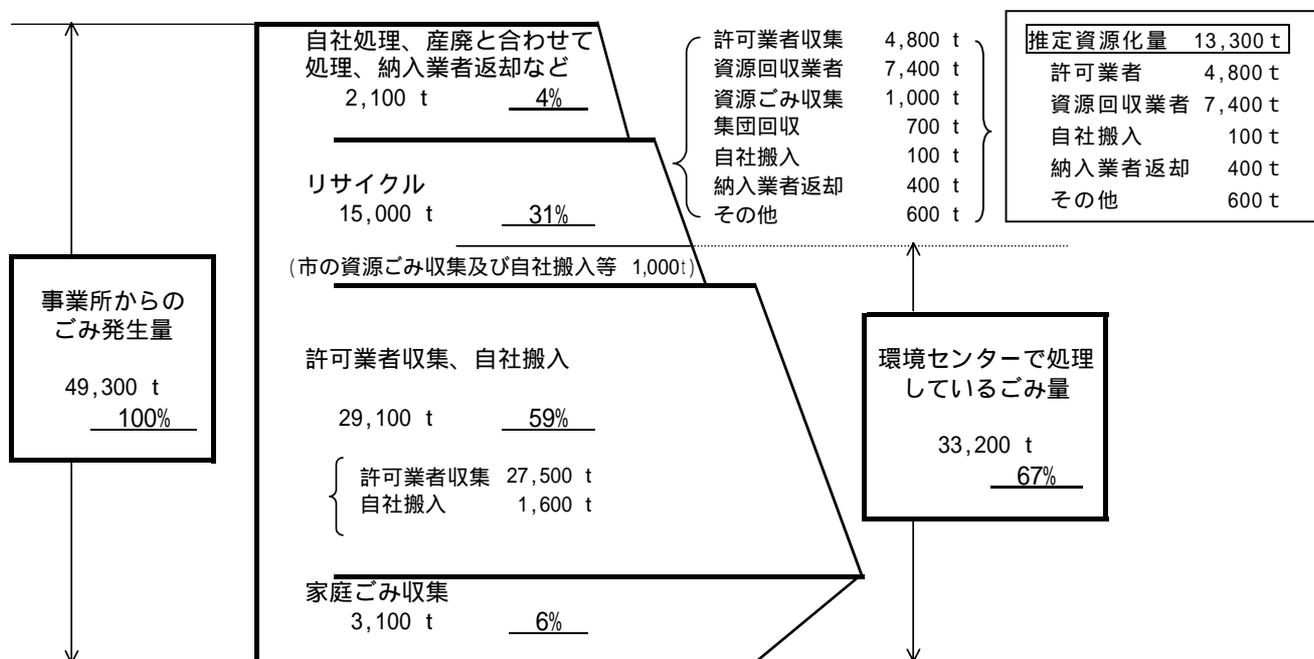
<参考>事業系ごみの組成

組成項目	ごみ質(%)
紙類	40.8
プラスチック類	15.0
繊維類	3.9
ガラス類	1.0
金属類	3.4
厨芥類等	27.3
その他	8.6
合計	100.0

(出典)「事業系ごみ排出実態調査」(H16.3)

事業系ごみ全体では、年間13,300 tが資源化されていると推定されます。(資源ごみ、
 集団回収等、家庭系ごみの資源化ルートと重複している資源化量は除く)

図3-6 事業系ごみのごみ処理・リサイクルの流れ(平成15年度)



(出典)「事業系ごみ排出実態調査」(H16.3)

2) 門真市環境センター回収ボックスへの資源化物投入量

門真市環境センターでは、市民や事業者及び許可業者が持ち組む資源化物の回収
 用に回収ボックスを設置しています。平成20年度の投入量は286トンです。

表3-5 門真市環境センター回収ボックス投入量(平成20年度)

品目	直接搬入	許可業者分別収集	合計
古紙・古布	55 t	5 t	60 t
びん・缶類	117 t	68 t	185 t
ペットボトル	8 t	33 t	41 t
合計	180 t	106 t	286 t

注) 直接搬入は、市民や事業者が持ち組む資源です。

3) 事業系ごみ中の資源化可能物の割合

平成15年度の調査では、事業系ごみ中の資源化可能物の割合を約27%、発生抑制可
 能物の割合を約39%と把握しています。このように、排出されている事業系ごみ質か
 ら見る限りは、事業系ごみの今後の減量可能性は高い状況にあります。

図 3 - 7 資源化可能物の排出割合

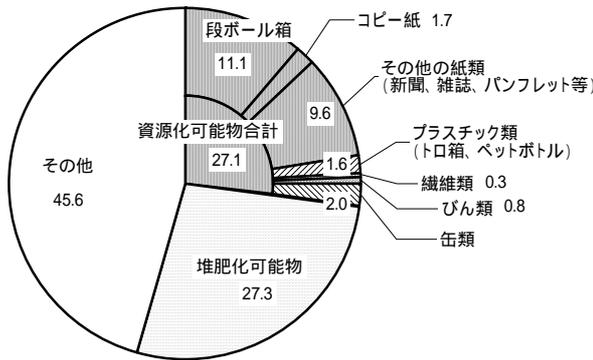
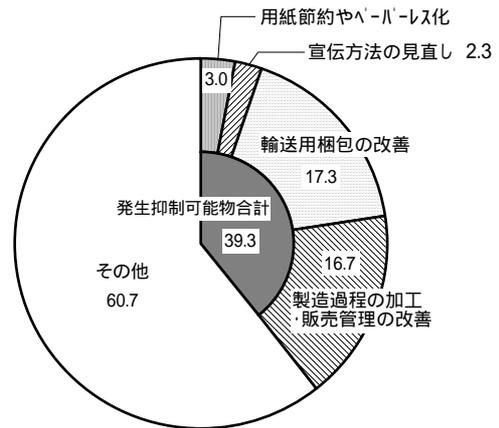


図 3 - 8 発生抑制可能物の排出割合



(出典)「事業系ごみ排出実態調査」(H16.3)

第 3 節 減量目標と計画の基本フレーム

(1) 計画目標年度

平成22年度(2010年度)を初年度とし、10年後の平成31年度(2019年度)を最終目標年度とします。なお、平成26年度(2014年度)を中間目標年度とします。

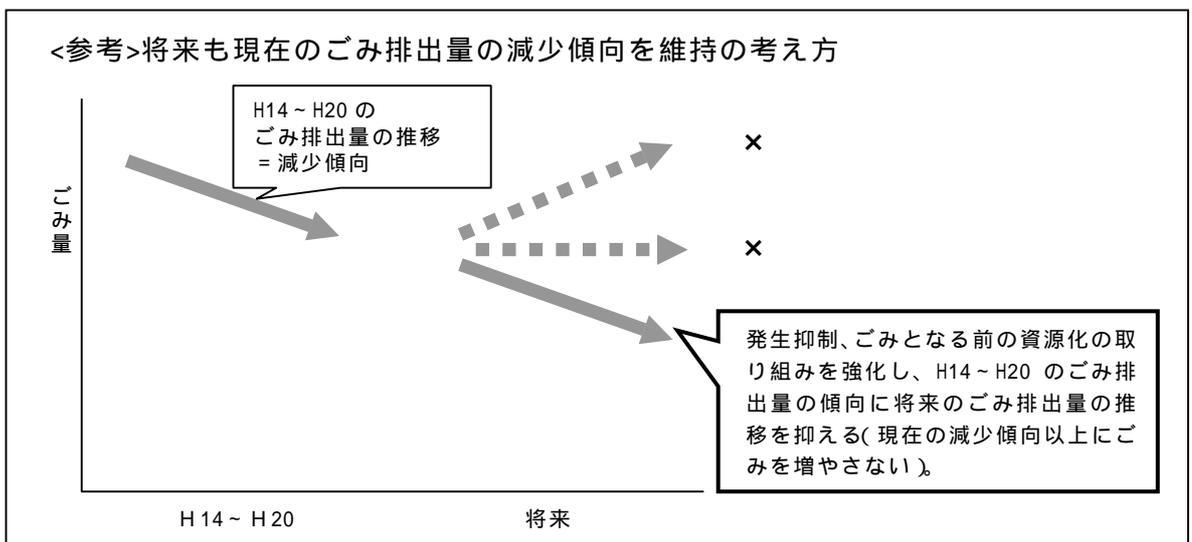
(2) 将来人口

将来のごみ排出量を算定するための将来人口は、門真市第5次総合計画の目標人口(平成32年で125,000人)を用いました。

(3) 減量目標設定の考え方

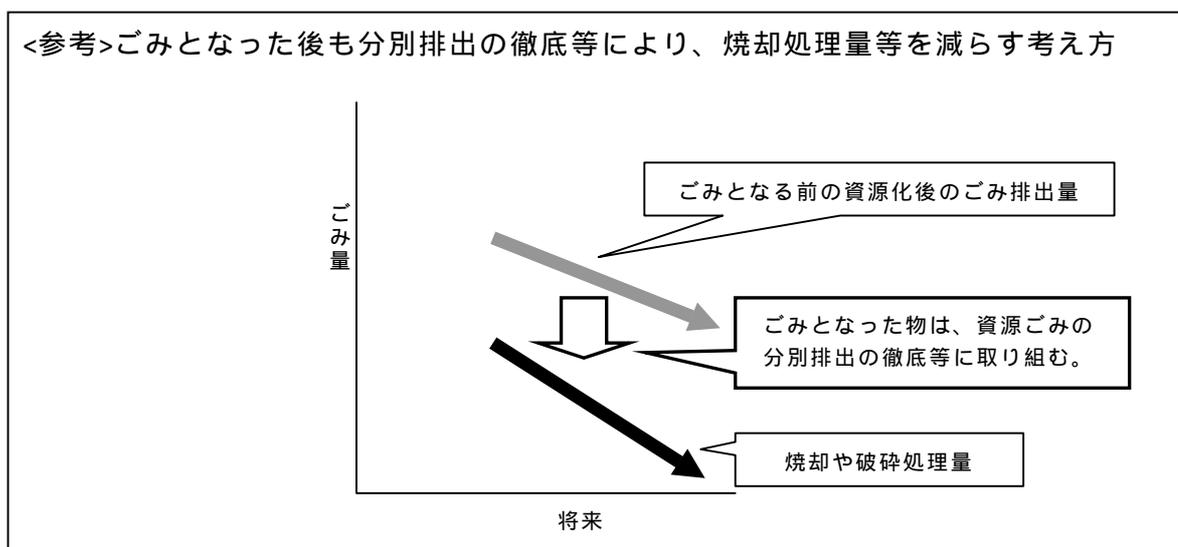
将来も現在のごみ排出量の減少傾向を維持します。

図 3 - 1 ~ 3 - 4 に示したように、近年のごみ排出量は家庭系ごみも事業系ごみも減少傾向を示しています。この推移は、市民や事業者の減量の取り組みの成果ですが、景気の低迷も影響しています。このため、景気が回復しても現在の減少傾向を維持するように、本市のごみ収集や許可業者のごみ収集に出す前の、ごみとなる物を買わない・使わない等の「発生抑制」や、家庭では集団回収、事業所では自主的な分別により、古紙等を回収ルートへの引き渡し等による「ごみとなる前の資源化」の取り組みを強化し、将来も現在のごみ減少傾向を維持します。



ごみとなった後も分別排出の徹底等により、焼却処理量や破碎処理量を減らします。

発生抑制やごみとなる前の資源化の取り組みだけでなく、ごみとなった物は、資源ごみの分別排出の徹底、古紙等回収ボックスへ投入の浸透等により、焼却処理量や破碎処理量を極力減らします。



(4) ごみ減量目標と計画の基本フレーム

以上の考え方にしたがって、ごみゼロ社会構築のために設定した、今後の10年間の減量目標と計画の基本フレームを表3-6、図3-9に示しました。

ごみ発生量は、平成20年度のごみ処理量に、集団回収や事業所の自主的資源化量を加えた66千tが将来もそのまま推移するものとししました。

発生抑制は、ごみ発生量の3%の抑制を平成31年度までに達成するものとししました。なお、3%は発生抑制可能な物の割合19.5%（42ページ 表3-3参照）の約2割を目標として設定しています。事業系ごみは家庭系ごみと同じ目標とししました。

ごみとなる前の資源化は、集団回収の育成、生ごみ処理機器の普及、事業所の自主的な資源化の取り組みの促進を図るものとして、分別協力率、資源化率を現状の値を参考に、将来の目標を図3-10に示すように定めて算定しました。

以上の発生抑制とごみとなる前の資源化に取り組み、その結果としての『ごみとなる前の資源化後のごみ排出量』が、平成14年度から20年度のごみ収集実績量の推移から得られるトレンド予測式で導かれる将来値を下回るように、発生抑制とごみとなる前の資源化の取り組みの目標値を設定しました。

ごみとなった後の資源化量（資源ごみの分別収集）については、ごみとなる前の資源化と同じ様に、分別協力率を現状の値や他都市の資源ごみ収集量等を参考に、分別協力率を図3-10に示すように定めて算定しました。

以上の作業から、将来の計画収集量（分別区分毎の将来の収集量）を定めるとともに、焼却施設、破碎施設、選別施設等への投入後のごみの流れを、平成20年度のごみの流れの割合（焼却灰発生率、施設投入後の資源化物回収率・可燃物回収率・選別残渣回収率等）が将来も変化しないものとして推定しました。

減量目標値は、平成31年度において約26千トンで、平成20年度の20千トンから、発生抑制の促進、集団回収の育成、プラスチック製容器包装の分別排出の徹底、事業所の自主的なごみ減量活動の促進等により、約6千トンを増加させる目標です。減量目標率は、平成20年度の31%から39%に8%高める目標です。

目標達成時の計画焼却処理量は、平成20年度の45千トンから12%減の40千トンへ低下させます。また、最終処分量は、平成20年度の7.4千トンから11%減の6.6千トンへと低下させます。

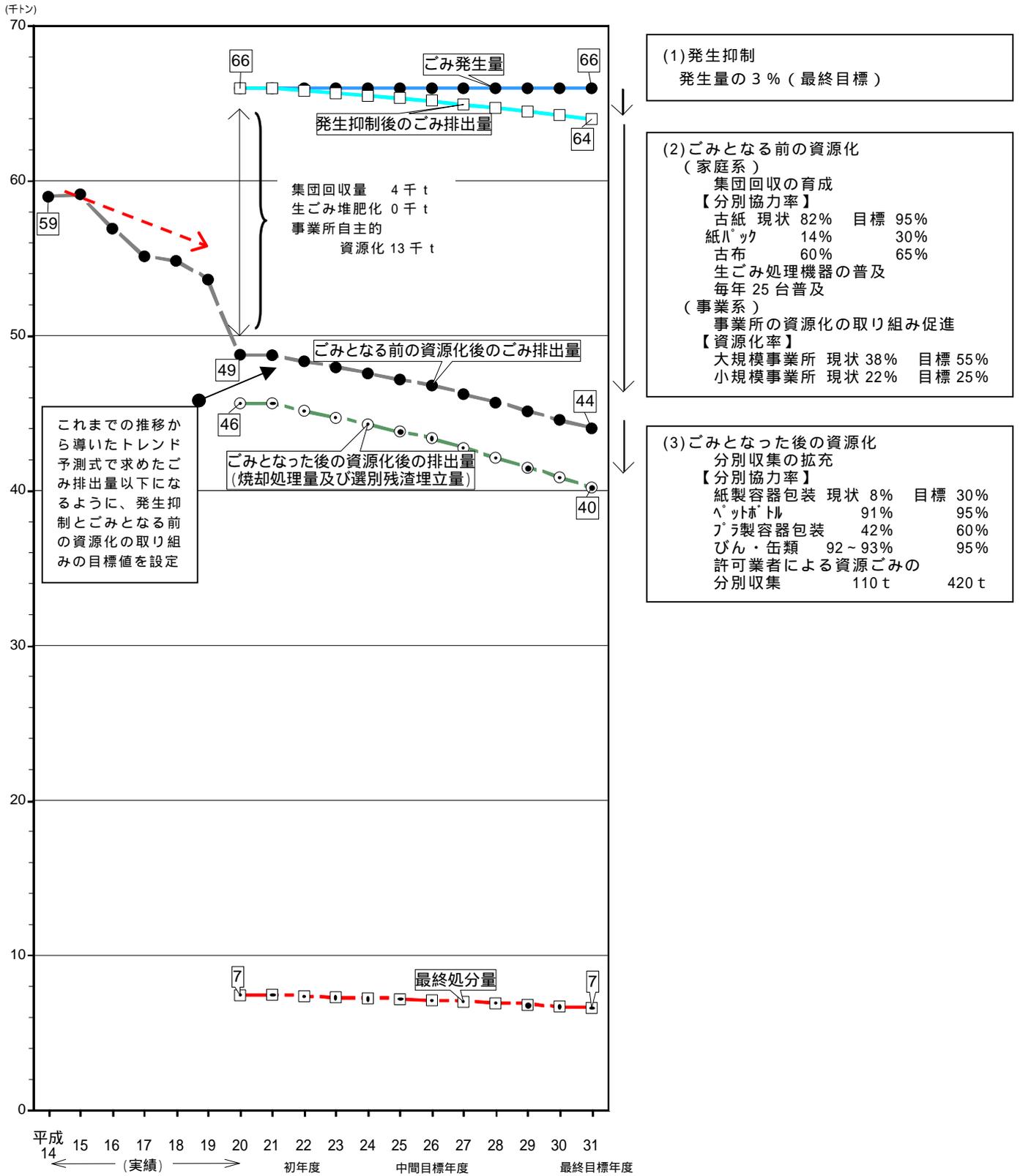
表3-6 ごみ減量目標と計画の基本フレーム

項目	平成20年度 (実績)	目標年度(単位:t)	
		平成26年度 (中間)	平成31年度 (最終)
ごみ発生量 (ごみ排出量+既存資源化量)	65,972 (100)	65,972 (100)	65,972 (100)
家庭系ごみ	30,117 (100)	30,117 (100)	30,117 (100)
事業系ごみ	35,855 (100)	35,855 (100)	35,855 (100)
発生抑制目標値	0 <0>	791 <791>	1,980 <1,980>
-1 家庭系ごみ	0 <0>	361 <361>	904 <904>
《市民一人一日当たりg》	0	8	20
-2 事業系ごみ	0 <0>	430 <430>	1,076 <1,076>
《市民一人一日当たりg》	0	9	23
ごみとなる前の資源化目標値	17,216 <0>	18,392 <1,176>	19,983 <2,767>
-1 家庭系ごみ	3,916 <0>	4,172 <256>	4,513 <597>
《市民一人一日当たりg》	81	90	98
-2 事業系ごみ	13,300 <0>	14,220 <920>	15,470 <2,170>
《市民一人一日当たりg》	275	305	337
計画収集量(= - -)	48,756 (100)	46,789 (96)	44,009 (90)
家庭系ごみ	26,201 (100)	25,584 (98)	24,700 (94)
事業系ごみ	22,555 (100)	21,205 (94)	19,309 (86)
ごみとなった後の資源化目標値 (分別収集 ただし、ネット資源化量)	2,807 <0>	3,100 <374>	3,576 <899>
-1 家庭系ごみ	2,701 <0>	2,880 <255>	3,194 <614>
《市民一人一日当たりg》	56	62	70
-2 事業系ごみ	106 <0>	220 <119>	382 <285>
《市民一人一日当たりg》	2	5	8
焼却処理量 《日処理量 t/日》	45,295 124 (100)	43,053 118 (95)	39,815 109 (88)
破碎処理量	1,303 (100)	1,288 (99)	1,216 (93)
選別処理量(選別委託含む)	3,786 (100)	4,111 (109)	4,676 (124)
施設による資源化目標値 (破碎後金属回収、リサイクル品)	321	319	302
最終処分量	7,438 (100)	7,104 (96)	6,625 (89)
減量目標値(+ + +)	20,344 <0>	22,602 <2,341>	25,841 <5,646>
-1 家庭系ごみ	6,617 <0>	7,413 <872>	8,611 <2,115>
《市民一人一日当たりg》	137	159	188
-2 事業系ごみ	13,406 <0>	14,870 <1,469>	16,928 <3,531>
《市民一人一日当たりg》	277	319	369
施設による資源化() リサイクル品含む	321	319	302
減量目標率(÷)	30.8% <0.0%>	34.3% <3.5%>	39.2% <8.6%>
-1 家庭系ごみ	10.0% <0.0%>	11.2% <1.3%>	13.1% <3.2%>
-2 事業系ごみ	20.3% <0.0%>	22.5% <2.2%>	25.7% <5.4%>
施設による資源化()	0.5%	0.5%	0.5%

注1) < >内は新規減量分を示します。

2) 市民一人一日当たりは減量化量を将来人口及び年間日数で除しました。

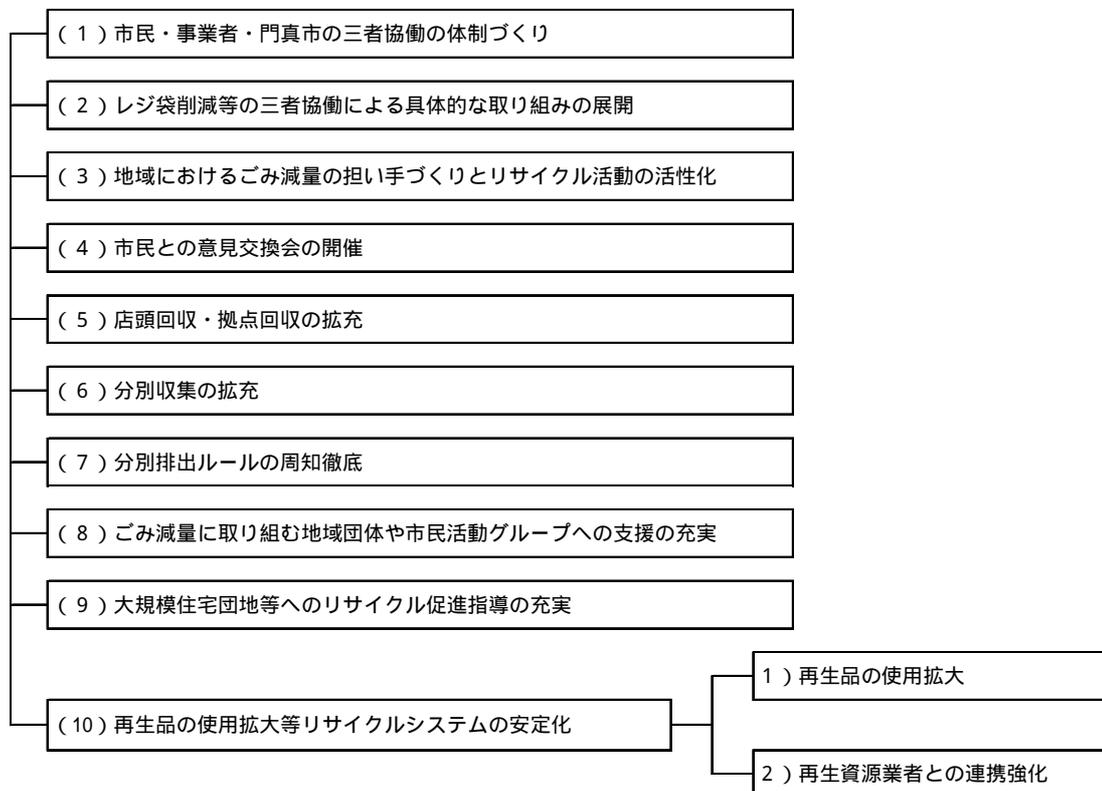
図3-9 減量目標と計画の基本フレーム



第4章 基本計画

第1節 市民の3R行動をみんなで支える仕組みの確立

【施策の体系】



【主要施策】

(1) 市民・事業者・門真市の三者協働の体制づくり

ごみの減量は、無駄な物は買わない、ごみの分別を徹底する等個人の責任において実践すべき行動は多いですが、リターナブルびん入りの飲料を買いたくても売っている店は少ない、量り売りを利用したくても利用できる店が見あたらないなど、個人では取り組めない状況が一方であります。これについては、関係する各主体の問題点や課題を相互に理解し、解決できるよう調整し、各々が責任と役割を自覚し、実行していく必要があります。

すなわち、相互理解を深め、三者協働の取り組みを実践していくために、日頃からお互いに忌憚なく意見が言え、関係者が集まる場が必要です。このため、市民、消費生活関係団体、販売店等商業関係団体、商工会議所等により構成される、(仮称)廃棄物減量等推進会議の設立を検討するなど、三者協働のための体制づくりを行っていきます。

(2) レジ袋削減等の三者協働による具体的な取り組みの展開

市民団体、スーパー等の商業者との協定方式によるレジ袋の有料化等の取り組みが、最近いくつかの都市で見られます。門真市でも、関係者への働きかけと調整を行い、レジ袋の削減等の具体的取り組みの展開ができるように努力してまいります。

(3) 地域におけるごみ減量の担い手づくりとリサイクル活動の活性化

プラスチック製容器包装の分別を徹底するには、排出ステーションで排出者一人ひとりに正しい出し方を伝えるなど、きめ細かい取り組みが必要です。しかし、行政の職員数は限りがあり、地域のごみ減量の担い手を育て、協力を得て、排出ルールの徹底等に取り組む必要があります。このため、廃棄物減量等推進員制度の創設を検討するなど、地域のごみ減量の担い手づくりの方法について今後検討してまいります。また、地域のごみ減量の担い手を中心として、地域のリサイクル活動の活性化を目指してまいります。

(4) 市民との意見交換会の開催

分別収集やごみ減量の取り組みに関する問題点等を市民から直接意見を聞き把握するとともに、ごみ減量のアイデア等を把握するため、市民とのごみに関する意見交換会を年に1回程度開催するなど、事業の見直し、充実に努めます。

(5) 店頭回収・拠点回収の拡充

トレイやペットボトル等の店頭回収、廃油等の拠点回収、エコショップ、リサイクルショップ、修理店、フリーマーケット開催会場等を掲載したエコマップを作成し、市民に広く紹介しその利用を促します。

不用品交換を促進するため、リサイクルプラザのホームページを活用した情報提供の仕組みの充実に図ります。また、フリーマーケットの活性化を図ります。

環境センターにおける古紙、びん・缶類等の拠点回収事業を広く市民にPRして、回収量の増加を図ります。

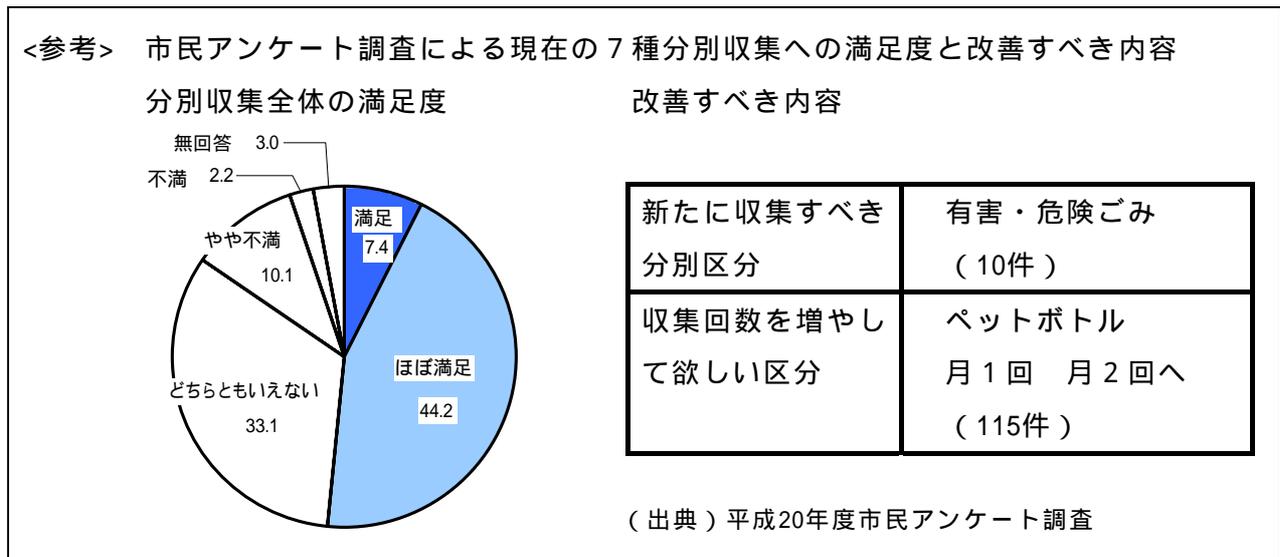
拠点回収の充実、市内電気店の協力を得て廃蛍光管等の店頭回収の実施、市内古紙回収業者による家庭からの少量古紙の受入の実施等、関係者との調整を図り、市内まちかど回収拠点の創出を行い、ごみ減量（又は適正処理）のための取り組みを進めてまいります。

小型電子・電気機器に含有されているレアメタル（希少金属）の回収について、国の動向を把握し、必要に応じて拠点回収、分別収集等の対応を行ってまいります。

(6) 分別収集の拡充

ペットボトルの収集頻度の増加、有害・危険ごみの収集等、市民の分別収集に対

する意向に添えるよう、収集体制の見直しを行い、分別収集の拡充を図ります。



(7) 分別排出ルールの周知徹底

市内への転入者に、転入手続き時に門真市の分別収集カレンダー等を渡し、新規住民への分別排出ルールを徹底します。

自治会加入率の低下により、自治会経由の情報提供が徹底できなくなりつつあり、携帯電話を活用したごみ分別情報の提供等の新しい行政情報提供サービスの方法について検討していきます。

異物が多い、汚れがはげしい等のごみの排出実態、選別施設や資源化工程でのルール違反物への対応状況、分別収集した物がどのようなリサイクル品に生まれ変わるのかなどの情報提供を、広報紙、ホームページ、出前講座、リサイクルプラザ情報提供コーナー等で行い、市民の協力を求めます。

プラスチック製容器包装については、チューブ類等洗っても汚れがひどく、どうしても落ちない物は普通ごみに出すよう、市のごみ収集カレンダーに記載するとともに、広報紙、ホームページ、種々のイベントの機会を活用して市民に呼びかけます。

ごみ収集作業員からの排出ルールの遵守情報を定期的に収集するとともに、排出ステーションのパトロールを行い、地域の分別排出状況を把握します。これにより、ごみの分別排出が正しく守られていない特定の地区が抽出されたり、また、GPS(全地球測位システム)、GIS(地理情報システム)によるごみ量分析システムを活用して、ごみ量が多く分別が遅れている地区が抽出された場合には、個別ステーションにおける分別指導、家主やマンション管理人への分別指導を行います。

(8) ごみ減量に取り組む地域団体や市民活動グループへの支援の充実

集団回収関係者(市民、再生資源業者等)による「門真市再生資源集団回収推進

協議会」による意見交換を通じて、集団回収の実施上の問題点を把握し、集団回収を円滑に推進します。また、集団回収実施団体に対する再生資源集団回収奨励金制度を継続します。さらに、廃棄物減量等推進員制度を創設するなどにより、集団回収の担い手の育成を図り、集団回収活動の活性化に努めます。

フリーマーケット、廃油回収等に取り組む団体・グループとの意見交換を行い、活動団体の活動上の問題点を把握するとともに、広報紙、ホームページ等により活動内容（回収場所、回収日等）を紹介するなど、団体・グループの取り組みの支援に努めます。また、活動に対する専門家の派遣、事業活動に対する資金援助等については、まちづくり等他の制度の活用の可能性について検討します。

（ 9 ）大規模住宅団地等へのリサイクル促進指導の充実

一定規模以上の新規大規模住宅団地の建設時において、ごみ置き場とともに、リサイクル対象物保管場所の確保を促します。

（ 10 ）再生品の使用拡大等リサイクルシステムの安定化

1 ）再生品の使用拡大

エコショップを通じて再生品の販売拡大を図ります。

門真市の業務で使用、受け取る紙類はO A 紙、印刷紙はもちろんのこと、申請書類や報告書等についても再生紙を利用します。

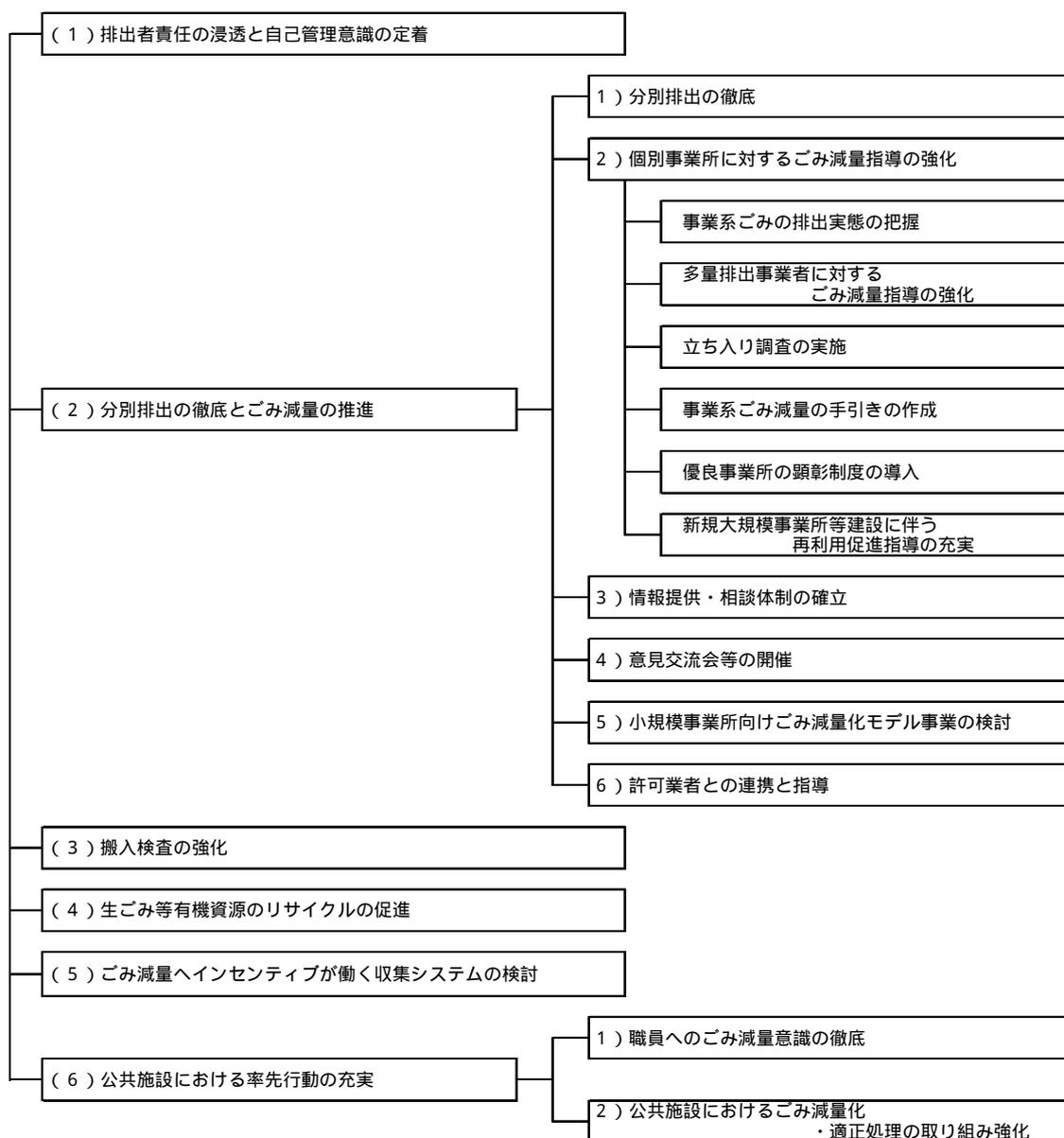
再生紙利用のためのマニュアルを作成するなどにより、市役所や事業所におけるコピー等のO A 用紙や印刷・出版物への再生紙利用を促します。また、グリーン調達システムの導入に努めます。

2 ）再生資源業者との連携強化

再生資源業者との連携を深めるとともに、種々のごみ減量化の取り組みへの参加を呼びかけ、連携強化を図ります。

第2節 排出者責任の浸透と事業者の自主的ごみ減量の取り組みを促進

【施策の体系】



【主要施策】

(1) 排出者責任の浸透と自己管理意識の定着

パンフレット等の作成・配布、セミナーや研修会を開催し、事業活動から排出されたごみの処理やリサイクルの責任は、排出者である事業者にあることを浸透します。さらに、ごみの自己管理意識を定着させ、ごみの管理の基本であるごみ排出量等の自己計量の浸透に努めます。

優良事業所の顕彰制度の導入

事業者の減量及び適正処理に関する計画、立ち入り調査結果、その他の実態調査結果などを参考として、ごみのリサイクル率、ごみ減量化への取り組み姿勢、ごみ減量化の工夫などを総合的に評価して、優良事業所を選定し顕彰を行います。

新規大規模事業所等建設に伴う再利用促進指導の充実

新規大規模事業所の建設時において、ごみ置き場とともに、リサイクル物保管場所の確保について指導を行います。

3) 情報提供・相談体制の確立

商工会議所と連携し、事業者向け研修セミナー、ごみ減量化実践事例紹介などを行い情報提供に努めます。また、事業者からの相談に的確に回答できるよう、普段から専門家の人的ネットワークを形成し、事業者からのごみ減量に対する相談体制の確立に努めます。

4) 意見交流会等の開催

商工会議所と連携し、事業者との意見交流会等を開催し、ごみ減量及び適正理の推進における事業者の問題点や意見を把握するとともに、門真市のごみ処理の実態や問題点を伝えるなど、相互の意見交流に努めます。

5) 小規模事業所向けごみ減量化モデル事業の検討

ごみ減量化を推進するためには、事業所の自主性に依存するだけでは大規模業所を除いては難しいと思われる。このため、門真市の産業立地特性にあった小規模向け共同ごみ減量化システムのあり方(段ボール等古紙の共同回収事業、古紙等の持込先拠点の整備、集団回収制度との連携システム等)を商工会議所等と連携して検討していきます。

6) 許可業者との連携と指導

許可業者との定期的な懇話会等を開催し、事業者の分別排出の徹底等について協力を求めるなど、減量に向けて連携を強化します。また、許可業者に対して分別収集体制の整備等の指導を行います。

(3) 搬入検査の強化

焼却施設等の投入前の監視体制を強化して、産業廃棄物の混入防止、毒性や感染性等有害性の高い廃棄物、再利用可能物などの排除に努めます。

直接搬入ごみについては、搬入申請書により、その発生理由、リサイクルの可能性等の把握に努め、ごみ減量指導のための基礎資料とします。

(4) 生ごみ等有機資源のリサイクルの促進

食品リサイクル法に該当する事業所の食品廃棄物の減量の取り組みへの指導体制を充実し、食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルを推進します。

(5) ごみ減量ヘインセンティブが働く収集システムの検討

事業系ごみの減量化を推進するためには、ごみを減量すれば排出事業者が負担するごみ処理手数料が軽減される必要があります。このための方法として、神戸市や広島市では有料指定袋制が導入されていたり、札幌市では収集時計量システムが導入されています。これらの制度について調査・研究し、ごみ減量ヘインセンティブが働く収集システムを検討していきます。

(6) 公共施設における率先行動の充実

1) 職員へのごみ減量意識の徹底

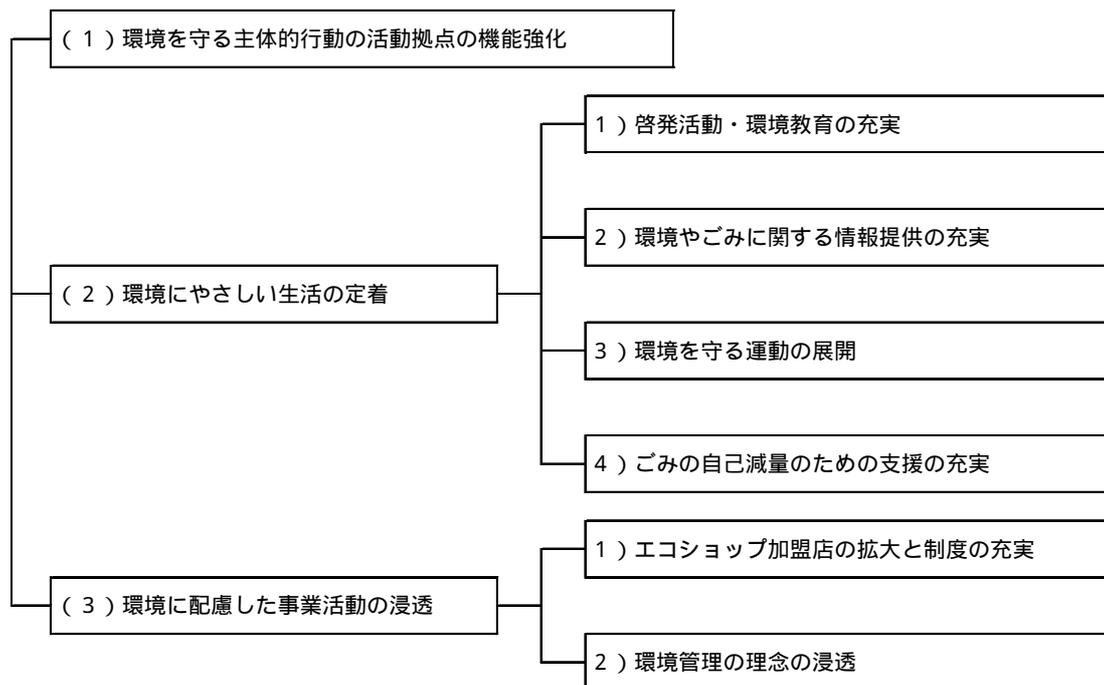
職員研修の実施や庁内のリサイクル推進員を通じて、市役所職員全員に、ごみを作らない、ごみを出さない、資源化物はリサイクルするといった、ごみ減量意識の徹底を図ります。

2) 公共施設におけるごみ減量化・適正処理の取り組み強化

市内公共施設におけるごみ減量化を率先的に推進し、市民や事業者をごみ減量化の取り組みへ誘導します。また、公共施設から発生する廃蛍光管の回収・専門処理業者への引き渡し等適正処理についても率先的に行います。

第3節 環境を守る主体的行動実践者の育成

【施策の体系】



【主要施策】

(1) 環境を守る主体的行動の活動拠点の機能強化

環境を守る主体的行動実践者を育むためには、日頃から情報提供や環境学習活動を行い、主体的行動実践者を育てるとともに、個人やグループで活動する市民が集まり、学ぶ拠点が必要です。幸い、本市には、平成14年に門真市リサイクルプラザが開館していますが、現時点では市民の認知度はあまり高くなく、施設そのもののPRとともに、多くの市民が環境やごみ問題をその段階に応じて学習できるようにするなど、機能強化を図ります。

【リサイクルプラザに必要な基本的機能】

市民や事業者の自主的活動促進機能

- ・ 講座・研修の場、資料閲覧コーナー、情報提供コーナー、環境学習の場、交流の場 等

実践行動の体験学習機能

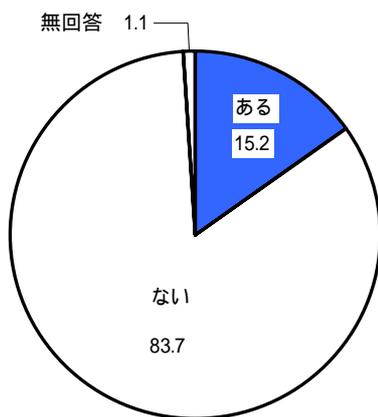
- ・ 映像・パネル展示コーナー、リサイクル・修理工房、体験実習室、フリーマーケット会場 等

市民グループの活動支援

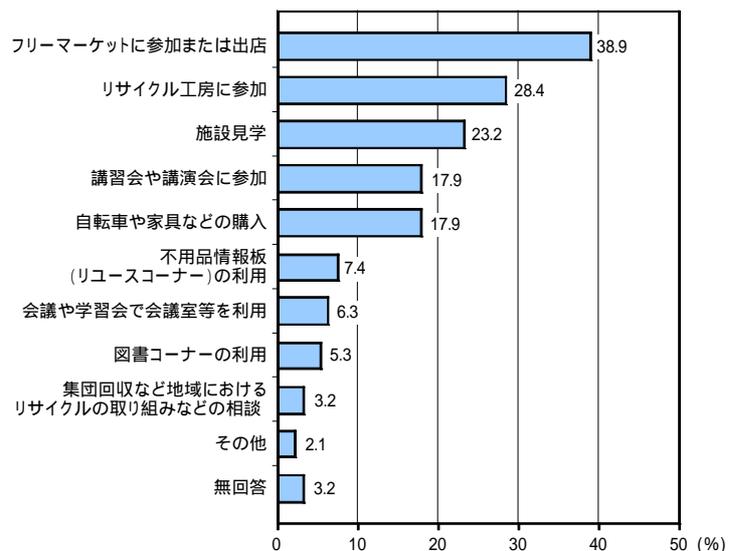
- ・ グループ情報伝言板、簡易印刷室、交流サロン、事務所スペース 等

<参考> 市民アンケートに見るリサイクルプラザ

リサイクルプラザの利用状況



参加したい取り組み



(出典) 平成20年度市民アンケート調査

【PRのための取り組み例】

リサイクルプラザの多くの市民が来館するようイベントを開催

- ・盆踊り等のイベントの開催
- ・市内企業の製品展示イベントの開催
- ・エコ川柳や小学生の絵画コンクールの開催

市民の関心をひくような工房を開催

- ・ロボット工作教室、おもちゃ等
- 育児・子供関係用品のリユースコーナーの開設

(門真市ごみワークショップに出された意見の紹介です。)

(2) 環境にやさしい生活の定着

1) 啓発活動・環境教育の充実

啓発活動の充実

「広報かどま」、ホームページ等による門真市のごみの現状や問題点に関する情報の提供、啓発ビデオ・パンフレットの作成、ごみや環境に関するイベントを活用したごみの出し方・分け方の呼びかけ等、啓発活動を充実します。

環境教育の充実

教育委員会と連携して、環境副読本の内容を充実するとともに、小学校におけるごみ収集車へのごみの投入体験等の出前講座を充実します。また、リサイクルプラザを活用して、ごみの焼却・リサイクルの体験学習会を積極的に開催します。

小・中学校における、子ども達に資源循環の体験学習の機会を提供し、学校教育の中における環境教育を充実します。

2) 環境やごみに関する情報提供の充実

広報紙、啓発ビデオ・パンフレット、ホームページ、リサイクルプラザの情報提供機能、ケーブルテレビ等を活用し、ごみ排出量の動向、ごみ処理上の問題点、ごみ処理経費の実態、ごみ減量化の実践行動の紹介、再生品の紹介等のごみに関する情報を体系的に提供していきます。

ごみの分別等排出ルール徹底、日々の生活における無駄の見直しなどの必要性を体験してもらうため、門真市環境センターやリサイクルプラザの見学を積極的に受け入れます。

3) 環境を守る運動の展開

ごみ減量推進に関する団体やグループと連携して、再生品の使用促進運動、買い物袋持参運動、簡易包装推進運動の展開など、ごみ減量化を目指した運動を展開します。

4) ごみの自己減量のための支援の充実

生ごみ堆肥化容器、電動式生ごみ処理機の購入への助成事業等、市民がごみを

自分で減量していく行動に対して今後とも支援します。

(3) 環境に配慮した事業活動の浸透

1) エコショップ加盟店の拡大と制度の充実

商業団体との懇話会等の機会を通じてエコショップ（ごみ減量化・リサイクル推進宣言店）制度をPRします。また、大阪府リサイクル社会推進会議と協力して、エコショップを利用することによりポイントが貯まりトイレットペーパー等と交換できるような、市民にメリットのある仕組みづくりを目指します。

2) 環境管理の理念の浸透

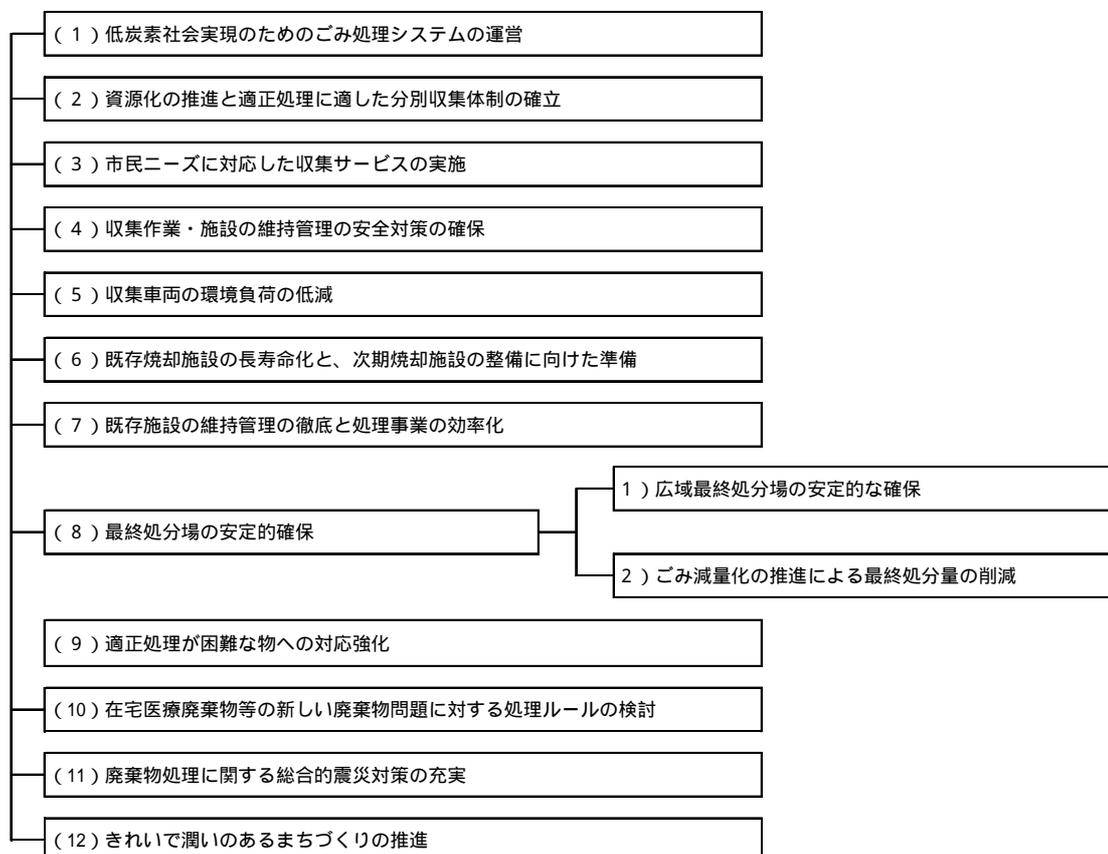
商工会議所と連携し、ISO14000 シリーズの研修会を開催したり、既已取得した事業所を講師として招き、自主的環境管理の必要性をPRします。

事業系ごみの減量化を目指し、商工会議所等と連携して、紙使用量の抑制等資源の節約、分別排出の徹底など、環境にやさしい経営の実践を呼びかけます。

市内事業者がごみ減量や適正処理に向けた情報交換ができるよう、商工会議所等と連携して、情報・意見交流の場を定期的を開催できるように努めます。

第4節 低炭素社会に即した資源の循環システムの構築

一 【施策の体系】



【主要施策】

(1) 低炭素社会実現のためのごみ処理システムの運営

ごみ処理量の削減による焼却施設等での施設稼働エネルギーの削減やプラスチック製容器包装の分別の徹底による焼却ごみからのプラスチック類の排除、また、低環境負荷型の収集車両の導入など、低炭素社会実現の観点でごみ処理システムの運営に努めます。

(2) 資源化の推進と適正処理に適した分別収集体制の確立

細分別化が進む分別収集区分に合わせた分別収集体制の確立に努めます。また、GPS（全地球測位システム）、GIS（地理情報システム）によるごみ量分析システムを活用して、収集ルート、ステーション配置、収集車両配置等を見直し、効率的な収集体制の確立を図ります。

(3) 市民ニーズに対応した収集サービスの実施

高齢化社会へ対応するため、高齢者のごみ出しを支援できるような収集サービスの導入を検討していきます。また、市民との意見交換会を開催し、分別収集に対する意見、アイデア等を把握し、市民ニーズに応じた収集サービスを実施していきます。

(4) 収集作業・施設の維持管理の安全対策の確保

収集・運搬にたずさわる職員の研修会を実施して、安全衛生に関する知識の向上を図るなど、収集作業における事故防止に努めます。また、収集や施設の運転委託業者に対しても安全対策を徹底するよう指導していきます。

(5) 収集車両の環境負荷の低減

収集車両は、計画的に天然ガス車等の低環境負荷型に切り替えます。

(6) 既存焼却施設の長寿命化と、次期焼却施設の整備に向けた準備

平成元年に稼働した第4号炉、平成8年に稼働した第5号炉の焼却施設等の処理施設のストックマネジメント手法の活用による長寿命化を図るとともに、第4号炉は平成32年度には稼働後30年を経過するため、次期焼却施設の整備に向けて、既存敷地内での建て替えから周辺都市との連帯による広域処理も含めて、慎重に検討し、準備を進めます。

次期焼却施設の建設検討のため、メタン発酵等生ごみの新しいリサイクル技術や高効率ごみ発電等、低炭素社会実現に寄与する処理システムについて検討します。

また、熱分解ガス化溶融施設等新しい焼却処理技術など、ごみ処理施設に関する情報収集に努めます。

<参考> 今後の更新スケジュールの例

(新たな場所に整備する場合 解体工事等を含まない場合)

(年度)	H21	~	H25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
4号炉稼働後 経過年数	19年		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
施設全体の整備 基本方針			施設整備 基本方針 (全体計画)	PFI 導入 可能 性 調査									
新規焼却施設 (関連施設含む)	維持管理の充実 による既存施設 の長寿命延命化		地域 計画 策定、 交付 金申 請等	環境影響 評 価			工事 発注 準備	建設工事				稼働	
周辺住民や 市民への配慮			施設更新に向けた情報提供・ 合意形成						環境影響のモニタリング				

(備考)

大阪市森ノ宮工場：昭和44年度稼働 = 稼働後40年

東大阪都市清掃施設組合 (第 2 工場)：昭和51年度稼働 = 稼働後33年

(7) 既存施設の維持管理の徹底と処理事業の効率化

既存施設の効率的な稼働と周辺環境への影響の未然防止のため、維持管理の徹底を図ります。

爆発物・危険物等の適正処理困難物搬入への監視体制の強化とともに、排出事業者・収集業者への搬入規制の徹底に努め、既設破碎処理施設の事故防止を図ります。

収集の民間委託化の推進等、ごみ処理事業の効率化を図ります。

(8) 最終処分場の安定的確保

1) 広域最終処分場の安定的な確保

現在、最終処分は大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス最終処分場)へ搬入しており、今後の最終処分場の安定的な確保のために、国や大阪府に対して、公共関与による広域的な最終処分場の安定的な確保を要望していきます。

2) ごみ減量化の推進による最終処分量の削減

大阪湾等の豊かな自然環境を次世代に継承するため、ごみの減量化を積極的に推進し、最終処分量の削減に努めます。

(9) 適正処理が困難な物への対応強化

適正処理困難な廃棄物に対する事業者責任の明確化を国へ要望していくとともに、収集・受入拒否、受け入れ先紹介等の対処方針を検討し、対処方針について市民、事業者へ周知徹底を図ります。

特定管理一般廃棄物については、排出事業者への指導の徹底に努めます。特定管理産業廃棄物については、大阪府と連携を密にして排出事業者への指導の徹底を図ります。

(10) 在宅医療廃棄物等の新しい廃棄物問題に対する処理ルールの検討

近年、在宅医療の浸透とともに在宅医療廃棄物の処理の問題が緊急の課題としてあがってきています。注射針等の鋭利な物や血液が付着し感染症の恐れがある物については医療機関等における引き取りを原則とします。これ以外の可燃性のゴミについては、丈夫な半透明性の袋に入れ、密閉して普通ごみへの排出を可能としますが、ビニールバッグ類、紙おむつ等の内容物や付着物を事前に除去することをルールとします。また、外見上感染性廃棄物と区別が付かない非感染性の廃棄物については「非感染性廃棄物ラベル」の貼り付けを必要とします。

収集作業員の安全性や生活環境の汚染等、在宅医療廃棄物以外においても新しい廃棄物問題が予見される場合には、情報収集を行うとともに、適切な対応方法について検討し、処理ルールを構築します。

(11) 廃棄物処理に関する総合的震災対策の充実

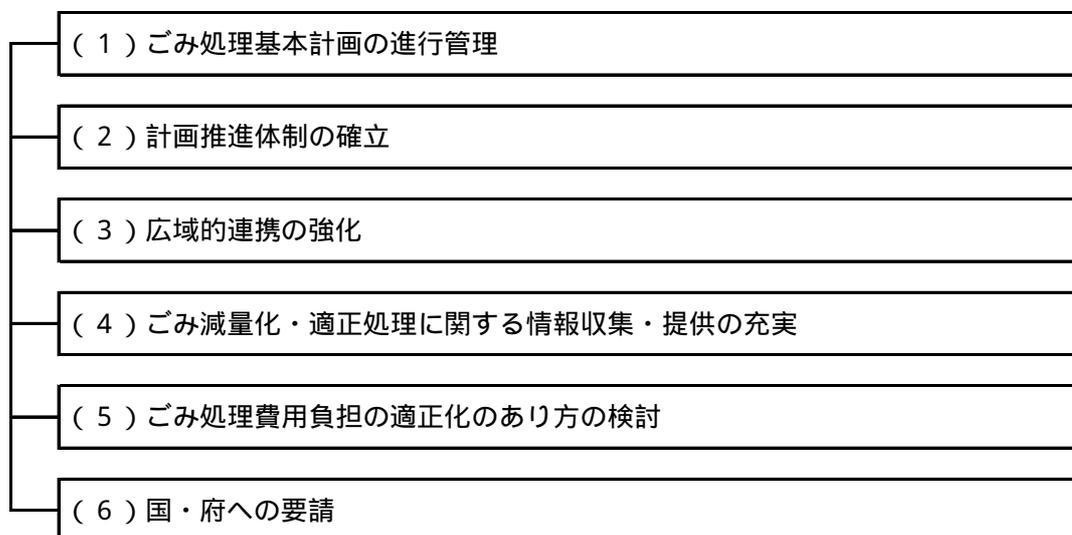
緊急時の焼却処理施設等の点検リストの充実、職員緊急連絡網の整備、燃料等の確保など、大地震発生時の震災対応の充実を図ります。

(12) きれいで潤いのあるまちづくりの推進

関係機関と連携し、散乱ごみや不法投棄を防止するなどにより、まちの美化の維持に努め、快適環境づくりを進めます。また、まちの美化に配慮した収集ステーションのあり方についても検討します。

第5章 計画推進のために

一 【施策の体系】



【主要施策】

(1) ごみ処理基本計画の進行管理

環境マネジメントシステムの考え方に基づき本計画の進行管理を行います。

(2) 計画推進体制の確立

ごみゼロ社会を目指して、庁内関係各課、関係機関等との連携を強化するなど、計画推進体制の確立を図ります。

(3) 広域的連携の強化

災害時やごみ処理施設の故障時や事故、改修時の相互支援協定を平成20年3月に東大阪ブロックで締結していますが、さらに、レジ袋削減対策の推進、新しい処理技術や制度の研究等のため、周辺都市との広域的連携の強化に努めます。

(4) ごみ減量化・適正処理に関する情報収集・提供の充実

発生抑制、資源化の推進、効率的な収集の推進、清掃事業経費の抑制、適正処理の推進などのため、また、減量施策実施による効果把握のため、関連情報の収集・整理を行っていく。

発生抑制や資源化の推進に関わる情報については、市民が手軽な場所で分かりやすい状態で情報を入手できるようにしていく。

G P S (全地球測位システム)、G I S (地理情報システム) によるごみ量分析シ

システムで収集された地区別のごみに関するデータをホームページ等で公表し、地域のごみ減量の取り組みによる成果が目に見える形で触れられるようにします。減量・収集・処理・処分に関する情報についてはデータベース化するとともに、総合的な解析を行い、清掃事業の効率化、適正処理の推進及び本計画の進行管理に用いる。

(5) ごみ処理費用負担の適正化のあり方の検討

小型ごみや臨時ごみを粗大ごみの収集システムへ組み込む等、現在の粗大ごみ有料制について見直しを検討していきます。

受益者負担、ごみ減量行動への誘導、ごみに対する市民意識の向上、負担の公平化等の観点から、家庭系ごみのごみ処理費用負担のあり方について引き続き検討していきます。

事業系ごみについては、処理原価に見合った適正な料金の設定に向けて、手数料の見直しを定期的を実施していきます。

家庭系ごみの有料化や事業系ごみの処理手数料の見直し等について、隣接都市の動向を把握し、適切な時期の導入・改定を目指します

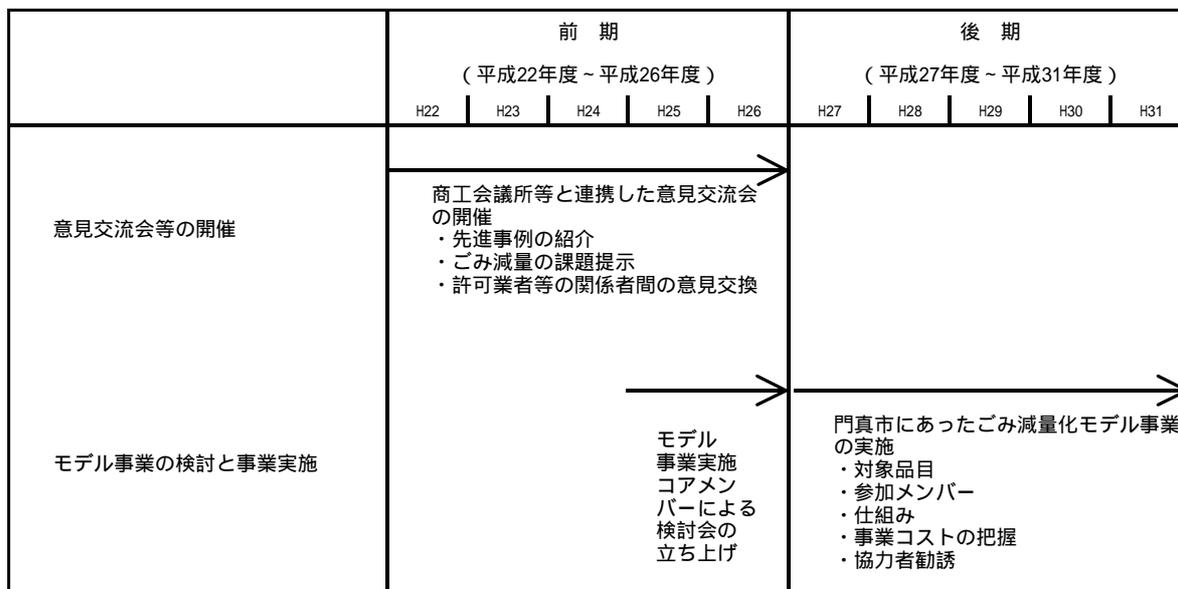
(6) 国・府への要請

大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス最終処分場）事業の継続による広域的最終処分場の確保を国・府へ要請していきます。また、拡大生産者責任の確立等の新たな社会経済システムの構築を国・府へ要請していきます

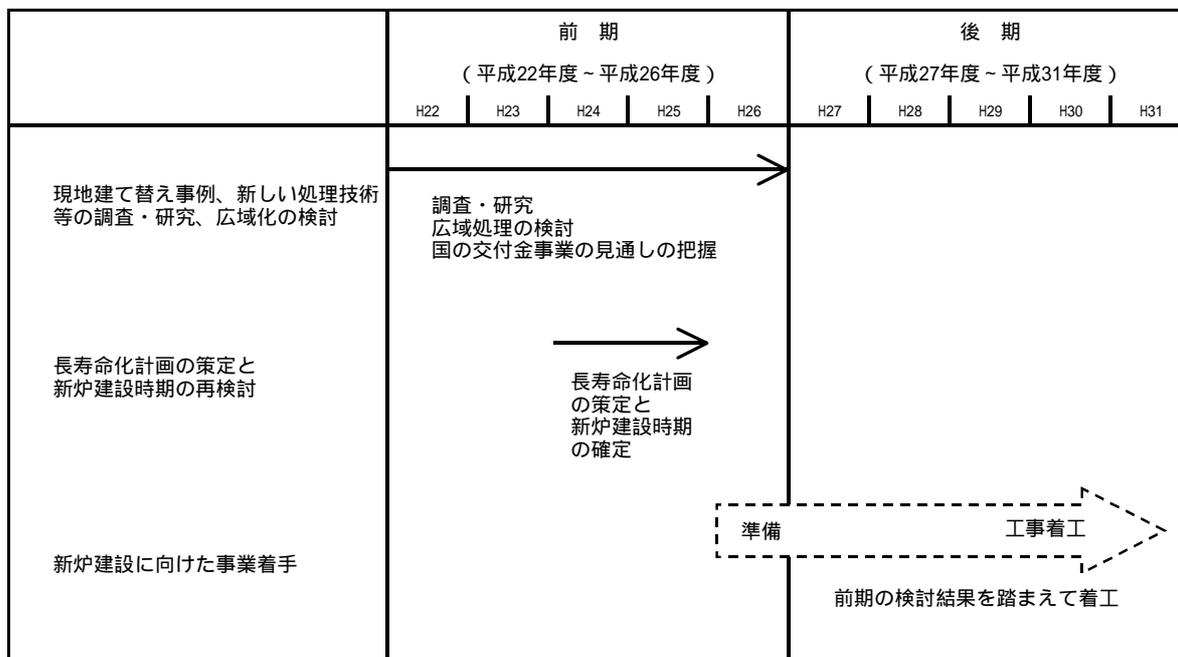
第6章 主要事業の実施プログラム

ごみゼロ社会を目指すためのリーディング的役割を果たす、主要事業の実施プログラムを以下に示しました。

(1) 小規模事業所向けごみ減量化モデル事業



(2) 既存焼却施設の長寿命化と、次期焼却施設の整備



(3) 環境を守る主体的行動実践者の活動拠点の機能強化

	前 期 (平成22年度～平成26年度)					後 期 (平成27年度～平成31年度)					
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
門真市立リサイクルプラザの 市民への認知度の向上	→					以下の機能の発揮 自主的活動促進機能 実践行動の体験学習機能 市民グループの活動支援					
事業企画・管理体制の再構築	→										
環境を守る主体的行動の活動拠点 としての機能発揮							→				

第 3 部 生活排水処理基本計画

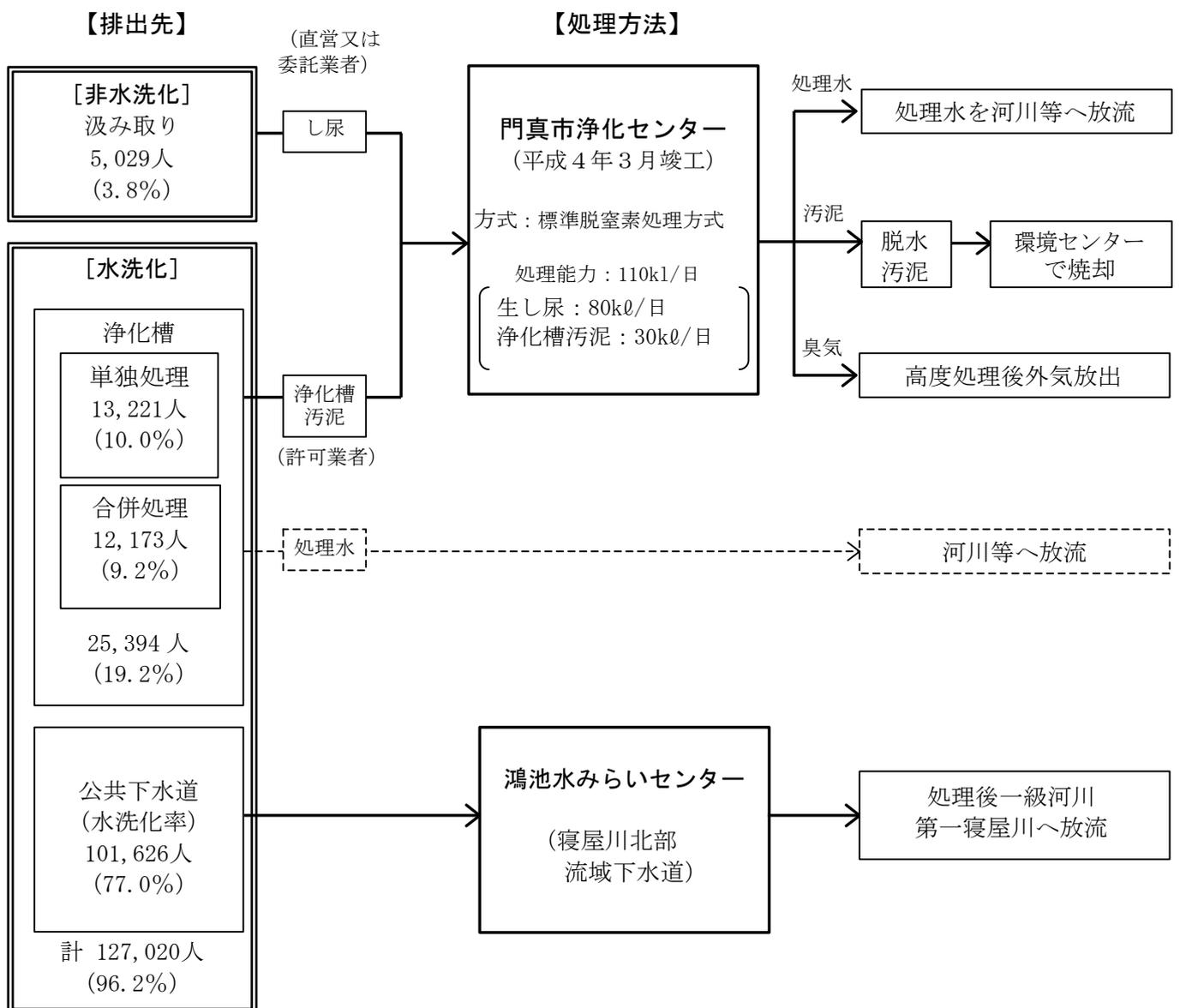
第1章 生活排水処理の現状と課題

第1節 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理システムの概要

本市の生活排水処理システムの概要は、図1-1に示すとおりです。公共下水道普及率は年々高まっています。しかし、平成20年度における普及状況は、公共下水道の水洗化人口割合で約77%です。また、水洗化人口割合全体で約96%（表1-1参照）であり、その他の家庭では、汲み取りによりし尿を処理しています。これらの汲み取りし尿及び浄化槽汚泥については、委託業者・許可業者、並びに直営により収集後、門真市浄化センターに搬入処理しています。

図1-1 生活排水処理システムの概要（平成20年度）



行政人口 132,049人 (100.0%)

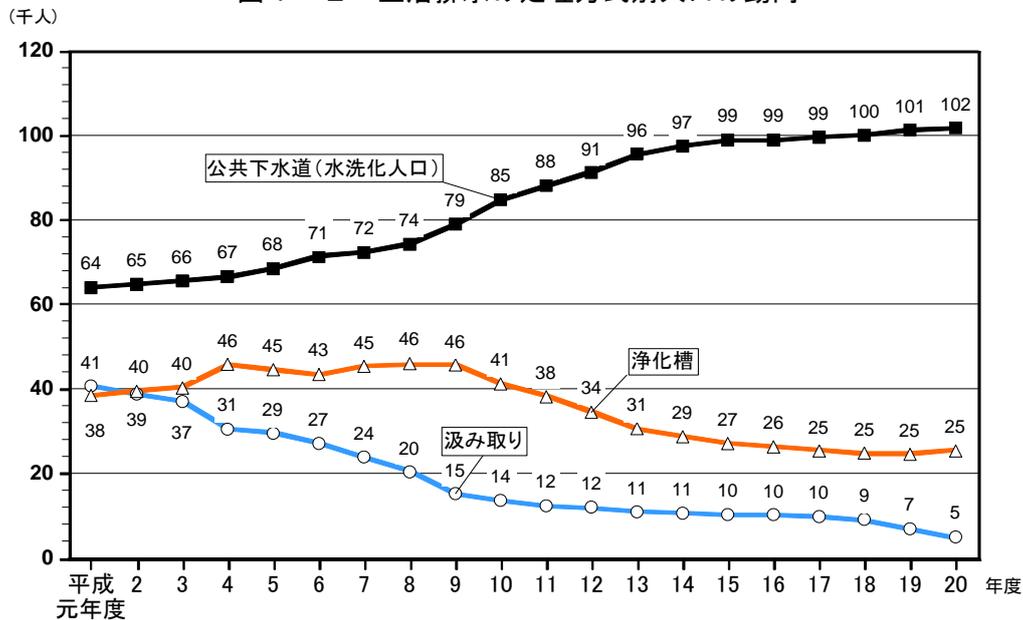
(2) 生活排水の処理方式別動向

昭和47年度に、寝屋川北部流域下水道の鴻池水みらいセンターが供用開始しました。同時に本市の公共下水道も供用開始となり、その後、図1-2に示すように公共下水道処理人口は年々増加する一方、汲み取り人口は年々減少しています。

しかし、国道163号以南の地域は都市計画道路の整備に合わせた幹線管渠の整備が進んでいないことから、本市南部地域の公共下水道整備は遅れてきました。今後は、第二京阪道路の開通にあわせて、下水道整備が促進される予定です。

本市の人口を処理方式別に見ると、表1-1に示すように、平成20年度で、公共下水道人口が約10万2千人（総人口の約77%）です。浄化槽処理人口は約2万5千人（約19%）であり、両者を合わせた水洗化人口は約12万7千人（約96%）です。一方、汲み取り人口は約5千人（約4%）となっています。

図1-2 生活排水の処理方式別人口の動向



注) 公共下水道には守口処理区の4人を含みません。

表1-1 生活排水の処理方式別人口 (平成20年度)

区分	水洗化小計			汲み取り	自家処理	合計
	公共下水道 (水洗化人口)	浄化槽				
人口(人)	101,626	25,394	127,020	5,029	0	132,049
割合(%)	77.0	19.2	96.2	3.8	—	100.0

注) 公共下水道には守口処理区の4人を含みません。

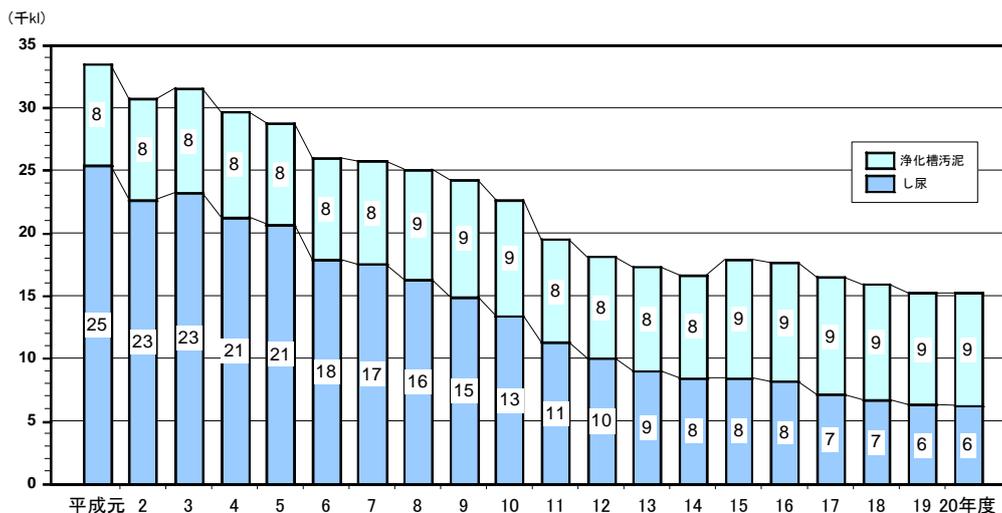
表1-2 単独浄化槽及び合併浄化槽別人口 (平成20年度)

区分	単独浄化槽	合併浄化槽	合計
人口(人)	13,221	12,173	25,394
割合(%)	52.0	48.0	100.0

公共下水道の普及により水洗化人口が増加し、汲み取り人口が減少した結果、門真市浄化センターの処理量は図1-3に示すように年々減少しています。平成20年度の処理量は約15千kl（日平均処理量42kl/日）でした。なお、平成10年4月1日から平成13年3月31日にかけて守口市・四條畷市清掃施設組合のし尿処理施設の廃止にともない四條畷市のし尿等を受け入れていました。また、平成15年度以降は、守口市のし尿等を引き受けています。

今後処理量がこれまでの傾向でさらに減少していけば、将来は、現在の処理方式で安定的に処理可能な日平均処理量20kl/日を下回ると想定されます。

図1-3 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移



注) 四條畷市、守口市のし尿等受入量は含みません。

(3) し尿・浄化槽汚泥の収集状況

現在、し尿は総収集量の約99%（平成20年度）を委託業者4社により収集しています。また、浄化槽については、清掃・点検及び浄化槽汚泥の引き抜きを、各家庭が直接浄化槽清掃業の許可業者7社に依頼して実施するシステムになっています。そこで、浄化槽の適切な維持管理の徹底を図るため、許可業者の指導・監督並びに市民へのPRを進めています。

①収集区域

市域全域が収集区域です。

②収集区分の形態

収集区分別の収集形態は表1-3に示すとおりです。

表1-3 収集区分と収集形態

収集区分	収集形態	収集回数	備考
し尿	直営	月2回	公共下水道の供用開始地域から排出されたし尿
	委託業者		一般家庭等から排出されたし尿
浄化槽汚泥	許可業者	随時	浄化槽の清掃・点検時の浄化槽汚水・汚泥

③収集車両

収集形態別の収集車両保有台数は表1-4のとおりです。

表1-4 収集形態別車両保有台数

(平成20年4月1日)

収集形態		業者数	従業者数	車両保有台数	備考
し尿	直 営	—	3人	2台	1.8kℓ 2台
	委託業者	4業者	12人	5台	1.8kℓ 5台
許可業者		7業者	103人	40台	10t 7台、4t 21台、2t 12台

(4) し尿処理手数料

し尿処理手数料は、し尿処理券により徴収しています。し尿処理券は、市役所浄化センター一窓口・南部市民センター・浄化センター及び市が委託している9件(平成20年度)のし尿処理券取扱所で販売しています。し尿処理券は、各家庭が所持しているし尿処理券購入通帳の記載内容により、市民が身近な場所で購入できるようにしています。

表1-5 し尿処理手数料

(平成6年7月現在)

種別	取 扱 区 分		単 位	手数料	
し 尿	一般家庭	定 時	定 額	1人1箇月につき	250円
			加算額	簡易水洗式汲取便槽の場合	1世帯1箇月につき
		無臭式汲取便槽の場合		300円	
		臨 時	1回につき	1,000円	
	一般家庭以外	従 量	18ℓにつき	130円	

備考:し尿の定額制については、月の半ばで人員の異動のあったときは、その翌月から更正します。

(5) 処理施設の状況

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は門真市浄化センターで処理されています。処理施設の概要を表1-6に、また、処理フローを図1-4に示しました。

表1-6 門真市浄化センター処理施設の概要

区 分	内 容
住 所	門真市大字三ツ島567番地
面 積	敷地面積 約9,100m ² (都市計画決定面積) 延べ面積 2,817.34m ²
処理方法	標準脱窒素処理方式+高度処理
処理能力	110kℓ/日
着工~竣工	平成元年9月から平成4年3月
汚泥処理設備	凝集沈殿法処理+オゾン処理法+濾過処理法
放流先	古川
汚泥処理	環境センターで焼却処理

門真市浄化センターにおける処理量の推移を表1-7に示しました。処理量は減少傾向にあり、平成20年度で42kℓ/日となっています。

表1-7 処理量の推移

項目			平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		
処理量	し尿	直営	年間処理量(k/年)	316.9	251.9	219.6	298.2	178.6	67.2	
			1日当たりの処理量(k/日)	0.9	0.7	0.6	0.8	0.5	0.2	
		委託	年間処理量(k/年)	8,139.9	7,895.0	6,874.1	6,390.1	6,111	6,172.8	
			1日当たりの処理量(k/日)	22.2	21.6	18.8	17.5	16.7	16.9	
	浄化槽汚泥	許可業者	年間処理量(k/年)	9,458.5	9,491.2	9,353.6	9,194.1	8,717.2	8,962.5	
			1日当たりの処理量(k/日)	25.8	26.0	25.6	25.2	23.8	24.6	
	合計			年間処理量(k/年)	17,915.3	17,638.1	16,447.3	15,882.4	15,006.8	15,202.5
				1日当たりの処理量(k/日)	48.9	48.3	45.1	43.5	41.0	41.7

注1) 年間日数365(又は366)日に対する1日当たりの処理量です。

2) 守口市し尿等の受入量は含みません。

(6) 汚泥処分の状況

し尿処理施設から発生する汚泥は、濃縮・脱水を行った後に、環境センターで焼却処理しています。

(7) 公共下水道整備の進捗状況

昭和47年度に本市の公共下水道は供用開始になりました。平成20年度の公共下水道普及率は処理面積で約71%、処理人口で約78%となっています。

本市では、公共下水道の拡大をさらに進めるため、公共下水道整備目標を定め(表1-8参照)、下水道の計画的な整備を推進しています。

現在の公共下水道供用開始区域は図1-5に示すとおりです。また、公共下水道の普及状況は、表1-9に示すとおりです。

表1-8 公共下水道整備整備目標

項目	実績			整備目標	
	平成18年度	19年度	20年度	26年度	31年度
処理面積(ha)	729	741	775	830	950
処理人口(人)	102,227	102,399	102,981	105,000	112,500

注) 公共下水道には守口処理区の4人を含みません。

図 1 - 5 公共下水道供用開始区域図

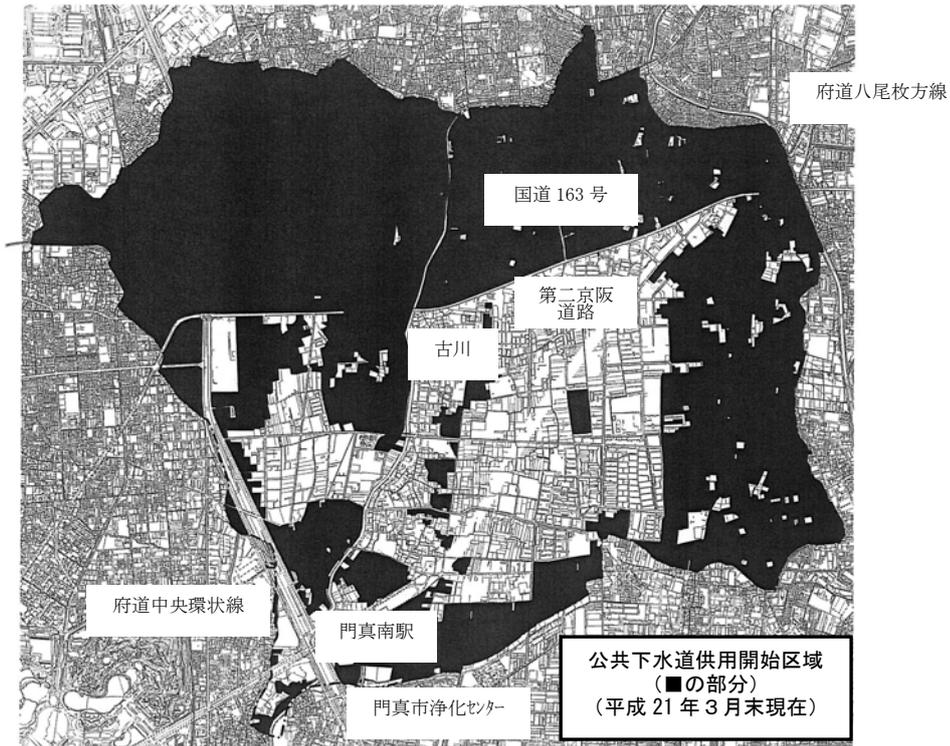


表 1 - 9 公共下水道普及状況

(平成21年3月末現在)

項目	数量	普及率 (%)
整備面積	862ha	71.1
整備人口	103,098人	78.1
処理面積	775ha	63.9
処理人口	102,981人	78.0
水洗化戸数	47,560戸	78.2
水洗化人口	101,626人	77.0
人口	132,049人	—
世帯数	60,794戸	—

注) 守口処理区は含みません。

(8) 守口市のし尿等の受入状況

守口市は、昭和45年に四条畷市と守口市・四條畷市清掃施設組合を設置し、し尿の共同処理を行ってきました。その後、公共下水道の整備促進に伴い、昭和58年度を境としてし尿の収集量が減少し、四条畷市との処理のバランスが崩れてきたこと、また、平成10年の水質汚濁防止法の改正に伴う排水規制に対応するためのし尿処理施設の改善には多大な財政負担が必要となる観点から、平成10年3月末に一部事務組合を解散し、守口市単独での希釈処理による公共下水道への放流に切り替えました。

しかし、下水道への希釈投入は5年間限定の放流許可であったことから平成15年7月に満了し、その後は大阪府寝屋川北部流域下水道組合（鴻池水みらいセンター）で最終処分する

計画でした。しかし、同組合と水質基準で合意に達する事ができなかったことや、守口市のし尿処理量は年間250kℓ程度でしたが、財政が大変難しく新たな施設を整備することができない状況であったことから、し尿の受け入れ先の確保が困難な状況でした。

このような経緯により、平成15年度から、本市において、守口市のし尿等の終末処理を行うこととなりました。

表 1-10 守口市のし尿等の受入量

年度	処理量 (kℓ)
平成15年度	245
16年度	175
17年度	167
18年度	144
19年度	145
20年度	124

(9) 生活雑排水対策の状況

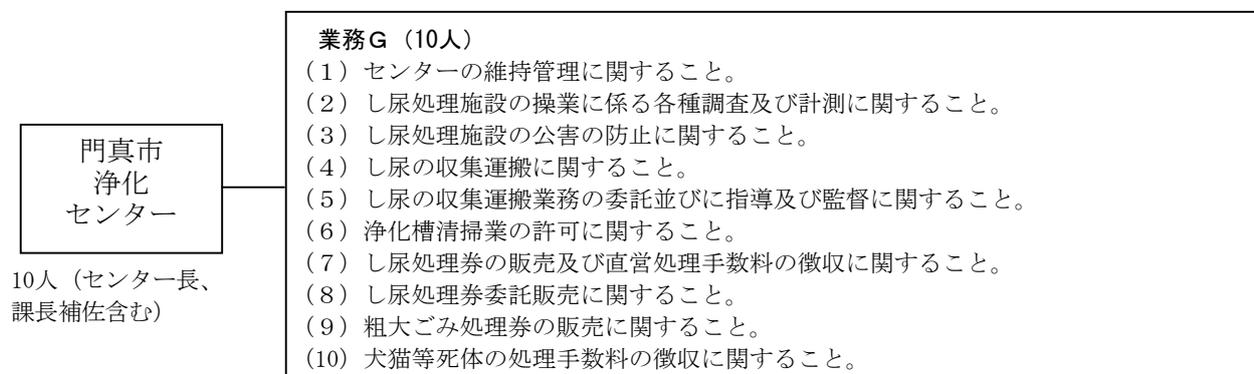
市民に対する生活雑排水対策として、これまでにパンフレット「きれいな川は私たちの手で」の配布、「広報かどま」を用いた啓発などに取り組んできました。

(10) 生活排水処理（し尿等の処理）に係る体制

生活排水処理（し尿等の処理）に係る体制は、図 1-6 に示すとおりです。

図 1-6 生活排水処理（し尿等の処理）に係る体制

(平成21年4月1日現在)



第2節 生活排水処理における基本的課題

生活排水処理における基本的課題を、以下に整理しました。

I. 公共下水道整備の進捗状況に合わせた、し尿及び浄化槽汚泥処理への適切な対応

平成21年度末には、第二京阪道路が全線開通し、国道163号以南の地域への公共下水道の普及率は急速に高まるものと予想されます。そして、近い将来、現在の処理方式で安定的に処理可能な日平均処理量20kℓ/日を下回ると想定されます。

このため、下水道整備の動向を踏まえて将来のし尿及び浄化槽汚泥等の処理量を適切に予測し、今後の門真市浄化センターのあり方を検討する必要があります。

なお、現在の門真市浄化センターの施設立地場所は、今後、南部地域の玄関口となる鶴見緑地線門真南駅に隣接しており、施設縮小・移転時には、周辺の土地利用動向を勘案し、適切な跡地利用を検討していく必要があります。

II. 市内河川等の水質改善

かつて、本市は北河内の水郷地帯であったため、今も多くの水路が現存しています。これらの水路は、市内のほぼ中央を南北に流れている古川、あるいは下八箇荘水路に流入した後に、大阪市内で第一寝屋川に合流しています。

古川では、大阪府が平成2年度に古川浄化対策として寝屋川から浄化用水を導水したこと、また、本市の下水道整備が進み生活排水の流入が減少した等の理由から、図1-7に示すように、水質は改善傾向にあります。しかし、量が減少したとはいえ現在も家庭雑排水の流入が続いていること、また、水量が少なく自浄作用に乏しいこと等の理由から、きれいな河川とはいえないのが現状です。

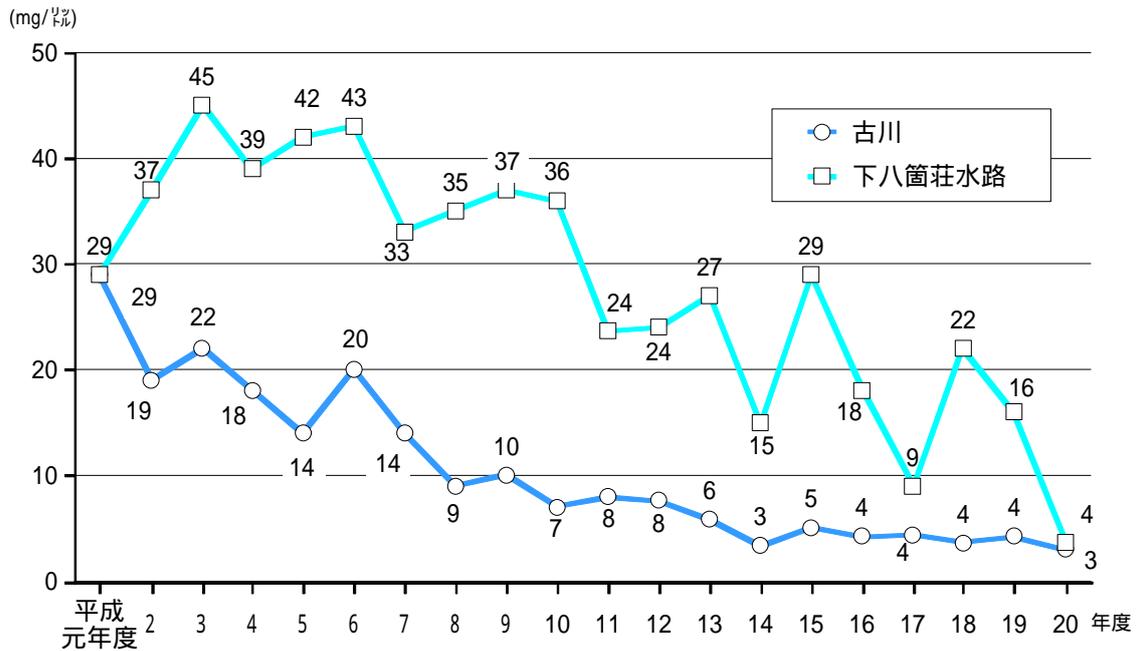
なお、古川の環境基準のうち「生活環境の保全に関する項目」は、平成15年5月に、E類型（BODでは10mg/ℓ以下）からD類系（BODでは8mg/ℓ以下）に改められました。近年は、D類系の基準も達成しています。

しかし、下八箇荘水路のBODは依然として高く、公共下水道の普及とともに、浄化槽設置家庭への維持管理の徹底、生活雑排水による河川・水路の汚濁負荷の低減などに取り組む必要があります。

表 1 - 11 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mℓ以下	「水質汚濁に係る環境基準について」(2)により水域類型ごとに指定する水域(第1の2の)
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100mℓ以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	-	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げらるも の	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/ℓ 以上	-	

図 1 - 7 市内河川・水路の水質 (BOD) の推移



第2章 生活排水処理基本計画の基本フレーム

第1節 計画目標年度

ごみ処理基本計画と同様に、平成22年度（2010年度）を初年度とし、最終目標年度は平成31年度（2013年度）とします。なお、平成26年度（2014年度）を中間目標年度とします。

第2節 人口フレームの設定

ごみ処理基本計画と同様に、門真市第5次総合計画の目標人口（平成32年度で125,000人）を用いました。

表2 - 1 将来人口フレームの設定

項目	平成20年度 (実績)	平成26年度 (中間目標)	平成31年度 (最終目標)
人口フレーム	132,049人	127,548人	125,305人

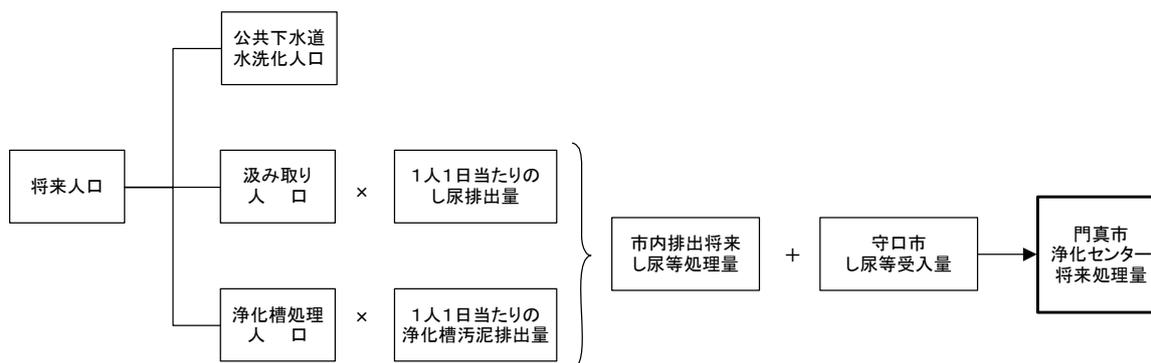
注) 平成20年度人口は平成21年3月末人口です。

第3節 処理方式別人口、し尿等処理量の予測

(1) 予測の方法

公共下水道、汲み取り及び浄化槽の3つの生活排水処理方式別に人口を予測した後に、汲み取り及び浄化槽処理人口に1人1日当たりのし尿等排出量及び年間日数を乗じて各年度のし尿等処理量を予測しました。さらに、守口市のし尿等受入見込量（年間124kℓで固定）を加算して門真市浄化センターの処理量としました。

【門真市浄化センター将来処理量予測の方法】



(2) 処理方式別人口の予測

①公共下水道

公共下水道水洗化人口は、処理人口×水洗化率で算定しました。処理人口は平成26年度、31年度の整備目標を参考にして設定しました。平成21年度以降は、平成31年度に処理人口が現在のほぼ10%増の112,500人（平成26年度は105,000人）になるものとして、平成21年度から平成30年度については各年度間等分割で設定しました。

処理人口に対する水洗化率は、水洗化率の実績から98.8%が毎年0.1%ずつ改善されるものとして設定しました。

$$\boxed{\text{公共下水道水洗化人口}} = \boxed{\text{公共下水道処理人口}} \times \boxed{\text{水洗化率}}$$

②汲み取り

汲み取り人口は、年々減少しています。平成14年度から20年度の汲み取り人口の推移を傾向曲線式に当てはめ回帰分析を行い、ロジスティック式により将来の汲み取り人口を予測しました（〈参考〉汲み取り人口の予測）。

表 2-2 汲み取り人口の予測

項 目	平成20年度 (実績)	平成26年度 (中間目標)	平成31年度 (最終目標)
汲み取り人口	5,029人	935人	123人

③浄化槽

浄化槽処理人口は、以下の式で算出しました。

$$\boxed{\text{浄化槽処理人口}} = \boxed{\text{総人口}} - \boxed{\text{公共下水道水洗化人口}} - \boxed{\text{汲み取り人口}}$$

(3) し尿等処理量の予測

処理方式別人口に、表 2-3 に示す 1 人 1 日当たりの排出量と年間日数を乗じて、し尿等処理量を予測しました。なお、1 人 1 日当たりの排出量は平成18度から20年度実績の平均を用いています。

表 2-3 1 人 1 日当たりのし尿等排出量（最近 3 年間の平均）

項 目	1 人 1 日当たり排出量
汲み取り	2.620人/日
浄化槽	1.050/人/日

し尿等処理量の予測結果を表2-4、図2-1に示しました。今後、し尿等処理量は徐々に減少し、平成26年度26kℓ/日、平成31年度14kℓ/日と予測されます。

図2-1 門真市浄化センター日平均し尿等処理量の予測結果

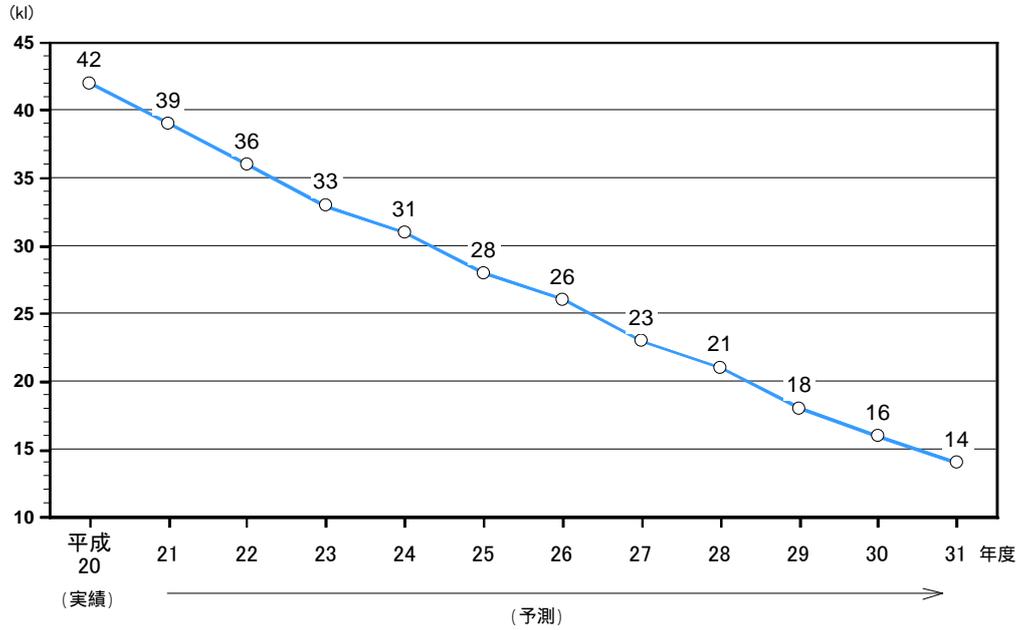


表2-4 門真市浄化センターし尿等処理量の予測結果

年度			2008	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	備考
			H20 (実績)	H22 (初年度)	H23	H24	H25	H26 (中間)	H27	H28	H29	H30	H31 (最終)	
日数			365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	
人口 (H20は3月末人口) 守口処理区の4人含まず (人)			132,049	131,098	130,254	129,412	128,571	127,548	126,526	126,221	125,916	125,610	125,303	門真市第5次総合計画の人口フレームを元に設定
H20=100			100	99	99	98	97	97	96	96	95	95	95	
処理方式別	公共下水道	処理人口 a	102,981	103,654	103,991	104,327	104,664	105,000	106,500	108,000	109,500	111,000	112,500	
		水洗化率 b	98.7%	98.9%	99.0%	99.1%	99.2%	99.3%	99.4%	99.5%	99.6%	99.7%	99.8%	98.7%から毎年0.1%向上と設定
		水洗化人口 (a×b)	101,626	102,514	102,951	103,388	103,827	104,265	105,861	107,460	109,062	110,667	112,275	
	人口の予測 (人)	汲み取り	5,029	3,720	2,743	1,960	1,366	935	631	422	281	186	123	◇ロジスティック式で予測
	浄化槽	25,394	24,864	24,560	24,064	23,378	22,348	20,034	18,339	16,573	14,757	12,907	◇総人口ー下水道水洗化人口ー汲み取り人口	
処理量 (kℓ/年)	門真市	汲み取り	6,240	3,557	2,630	1,874	1,306	894	605	404	269	178	118	最近3年間平均 2.62ℓ/人/日
		浄化槽	8,963	9,529	9,438	9,223	8,960	8,565	7,699	7,028	6,352	5,656	4,960	同上 1.05ℓ/人/日
	計	15,203	13,086	12,068	11,097	10,266	9,459	8,304	7,432	6,621	5,834	5,078		
	守口市	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	
合計			15,327	13,210	12,192	11,221	10,390	9,583	8,428	7,556	6,745	5,958	5,202	
日平均処理量 (kℓ/日)			42	36	33	31	28	26	23	21	18	16	14	処理量÷日数

<参考> 汲み取り人口の予測

[基本統計量]

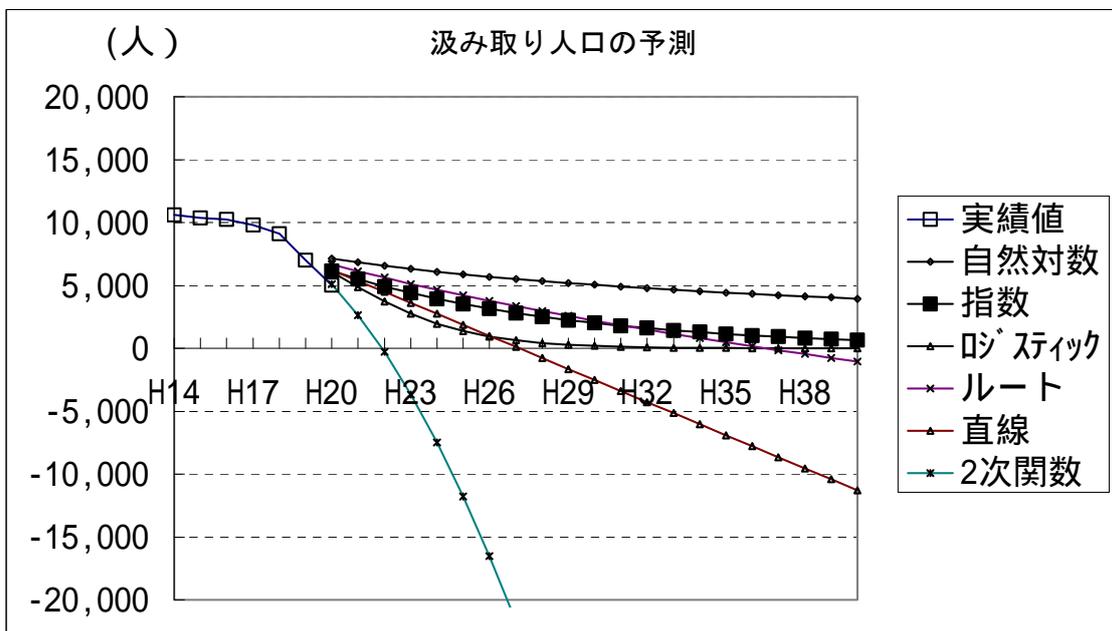
項目	Xデータ	Yデータ
件数	27	7
合計	28	62093
平均	4	8870.428571
偏差平方和	28	26243131.71
分散(n)	4	3749018.816
標準偏差(n)	2	1936.2383
分散(n-1)	4.6667	4373855.2857
標準偏差(n-1)	2.1602	2091.3764
積和	-24549	---
相関係数	-0.9056	---

[式の係数と精度]

関数式名	係数	自然対数	指数	ロジスティック	ルート	直線	2次関数
関数式の係数	a	-2369.225407	13484.774583	0.048404	-3036.320853	-876.750000	-227.464286
	b	11755.861271	0.893975	-0.420588	14716.462452	12377.428571	942.964286
	c			11,651.2			9,647.9
決定係数		0.6019	0.7203	0.9156	0.7204	0.8202	0.9858
重相関係数		0.7758	0.8487	0.9569	0.8488	0.9056	0.9929
D. W比		0.7787	0.7787	0.8846	0.8049	0.8292	2.0998

[理論値、予測値]

Xデータ	Y実績値	自然対数	指数	ロジスティック	ルート	直線	2次関数
H14	10,592	11,756	12,055	10,851	11,680	11,501	10,363
H15	10,353	10,114	10,777	10,475	10,422	10,624	10,624
H16	10,225	9,153	9,634	9,950	9,457	9,747	10,430
H17	9,807	8,471	8,613	9,245	8,644	8,870	9,780
H18	9,103	7,943	7,700	8,344	7,927	7,994	8,676
H19	6,984	7,511	6,883	7,265	7,279	7,117	7,117
H20	5,029	7,146	6,153	6,070	6,683	6,240	5,103
H21		6,829	5,501	4,855	6,128	5,363	2,634
H22		6,550	4,918	3,720	5,607	4,487	-290
H23		6,301	4,396	2,743	5,115	3,610	-3,669
H24		6,075	3,930	1,960	4,646	2,733	-7,503
H25		5,869	3,514	1,366	4,198	1,856	-11,791
H26		5,679	3,141	935	3,769	980	-16,535
H27		5,503	2,808	631	3,356	103	-21,734
H28		5,340	2,510	422	2,957	-774	-27,387
H29		5,187	2,244	281	2,571	-1,651	-33,496
H30		5,043	2,006	186	2,197	-2,527	-40,059
H31		4,908	1,793	123	1,834	-3,404	-47,077
H32		4,780	1,603	81	1,481	-4,281	-54,550



第3章 生活排水処理基本計画

(1) 収集・運搬計画

汲み取りについては、現在の直営・委託収集体制により当面对応を進めます。また、浄化槽については、許可業者による清掃・点検・汚泥引き抜きなどの対応を実施していきます。

なお、公共下水道整備が完了した地域については、市民に対して、早期に下水道へ接続するようPRを進めていきます。

(2) 処理計画

今後とも門真市浄化センターの維持管理の徹底に努めるとともに、守口市のし尿等の受け入れについても、協議した上で、継続します。

公共下水道の整備に伴い、し尿・浄化槽汚泥の将来処理量が減少していくことは明確ですが、生物処理が困難となる日平均処理量20kℓ/日以下及び下水道普及率90%以上となった時点を見据えて、第二京阪道路開通後の下水道整備計画等の動向、施設整備用地の確保可能性、周辺都市におけるし尿処理施設の処理動向等の諸条件を勘案しながら、適切な時期に下水道直接放流等による現有施設の廃止又は機能縮小化を検討します。

なお、浄化センター廃止に際しては、周辺のまちづくり構想と連携して南部地域の玄関口である駅前広場にふさわしい跡地の有効利用方法についても検討をしていきます。

(3) 最終処分計画

脱水処理後の汚泥については、処理量が年々減少していくため新たな対応は検討せず、環境センターでの焼却処理で対応していきます。

(4) 浄化槽対策計画

浄化槽設置家庭等に対しては、適正管理に関する意識啓発などの管理・指導を強化するとともに、許可業者の技術水準の向上を促し、浄化槽から流出した汚水や汚泥による公共用水域の汚濁防止に努めます。

(5) 生活雑排水対策計画

河川・水路等の水質改善を図るため、家庭や事業所で日頃から生活雑排水対策を実践するよう、啓発活動・環境教育の充実に努めます。

